

惠美君紹介(第三六〇号)
同(小林政子君紹介)(第三六一号)
同(多田光雄君紹介)(第三六二号)
同(正森成二君紹介)(第三六三号)
同(松本善明君紹介)(第三六四号)
同(渡辺眞君紹介)(第三六五号)
同(正森成二君紹介)(第三六六号)
同(渡辺眞君紹介)(第三六七号)
は本委員会に付託された。

十二月七日

文化財団等に対する寄付金の税法上の優遇措置
に関する陳情書外一件(中国四国九県議会議長正副
議長會議代表岡山県議會議長元浜貫一外八名)
(第四号)

一般消費税創設反対に関する陳情書外二件(玉
名市議會議長中山新次郎外二名)(第五号)

昭和五十五年税制改正に関する陳情書(大阪
市東区内本町橋詰町五八の七大阪商工会議所会
頭佐伯勇)(第六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

昭和四十二年以後における国家公務員共済組
合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等
共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出
第一九号)

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第
一七号)

日本専売公社法等の一部を改正する法律案(内
閣提出第一号)

○増岡委員長 これより會議を開きます。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組
合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部
を改正する法律案及び昭和四十二年以後におけ
る公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組
合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公
共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律
案の両案を一括して議題といたします。
これより両案について政府より提案理由の説明
を求めます。竹下大蔵大臣。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組
合等からの年金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました昭和
四十二年以後における国家公務員共済組合等か
らの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正
する法律案につきまして、その提案の理由及びそ
の内容を御説明申し上げます。

政府は、国家公務員共済組合法等の規定により
支給されている年金につきまして、その額を引き
上げることとするほか、国家公務員共済組合の年
金制度の現状に顧み、退職年金等の支給開始年齢
の引き上げ、高所得者に対する退職年金の支給
制限、退職一時金制度の廃止等の措置を講ずるこ
ととし、このため、第八十七回国会及び第八十八
回国会におきましても昭和四十二年以後におけ
る国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案を提出した
ところでありますが、遺憾ながら成立を見るに至
りませんでした。

共済年金制度の実情等を考慮すると、今後、年
金財政を健全かつ適正に運営していくためには、
以上申し上げました諸点につきまして、速やかに
法改正を行う必要があります。このため、ここに
昭和四十二年以後における国家公務員共済組合
等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を

改正する法律案を提出した次第であります。
以下、この法律案につきまして、その大要を申
上げます。

第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額
を改定することであり、すなわち、旧令によ
る共済組合等からの年金受給者のための特別措置
法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済
組合法に基づき年金のうち、昭和五十二年三月三
十一日以前に給付事由が生じたものにつきまし
て、別途、第八十八回国会で成立いたしました恩
給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改
定措置にならない、昭和五十三年度の国家公務員
給与の改善内容に準じ、年金額の算定の基礎とな
っている俸給を増額することにより、本年四月分
以後、年金額を引き上げることとしたのでありま
す。

この結果、平均で約三・六%程度年金額が改善
されることとなります。

第二に、公務関係年金及び長期に職者の受ける
退職年金等の最低保障額、恩給公務員期間等を有
する八十歳以上の老齢者に対する年金額の割り増
し措置について改善を図ることとしたのでありま
すが、これも恩給における措置にならうものであ
ります。

第三に、遺族年金に計算される寡婦加算及び遺
族加算の額を、遺族の置かれていた特別な事情に
かんがみ、それぞれ年額一万二千円引き上げるこ
ととしたのであります。

第四に、退職年金の支給開始年齢につきまし
て、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合
の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図るこ
と等の見地から、現行の五十五歳を六十歳に引き
上げることとしたのであります。

なお、この支給開始年齢の引き上げにつきまし
ては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階
的に引き上げていくという経過措置を講ずること
としたのであります。

第五に、高所得を有する退職年金受給者につ
きまして、年金の一部の支給を停止することとい

たしてあります。

第六に、減額退職年金の受給を選択できる場合
を原則として五十五歳からに限定するとともに、
減額率についても保険数理に適合するものに改め
ることとしたのであります。

なお、これらの改正についても、所要の経過措
置を講ずることとしたのであります。

第七に、現行の退職一時金制度につきまして、
すでに通算年金制度が樹立されております関係
上、この際これを廃止することとし、別途、厚生
年金の脱退手当金と同様の制度を設けることとい
たのであります。

第八に、公庫等に出向する職員につきまして、
現在の厚生年金と共済年金の二重加入の状態を解
消するため、五年を限り、公庫等に出向している
期間につきましては共済組合の組合員とすること
としたのであります。

第九に、長期給付における国庫負担につきまし
て、当分の間の措置として、総財源の二%相当を
特別に負担することとしたのであります。

以上のほか、特別の事情により公務上死亡した
者の遺族の範囲の緩和、自衛官等に対する特別年
金制度の廃止、掛金及び給付額の算定の基礎とな
る俸給の最高限度額の引き上げ等、所要の改正を
行うこととしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容
であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 地崎運輸大臣。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年
金の額の改定に関する法律及び公共企業体職
員等共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○地崎國務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給しております退職年金等につきまして、別途、第八十八回国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置に準じ、年金額を引き上げることとするほか、公共企業体の共済組合の年金制度の現状にかんがみ、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得者に対する退職年金の支給制限、退職一時金制度の廃止、国等に出向する職員に関する継続長期組合員制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等のうち、昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給等の改善措置に準じ、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を昭和五十三年度の国家公務員の給与の改善内容に準じて引き上げることとしたしております。

この結果、本年四月分以後、平均で約三・六％程度年金額が増額されることとなります。

第二に、長期に職した者に係る退職年金等及び旧国家公務員共済組合法に基づく殉職年金等の最低保障額を引き上げるとともに、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の者に対する年金額の割り増し措置の改善を図ることとしたしておりますが、これも恩給等における措置にならうものであります。

第三に、遺族年金等に加算される寡婦加算及び遺族加算につきまして、遺族の置かれてゐる特別な事情にかんがみ、それぞれ、年額一万二千円引き上げることとしたしております。

第四に、退職年金等の支給開始年齢につきまして、年金受給者の高齢化等に対応して、共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ること等の見地から、現行の五十五歳から六十歳に引き上げることとしたしております。

なお、この支給開始年齢の引き上げにつきましては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることとしたしております。

第五に、高額所得を有する退職年金受給者につきまして、年金の一部の支給を停止することとしたしております。

第六に、減額退職年金の受給を選べる場合につきましては原則として五十五歳からに限定するとともに、減額率につきましても保険数理に適合するものに改めることとしたしております。

なお、これらの改正につきましても、所要の経過措置を講ずることとしたしております。

第七に、現行の退職一時金制度につきまして、すでに通算年金制度が樹立されております関係上、この際、退職一時金、返還一時金及び死亡一時金を廃止することとし、別途厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けることとしたしております。

第八に、公団等に出向する職員につきまして、現在の厚生年金と共済年金の二重加入の状態を解消するため、五年を限り、公団等に出向している期間につきましては継続長期組合員として共済組合の組合員とすることとしたしております。

また、国または地方公共団体に就任する職員につきましても、公団等に出向する場合と同様に取扱うこととしたしております。

第九に、長期給付における公共企業体の負担につきまして、当分の間の措置といたしまして、総財源の二割相当を公経済の主体としての公共企業体が、特別に負担することとしたしております。このほか、組合員期間二十年未満の廃業年金受給者が死亡した場合につきましても遺族年金を支給することとする等、所要の改正を行うこととしたしております。

たしてあります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

○増岡委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田壯目君。

○山田（壯）委員 この共済年金につきましては、八十七国会からこの九十九国会まで通して審議をいたしておりますが、特にこの法律、非常に膨大なものになっておりますので、理事会等で鋭意検討してまいりました。その中で問題になりましたのは大きく分けて四点でございます。これらについてきょうは私、両大臣初め担当の大蔵省の關係に質疑をしてみたいと思つております。

まず第一は、支給開始年齢を五十五から六十に延ばしていく、この關係で、既得権が奪われる、こういう關係者の国民の皆さんの意見が強いことは当然でございます。六十歳に支給開始年齢を引き上げていくというこの背景は、高齢化社会に突入する日本の国民の事態に反映させての措置、あるいはそうなりますと、共済年金は退職にドッキングしてありますから、一体雇用の保障はどうなつていくのかということなどが中心の議題になつて論議されてまいりました。その前提として六十歳の支給開始年齢引き上げは一体どういう判断に基づいて御提案になつておりますのか、それをまずお伺いしたいと思います。

○竹下國務大臣 雇用政策と公的年金の支給開始年齢とは相互に關係があることは事実であります。したがつて、今度の改正は、いま山田委員御指摘のとおり、いわゆるわが国がこれから高齢化社会に対応していくための措置、それに対して現行の制度下にいらつしやる方々は既得権の喪失、

失、そうお考えになることも事実であらうと思つてます。したがつて、私もさういふことは、この雇用政策と年金政策との連動といたしまして、この法律案で、年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げるに当たりましては、十五年から二十年の経過措置を設けてあるところでありますので、今後とも将来の雇用情勢を注視しながら、雇用保障との關係につきましては、たとえば退職勧奨等についても十分な配慮がなされなければならないことはまた事実でございます。

したがつて、これを総合して、改正した考え方の背景にありましますものは、やはり日本の国の高齢化社会に向かつての雇用政策というものが基本的な考え方の中にあつて、そこに生ずる摩擦というものをできるだけ少なくしながらこれを実施していくべきであるということが基本的な考え方ではなからうかというふうに理解をいたしております。

○山田（壯）委員 財源の点については触れられませんでしたけれども、実際に今日の日本の年金制度というものは、一部を除いて保険数理でやっております。その關係で、成熟度がだんだん進んでまいりますと、財政負担は苦しくなつてまいります。そういう意味からの六十歳支給開始引き上げということとの連動があることとすれば、一体共済年金が非常に成熟化していく年次をどの程度に想定されておりますか、その点についてお伺いいたします。

○竹下國務大臣 では、事務局からお答えさせていただきます。ことをお許しいただきたいと思つてます。

○西垣政府委員 お答え申し上げます。いつの時点からかということではなくて、成熟度が着実に進んでまいりますので、負担といたしましては組合員の掛金負担あるいは使用者としての国の負担になるにせよ、あるいは国庫負担になるにせよ、老齢化が急速に進んでまいりますので、急速に増加していくということでございます。いつまでも五十五歳というふうなことで給付を始めるということは、財政からいってまたないという状況にあることを申し上げさせていただきます。

と思います。

○山田(社)委員 財政がもたなくなっていくという事はわからないことはありません。いまの年金制度はごく一部国庫が負担をする、大半は被保険者の掛金、雇用の掛金、この掛金によって、保険数理に基づいて年金が支給されていくわけですが、こうした点が成熟度の煮詰まってくる中で、非常に財政的に苦しくなっていく。保険数理ですから、当然被保険者なり雇用の掛金も高くなってくるし、そうして国庫の負担も高くなってくるのだと思いますが、私は、特に国庫の負担金についてはどのようにお考えになっておられますのかをお伺いしたいと思います。

○西垣政府委員 共済組合につきましては国の負担の割合は従来一五％ということで来ておりますのを、この際、さしあたり一％を増加して一六％に引き上げるところでございます。共済の財政政といたしましては、被保険者である組合員の掛金、それから使用者のそれと同額の負担金、それから国庫の負担ということで構成されておりました、今後共済の財源率が上がってまいりますと、組合員の掛金率、掛金負担はどんどん増加してまいります。したがって、それを軽減するためには国の負担の割合を上げればいいわけでございますけれども、しかし、現下の財政状況から言いますと、国の方の財政もそんなに楽ではございません。要するに、一般の納税者が納得がいかなうことを考えながら負担の方を考えていかなくてはならないということございまして、現在のところでは一六％が最終的に固まってしまうというものではないと存じますけれども、これを引き上げるといふことにつきましては慎重に考えざるを得ない、かように考えております。

○山田(社)委員 要するに、六十歳の支給開始年齢に引き上げていく、それは十五年ないし二十年かかって引き上げる。それは一つは高齢化社会の現実を踏まえての措置、二つ目には財源の措置等も考えて支給開始年齢を引き上げていく、総合的にはこういう御意見だと思ふのです。

私が申し上げておりますのは、共済年金は退職した支給開始を行うということで、退職と支給開始年齢とは原則的にドッキングいたしておきます。そこで、十五年ないし二十年かかって支給開始年齢を引き上げてまいりますと、法律を見ますとおおむね三年でくくりにして一切引き上げると、こういう順序になってまいらると思うのです。そういったしますと、今回のこの法律が成立をいたしますと、三年たつて五十六歳支給開始になります。そのときの勤労者の退職とはドッキングするのですか、どうなるのですか、その点をお伺いしたいと思います。

○西垣政府委員 ただいま国家公務員につきましても六十歳定年制ということで定年制法定化の問題が次第に具体化しつつあるということにつきましては、先生も御承知のことだと思ひます。それから実際の勧奨退職年齢というのが、これは省庁によって違ひますけれども、おおむね五十七、八歳というふうな状況でございます。そういう状況で、先生の御懸念は、退職をして年金受給につきましても、今度の五十五歳から六十歳に引き上げるとを御提案申し上げました際には、十分な経過規定を置くということである十五年ないし二十年の経過期間が置かれておりますので、そういった意味では余り心配する必要はないのではないか、かように考えております。

○山田(社)委員 国家公務員の場合は、事実上退職勧奨年齢を五十七、八に置いておられるように私も聞いております。しかし、三公社の場合で、特にそういう五十七、八が退職勧奨年齢になっていないところもあります。五十五歳でやめなければこの危険な仕事には従事できない、老眼鏡をかけては仕事はできないのだ、こういう職種を持つた企業もございまして、そういう関係もございまして、私が申し上げたように、この支給開始年齢を退職にドッキングさせるということになりますと、どこか適当な職場に配置転換をして、その職務に従事できるような体制をとらねばなりません。

ん。そういう点をあわせ考えまして、そういう企業に対しては適切な行政指導をおとりになる用意がございませうか。その点をお伺いしたいと思います。

○石月政府委員 ただいま先生お話ございましたように、たとえば公企体共済の場合におきまして国鉄を例にとりますと、現在勧奨退職年齢は五十八歳になっておりますけれども、現実にやめていかれる方を見ますと、五十五歳が非常に多いというのが実情でございます。これは国鉄は四十九年まで五十五歳を勧奨退職年齢といたしておりました関係上、いまだにそういう形が多いということと、五十五歳でやめた方がその後の再就職に非常に有利であるというふうな考えからそのようになっているかと思ひます。

しかし、先生ただいま御指摘のように、国鉄の組合員というものは大部分が現場でございまして、その現場の中には重労働もございまして、年齢からいって場合に非常にむづかしいというふうな仕事もあるようでございますので、そういう職種につきましてもは現在五十歳から減額して年金を支給するというような方向をとって緩和しておるわけでございますけれども、今後この種の職種について年金の支給年齢が上がりました場合にどのような対応していくかということにつきましては、一つは、どういう職種を対象にするのか、いま一つは、財源率等の関係もいろいろございまして、制度の面でも十分検討していかなければならぬと思ひます。また、実際の行政運用の面によりまして、できるだけそういう方の再配置というものがスムーズに行われて、本人の肉体的能力、そういうものを十分に勘案したような労働条件というものを十分指導していきたいと思ひております。

○山田(社)委員 公企体関係も国家公務員関係も大体内情はわかりました。私がお伺いしているのは、原則的には開始年齢と退職とは年金支給がドッキングするのだ、引き継がれていくのだ、こういう立場で、まだ退職勧

奨年齢というものは法制化されておられませんが、三公社の中にある退職勧奨年齢もまちまちでございまして、それは企業の中の職種の違い、重労働なり危険職種なりいろいろございまして、それらの違いは一応のけておきまして、原則的に支給開始年齢と退職はドッキングするのだどうか、これを第一にお伺いしておるわけです。ただいまは減額年金支給の制度にまで触れられてきたわけですが、それは後ほど質問をいたしたいと思います。その点だけ一点を御質問をいたします。

○石月政府委員 私どもも、退職勧奨年齢と年金の支給開始年齢ができるだけ一致することが望ましいと思ひますけれども、必ずしもそれは制度上運動すべき性格のものではないのではないかと申します。と申しますのは、やはり退職年金の支給年齢については本人の所得を得る能力というものが何歳ぐらいになるのかというふうな問題から年金財政の問題も絡むかと思ひます。一方におきまして勧奨退職年齢につきましても、その職種の性格なり企業のいろいろな諸条件というものがございまして、一致することが非常に望ましいとは思ひますけれども、またその方向で努力していきたいとは思ひますけれども、理論的に一致すべきであるということとはちよつと言えないのではないかと申すのであります。

○西垣政府委員 先生の御趣旨は、退職と退職年金とがつながるという観点から、退職勧奨をする場合でも十分配慮すべきである、いたずらに早くやめさせていくのではなくて、その辺を十分考えねばならぬ、こういう御趣旨だと思ひます。

今回の改正も、先ほど申し上げましたように、十五年ないし二十年の経過期間が置かれておりますし、それから年金財政を考えましても、早く受給者をつくり出していくことは必ずしもプラスにはなりませんので、役所のような組織体では常に新陳代謝を行つて組織の活力を確保しなくちゃならないという要請はもちろんでございましてけれども、先生の言われておりますような方向で努

力することは可能ではないか、かように考えます。

○山田(社)委員 ただいまの御答弁で、可能な判断に立って適切に指導するという事で、その点は了解をいたします。

ただ、これとの関連で、どうしても肉體上その職務に従事できない、適職配置転換を求められても、その職にもなかなか自分に従事できない、専門職として二十年、三十年育つてきておりますから、急速他職にかかわることもなかなか耐えられない、こういう事例もございましょうから、そういう場合には初めて減額年金制度が適用されていくんだと思っております。その減額年金も、そういう本人の意思を含めての措置をされるべき年金は五十五歳が支給開始年齢になる、こういうふうには判断をしておるわけです。減額年金の支給開始は、いま言われておるように、法律では保険数理に合せて大体どの程度減額しようかということとで、私なりに中を見ますと、七%ないし八%、それだけ一年単位で減額をしていく。五十五歳からなら五年間でございしますが、その標準値を八%の減額と見ましても五、八、四割の減額になります。今日のやはり生活をつかさどっていく国民大衆の側から見たら、この減額は高過ぎる。現行の減額は半分の一年四%でございします。やはりそうしたところが既得権の喪失の大きな点になるのです。その点をひとつ私は現行どおり措置さしていくように、十分三公社の人々なりあるいは大蔵省当局なりの人は判断をされてしかるべきではないか、このように思っております。もちろん、保険数理でございしますから財政との関係もございします。しかし、本法が通過をいたしましたから十五年間の長きにわたって経過をたどっていく経過措置の項もございしますで、それらの段階で十分措置できると私は判断するし、支給開始年齢が六十になるのが昭和七十年でございしましょうから、昭和七十年までは現行の減額率を適用していただきたい、こういうことを強く求めるわけでございますが、いかがでございしましょうか。

○西垣政府委員 今回の諸改正の中で減額率につきましては四%を保険数理の率に改めるということにさせていただきます。要するに保険数理から見ると、減額退職年金を受ける人が普通の退職年金を受ける人よりもきわめて有利でございまして、同じ組合員の間に不公平が生ずるといふことからこういう改正をお願いしております。

ただ、先生おっしゃいましたように、経過期間中は少なくとも四%を維持したかどうかというお考えでございすけれども、実は今度の改正案の中身も、まさにおっしゃるとおり経過期間中は四%ということにさせていただきます。その経過期間中は十分勉強いたしまして、先ほど先生もおっしゃいましたような、年をとってはやっていけないような、特に例外として扱わなければならないような重労働職種とかあるいは危険職種というものとしてどんなものがあるのか、その範囲はどんなものであるのか。それから先ほど申し上げましたように、減額退職年金の率を有利にするということは一般の組合員に対して不公平に有利にするという問題もございします。そうすると、早く退職年金を受けるためにはより掛金を大きくしなければならぬかもしれない、かような問題もございします。その辺も含めまして十分検討させていただきます。かように思っています。

○山田(社)委員 おっしゃっていることはわかります。とにかく減額率を昭和七十年まで、法律が通れば改正法が適用されていく経過措置の段階は現行の四%を維持していきたい。

私は、二つ目に、それとの絡みで申し上げるわけですが、たとえば重労働職、危険職種はもう他の職に代替もできない、こういう人たちが退職せざるを得ないという立場に立ったときは、他の組合員との比較はむしろ大事でございします。う。だから、その職種には高額の掛金をあらかじめ取っておくことも現在の段階で不可能だと私は思う

のです。こうした人たちは現在のこの法律の中で減額率四%となりますものをもっと減額率を下げたい、三%なり二%なりに引き下げていく、こういう一つの状態を十分考慮して検討するといふお話でございしますが、これは確かにその職種を適当に出していくことはこの会議ではむずかしいでございします。当然単位共済ごとに組合員の方と管理者の方とで協議なさって、そこで整合性のある職種、これは危険だ、これは重労働だ、これはとても耐えられないという協議が出ましたら、大蔵省の方では全体の整合性を見ながら、そういう職種については、政令なりあるいは法律改正なりをして措置をしていくことを含めて御検討をいただくということだと理解してよろしゅうございしますか。

○西垣政府委員 いま御指摘がありましたように、これはなかなかむずかしい問題でございします。先ほど申し上げましたように、一体どんな職種が例外扱いをされてしかるべきものであるかということ、それから減額率として何が妥当であるかというような問題、それから負担のあり方、こういったことも含めまして慎重に検討させていただきます。と思います。

○山田(社)委員 慎重に検討するという事です。そうして、私が言ったような方法に基づいて検討した結果を措置することも含めて検討なさる、こういうことですね。

○西垣政府委員 そのとおりでございします。

○山田(社)委員 次に、国庫負担の項についてでございますが、この国庫負担割合は現行法では一五%であります。ところが、全体の公的年金制度を見てまいりますと、大体共済だけで五つ関係がございします。それに民間で働いておられる方々の年金の厚生年金、こうした人たちの公的年金制度の国庫負担割合を見ますと、公務員、三公社、こらあたりは一五%の国庫負担でございします。厚生年金は二〇%の国庫負担でございします。ここに明らかに表面的には逆官民格差が出ております。単位共済からの御要求は、保険数理だから掛

金をできるだけ高めるといふことが影響しまして、三公社の場合と国家公務員の場合、民間の場合、それぞれ掛金率が異なっております。三公社の場合、その中でも特に成熟度の強い国鉄の場合は掛金が三割程度高くなっております。これも保険数理であるから仕方ないといへばそうでございます。また、掛金を掛ける組合員にとつてみますと、なぜ国庫負担割合がおれたちは一五%なのか、一般の人は二〇%までになっているのじゃないか、こういう不満も出ておるのでございします。今回の六十歳に支給開始年齢を高めるこの法案提出のときに一五%を二〇%に引き上げたい、こういう法律になつておるわけです。私は、他の公的共済年金とのアンバランスをなくする、バランスをとる、それがこの法案を審議する私たち国会議員にとりましてはきわめて常識的なことだと思っております。

そこで、いろいろ給付内容等にも議論が及んでいては長くなりますから省略いたしますが、やはり原則的にはアンバランスをなくするよう配慮していく、こういうふうな立場をおとりになってほしいという気持ちでこの質問をするわけですが、その上限は、アンバランスの上限を二〇%程度、いわゆる公的年金とのバランスという立場に立つて措置していくという配慮をいただきたいのですが、いかがでございしょうか。

○西垣政府委員 いま御指摘がございましたように、国家公務員共済、公企体共済につきましては国庫負担割合が一五%、それを今回一六%に引き上げるというところでお願い申し上げておるわけですが、それに対して、同じ共済グループの中でも私学共済でございしますとか農業団体共済でございしますとかは一八%でございしますし、厚生年金につきましては二〇%というところは御指摘のとおりでございします。ただ、負担割合の数字だけから見ますと、まことに不統一の印象を与えるわけでございますが、国庫負担割合は各年金制度の給付条件等の差や加入者の負担能力等を考慮して決められているのでございまして、そういったものも考

慮いたしますと、おむね均衡がとれている、国庫負担のあり方については、社会保険制度全体の均衡を考慮しながら国の財政力に応じて措置するという方針で一応均衡はとれてこまできていますというふうに考えます。

ただ、御指摘のように、国庫負担金の率が上がっていき、それだけ被保険者、組合員の掛金負担が増加する度合いが減じられるという意味で、組合員にとっては大変プラスになるということも事実でございます。しかし、他方、いまの財政状況からいって、一般納税者の御納得を得て国の負担をどれだけふやしているかというふうな問題もございまして、それから、これから高齢化が急速に進行していきまます過程で、各種公的年金の制度を全体としてどうしていくかというふうな問題もございまして、その中で国庫負担の割合がこれでいいのか、さらに進めなくちゃならないのか、そういったこともあわせて検討させていただきますというふうに思います。

○山田(社)委員 検討とおっしゃいますのは、私が御質問申し上げておる他の公的年金とのアンバランスをなくして整合性を得るように十分配慮し検討していく、こういうふうに理解していいですか。

○西垣政府委員 先生の御趣旨もよくわかりますし、先ほど申し上げましたように、これから公的年金のあり方が、いまのままでばらばらでやっていくといいのか、さらに抜本的に考えられなければならぬかというふうな問題もございまして、そういう大きな問題の一環として考えさせていただきますという趣旨でございます。

○山田(社)委員 少し歯切れが悪いので不満でございますが、ただ、納税者の立場、財政再建という今日の現状、そうしたものをあわせにらみまますとそういう御答弁になると思いますが、いま立法の仕事をしておるのですから、やはり立法上は、私が申し上げたように、アンバランスをなくして国民の不平、不満をなくしていくように配慮することを整合性を求めるという表現に置いてるんで

す。その立場で真剣に御検討いただけますか、重ねてお伺いいたします。

○西垣政府委員 真剣に取り組みたいと思っております。

○山田(社)委員 次は、共済法第一条の目的の中で、国家公務員の制度という立場からこの年金をながめております。そのために、公務員として正當でない行為をした場合には懲戒処分を受けまます。これは公務員法の立場で理解できますが、この年金の問題は、いままで議論をしましたように、公務員制度の一環として共済年金を見るわけにはまいりません。むしろ社会保障制度の一環として年金は見なければなりません。だから、共済年金に対しても社会保障制度審議会から幾たびか答申もございまして、諮問もなされております。いわゆる社会保障制度そのものでございまして。

そういう意味から見ますと、この共済組合法第一条に、公務員制度に並んだような措置、減額の条項がございまして。

特に公務員は、破産罪の要素というものは当然国民の規範として許されないわけでございますし、懲戒処分を受けた者は減額適用をするということとは全然わからないこととございまして。しかし、労働運動で処分を受けた、こういうことが減額の対象になるということは、社会保障制度の一環としてこれに私たちは合意をするわけにはいきません。

だから、こうした問題について、今後その減額扱いをするものの可否について十分真摯な御検討をいただいて対応できる御措置をいただけるものかどうか、その点をお伺いいたします。

○西垣政府委員 国家公務員共済制度につきましては、厚生年金等になような減額措置があるというところで、従来いろいろ問題になっておりますことは十分承知しております。これが一時的な措置ではなくて、一生それがついて回るといふようなことでいろいろ問題があるということも承知しておりますので、これは政令委任事項でもご

ざいまして、審議会等でも十分研究をしていただきまして、私どもも前向きに考えてまいりたい、かように考えます。

○山田(社)委員 その点はわかりました。鋭意真剣に御検討いただいて、政令委任事項でございましてから適法な措置がなされるものと期待をいたしております。

それからいま一つ、いまも審議会のお話が出ましたが、三公社共済には審議会がございせん。そういう立場で、いまのような問題との絡みで審議会を設置なさる意思はございせんか、いかがですか。

○西垣政府委員 あるいは運輸省の方からお答えする話かもしれませんが、とりあえず私の方の感じを申し上げます。

現在、国家公務員につきましては国家公務員共済審議会がございまして、地方公務員につきましても同じように審議会がございまして、その他の共済につきましても審議会がございまして。そういう意味で、共通の問題について審議する場をつくつたらどうかという御趣旨でございますが、現在の審議会との関係をどうするか、新たに審議会という法的なものを設けることについてどんな問題があるかというふうなこともございまして、審議会をつくるということでお答えするわけにはまいりませんけれども、それぞれの共済グループ固有の問題のほかいろいろ共通の問題を持つておりまして、これから高齢化社会が進み、成熟度が進んでまいりますと、それぞれの年金グループ、共済グループごとに深刻な問題が共通の場で論じられなような解決ができないというふうなことでもございまして、どういふ法形式になるかは別といたしまして、何か共通に意見を交換し、あるいは御審議をいただくような場はつくつてまいりたいと私どもは考えております。

○石月政府委員 ただいま主計局次長から御答弁がありましたように、私どもの公企体の共済組合に関する制度につきまして調査、審議をするとい

うような審議会がないのは事実でございます。しかし、当面緊急を要する問題等につきましては、国鉄共済に関する制度上、財政上の諸問題を検討するために、運輸大臣の私的な諮問機関といたしまして、五十二年から国鉄共済問題懇談会というのをつくりましていろいろ検討しているところでございます。

しかし、今回の改正案を作成するに当たりましても、各共済制度全般にまたがる問題を審議するために国家公務員共済、地方公務員共済、公企体共済の三者の懇談会をつくりまして、実質的に検討をした経緯もございまして、そういう公務員年金制度のあり方等、共済制度全般について共通した審議の場をつくつていただきたいというのには非常に強い希望でございまして、ただいま次長からいろいろ話もございましたように、統一した審議会の設置についてはなおいろいろ調整すべき問題等が多いと思っております。実行上の問題も含めまして、先生おっしゃるような審議会の設立について関係の方と十分検討してまいりたいというぐあいに考えております。

○山田(社)委員 これも歯切れが悪く聞かえるのですが、要するに、現在は国公、地公、三公社で懇談会を持つておる。こんな懇談会は拘束力がございせんから、意味がございせん。しかし、それは長年この問題を議論してきた一つの発展的過程に起きた状態だと私は思うのです。だから、それをもう一歩進めていかないと、各共済共通の基本問題その他について一元的に審議をしていく機関がない。現在ないので、そこいろいろ混乱を生んでいるのです。だから、それを一元的にいろいろ審議する機関を設置してほしい。その設置の仕方、中で部会が持たれたりすることをおっしゃるけれども、中々部会が持たれたりするのはあなた方、それぞれの官庁関係の中の協議の中でお決め願うことでありまして、私が申し上げておるのは、そういう基本的な問題について一元的に審議をする機関の設置がなければ、これからますます共済問題は混乱に落ちていく、そういうふう

うに判断をしますので、そのようにお願いして
おるのです。その点について十分検討するという
話なのかどうか。中のことはいろいろがちや
がちや言われぬでいい。それははっきりその点
をお聞きするわけですから、お答えください。
○石月政府委員 十分に検討したいと思つてお
ります。

○竹下國務大臣 私からお答えした方が適切か
と思います。

これは私の所管する大蔵省から発議すべき問題
であるかどうかということについては、私もい
定かなる自信がございません。しかし、山田委員
のるお述べになりました意見を十分に踏まえ
て、どうしたら一番実効が上がるかという形で、
御趣旨の線でご前向きに検討したい、このように考
えております。

○山田(駐)委員 運輸大臣はいかがですか。

○地崎國務大臣 ただいま大蔵大臣がお答えしま
したような線に沿つてまいりたいと思ひます。

○山田(駐)委員 時間が過ぎましたので終りま
すが、最後に、両大臣にお気持ちのほどを聞き
たいのです。

私は大体五点到つたていまで質疑をいたしてま
いりました。当面するきわめて大事な問題な
のです。これらについてそれぞれ担当者の方から御
答弁がございました。これもお聞きになったと思
ひます。これらについてひとつ両大臣とも十分御
慮いただいて、御答弁いただいた内容が完結し
ていくようにお力添えをいただきたいと思ひま
す。いかがでございますか。

○竹下國務大臣 御趣旨を体して取り組んでい
きたいと思ひます。

○地崎國務大臣 先ほど来の山田委員の御指摘の
数々につきましては、各関係方面と十分御相談を
申し上げまして、今後の措置を講ずるよう十分
配慮するよう努力いたします。

○山田(駐)委員 終わります。

○増岡委員長 坂口力君。

○坂口委員 いま、社会党の山田議員から、一応

野党を代表した形で、今回の附帯決議を中心
にいたしました質問があつたわけでありまして、
その内容を私も多くの点におきましては賛成
をするものであります。しかし、公明党としての
立場から、二点だけさらに加えてお聞きをして
おきたいと思ひます。

第一点目は、前回のときにも私、触れたわけ
でございますが、今回の共済年金の改正に当
つて、今後の問題として日本における全体の年金
制度をどのように持つていくかというその大きな
流れの中で、この共済の改正がどう位置づけら
れているのかということをお聞きをしておきたい
と思ひます。前回にも私はこのこと
をお聞きをいたしました。余り明瞭な御答弁は
ございませんでしたけれども、新しい内閣もでき
たこととございまして、改めてこの問題をお聞
きしておきたいと思ひます。

その流れいかにによりましては、現在この共済
の改正案が持つております内容も、非常に大き
くまた意味づけが變つてくることも私考するわけ
でありまして、そういう意味で、私は全体の年金制
度の中で今後これをどのような位置づけにしてい
こうとするのかということをお聞きしたい。

○西垣政府委員 大変むずかしい問題でござい
まして、率直に申し上げまして、単純明快にお答
えをするということとは困難でございますが、これ
から公的年金諸制度につきましましていまのま
までいいと考えておられる方はありませんで、何と
かしなくちやいけないうこととこの一兩年もい
ろんな提言が出されていることは、先生御承知の
とおりだと思ひます。私ももういふた諸提言を
勉強しながら、どうしたらいいかということ
を現在模索中でございます。

ただ、今度の法律改正がその中でどういふ
に位置づけられるかという点でございますけれども、
今後、公的年金諸制度が全体として見直しを
されるにしまして、制度が余りかけ離れている
というふうな状態に置いておくのはいかかとい
うような問題があると思へば、支給開始年齢を五

十五歳から六十歳に引き上げるといふ措置がま
さにそれに当たるのではないかな、こういう感じ
がいたします。

○坂口委員 現在、御承知のとおり年金八種類に
分立しておるわけでありまして、見聞するところ
によりまして、厚生年金につきましても六十五歳
への引き上げの話が出てまいりました。それぞ
れ現在まで分かれてまいりました年金制度の改革
が、それぞれいままでからの中での改革を加
えていかれようとしているわけでありまして、改
革を加えていくということは、ある面では前進す
る面もございまして、しかし、私は改革を加
える以上、やはり国民どういふ職業であらうと
も、公平にこの年金が行き渡るような方向での第
一步でなければならぬと考えている次第であり
ます。

私たちは、いわゆる年金の一本化を考えてお
りますけれども、一遍にそこまですることにはな
かなか、それぞれの歴史的なものもございまして、
むずかしいこともまた承知をいたしております。
しかしながら、方向としてはその方向の一里塚
であつてほしい、こう私たちも考えておるわけ
でございます。

それでいまお聞きをしたわけでございますが、
このことにつきましては、むずかしい問題では
ございまして、しかし方向性の問題でござい
ますので、特に、大蔵省はいずれにいたしまし
ても総元締めになる部分もございまして、大臣の
お言葉を一言だけ伺つておきたいと思ひます。

○竹下國務大臣 大蔵大臣から御答弁申し上げ
るべき課題であるかということについては、幾ら
か私もちやうちやを感じますけれども、政府全
体の閣員の一人として、私は、各種年金制度の
問題は医療保険制度も別の一つの柱かもしれま
せん。そういう点について今日まで歴史的経過が
それだけあつて、なかなかこれを画一的な範疇
の中にまとめることのできない問題。しかし、
それがたとえば指摘された官民格差を少しでも
是正していくかという一里塚の中で、これからの年

金制度に取り組んでいかなければならぬ課題であ
るといふことだけは十分認識をいたしております。

したがって、いま坂口委員おっしゃいました
わゆる一元化という言葉を使ひ使うかどうか
は別といたしまして、方向として私は間違つて
いない、われわれもそう考えるべきである、この
ように考えます。

○坂口委員 もう一点お聞きをしておきたいと思
ひますが、今回のこの改正案の中に支給制限の問
題がございまして、これは月額五十万円以上、年
額にいたしまして六百万を超えた方で、年金額が月
額十万円、年額にして百二十万円を超えた方のそ
の年金額の半分を減額する、こういう今回案にな
つておるわけでありまして、

いままでになつた制度が導入されたといふこ
とにつきましては、私も一歩これは前進をしたと
は思ひますけれども、しかし、現在の各制度の
問題、それからまた財政上の問題等を考えま
しても、もし一歩前進させるのなら、これは少し
六百万というのは高過ぎることに線が引かれて
はいらないか。もう少し下の方に線を引かれて
いいのではないか。あるいは月五十万円、年間六
百万という額をたえそのまゝにするとしてしま
しても、年金額の月十万円、年額にして百二十
万円以上の部分に何らかの検討を加える
余地はないかといふことを、これもまた前回私
ちよつと触れたところでございますが、国民年金
は言わずもなでございまして、厚生年金との比
較におきましても、厚生年金従事者の皆さんは
五十五歳の定年後他の企業に移られましたとき
に、これはなかなか支給がしてもらえないけれ
ども、しかし、共済の場合にはこれが全額でき
るというところがございまして、せつかく手
を加えられるならば、もう少し明確な形で手
を加えられないかといふことを私、実は提案を
したわけでございます。

今回の附帯決議の中でも、これは今回少し明確

でなかつたわけでございますが、この点について私はひとつお考えを伺っておきたい、こういうふうにするわけなんです。

○西垣政府委員 高額給与所得者に対する制限の問題でございますが、およそ共済あるいは公的年金の關係で給付が始まりますのは、年金グループ離脱のときというのが原則でございます。これは厚生年金等でも基本原則としてはそのとおりでございます。その年金グループから離脱すればどんなに高所得でも給付権が発生するというのが原則でございます。共済でも従来それでやってきたところでございます。

今回、これはまさにその原則を破りまして、高額給与所得者に対する給付制限をやるということにしたわけでございますが、その考え方は、確かにそれが原則ではあるのですけれども、退職年金というのは、考えてみますと、退職後のいわば所得保障の制度であるというのがベースとしてございます。そういうことを考えますと、余り高額の人に全額払うというのはいかかかなというふうな考え方に立っておりまして、そういった意味で、これは受給権者にしてみますと、大変な期待権を失わせるという問題があるのでございますが、その中で、特に高額の人については、それは言ってもそれが許されるのではないかと、今更には切つてこういふ制度を入れたわけでございます。六百万ということにいたしましたのは、公庫、公団等の役員になられる程度の所得の方ということで線を引くのが妥当ではないかなということでございます。

それから、百二十万と申しますのは、給付の方で、平均的にもらっている額くらいは給付してしかるべきではないかという意味で、厚生年金のモデル計算で平均がこの程度でございますので、そこで一応線を引いております。それを越えましてものの二分の一というのは、これは給付期待権というのは全額についてあるわけでございますが、その負担を見ますと、本人の負担と使用者の負担が大体半々だということから、本人の掛金分に見

合う程度はという意味も込めまして二分の一にカットするのが妥当ではないか、かような考えでございます。私どももいたしましては、かなり思い切った制度を創設したというふうに考えております。

○坂口委員 踏み切られたことに対しては私も可憐に思いますが、思い切りが悪かつたと述べているわけでありまして、原則的なお話はいまおっしゃったとおりだろうと思ひます。権利としては当然そういうことだろうと思ひますが、しかし、厚生年金の場合には、先ほど申しましたように、一定の制限を設けながら年金を一部支給するという在職老齢年金があるわけでありまして、それとの見合ひで考えますと、月額五十万以上という、言わねば高額所得者に対しての態度としては少し甘過ぎはしないか。せめて十萬から十萬で一応頭打ちというのなら、これはまた私は評価をするわけでありまして、十萬を超えた額のその半分をというところでありますから、これは思い切られたには違ひありませんけれども、いささかこの点で思い切りが悪いと私は思ひます。

この点で、今後ひとつ他の制度との間のバランスも考えて検討課題にしてみたい、こういうふうにも思ひます。そのことについて事務当局並びに大臣からの御発言をいたしたい、私、質問を終わりたいと思ひます。

○西垣政府委員 お答え申し上げます。

先ほどちょっと答弁で触れませんでした、厚生年金の例と対比して言っておられましたので、ちょっと御説明申し上げます。厚生年金の老齢給付と申しますのは、先ほど申し上げましたように、本来なら、年金受給権はその年金グループを離脱することによって始まるのでございますが、厚生年金の方は、そのグループの中に残っておりまして、六十五歳を超えた者につきましては給付をしよう、こういう制度でございます。本来ならばもらえないものをもらえるようにする、この制度でございます。それから、今度共済で考えましたのは、本来ならもらえるものを減額してし

まうということ、逆でございます。その点が多少違うかと思ひますが、私ども、制度につきましては常に見直しをするというのは当然のことだと思ひますので、今後とも検討させていただきます。

○竹下國務大臣 法律は改正し直ちにそれがひとり歩きしていくものであります。また、政府当局としてはその法律というものの歩みを一日たりとも等閑視しておくべきものではないという原則もございまして、保険数理、保険理論あるいは危険負担とかいろいろの言葉がございまして、そういうようなものがこれらの仕組みの中でおこっている。趣旨の形で絶えず見直しが行われるべきものであると私も理解しております。

○坂口委員 終わります。

○増岡委員長 渡辺君。

○渡辺委員 共済二法の改正問題については年の瀬も迫っている中の問題であります。公務員あるいは公共企業体の職員だけではなく、年金関係者を含めて多くの国民が注目しているというふうに言えると思ひます。

（委員長退席、稲村（利）委員長代理着席）
ここにも約千通余りの関係団体からの電報が寄せられております。今度の法改正では、二十年來の制度の根本にかかわる問題が改正されようとしております。特に支給年齢の五十五歳から六十歳への引き上げという問題は、まさに年金制度の根本にかかわる問題であるというふうに考えるわけ

です。先ほど大蔵大臣が提案理由の説明をされておりましたが、第八十七国会における金子前大蔵大臣の提案理由の説明と違う重要な部分があると考へております。それは第一項から九項までの各論の部分ではなくて、前文の中で大臣はこういうふうな改正の理由を述べているわけなんです。つまり「共済年金制度の実情等を考慮すると、今後、年金財政を健全かつ適正に運営していくためには」云々と、こういう文言が入っているわけなんです。つまり財政の側面からだけしか、非常に矮小化してし

かこの年金制度改正の問題を考えていないというふうな受け取りざるを得ないわけです。特に今日まで年金制度の問題についてはさまざまな論議が繰り返されております。この一年を見ても、昨年十二月の共済懇あるいはことしに入りまして二月の国公審、四月の年金基本懇、さらに一番近くは十月十八日の社会保障制度審議会の報告がございまして、これらの答申あるいは報告の中で共通しているのは、法改正の最も重要な問題、つまり年齢の引き上げについては、とりわけ高齢化社会を迎えていく、そうした中でこの引き上げと並行して特に雇用の問題など慎重な審議が必要である、総合的な見地からこの問題を取り上げなければならぬというふうな指摘をされているわけです。そういう点から見ると、大臣の趣旨説明の中では、まさに財政の側面からだけしか考へていないと言わざるを得ないわけです。ここに私はこの改正についての最大の危惧を感じるわけです。

（稲村（利）委員長代理退席、委員長着席）
そういう点について改めて大蔵大臣の基本的な見解をお伺いしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 いまの御指摘でございますが、当然法律というものは行政執行の基準になるべきものであります。その行政というものの実態を考へてみますと、当然のこととしてこれまた国民生活全体に影響するものである。その行政の分野で大蔵省は大蔵省なり、あるいは厚生省は厚生省なりの一つの分野を担当しておるわけでありまして、それはまさに総合的な国民の暮らしというものを対象としたものであります。したがって、この法律改正もそういうところに基本的には考へ方があるの申すまでもないことであります。ただ、私どもが財政云々と申しておりますのは、過去二回の国会において、これは残念ながら成立を見るに至りませんでしたという前提の上に立てば、このような言葉が、三度目お願いするわけでございます。これはあつてしかるべきではないか、基本的には先ほど来いろいろ御質疑がございまして、これに対してお答え申し上げます。

ておるのは、まさに財政そのものの範疇からこの問題をとらえるのではなくして、国民の暮らしという全体の中からもとりとえたいものであるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○渡辺(眞)委員 そういふふうなお話でございますけれども、現実には私も答弁を聞きながら非常に抽象的であまいであり、明確な展望がないというふうに感じておるわけです。一番新しい社会保険制度審議会における十月十八日の報告でも、こういうふうな指摘があるわけです。特に「年金政策と雇用政策との関係は、これまでとかく軽視されてきたきらいがある」、これは十月の十八日です。こういう指摘がございしますが、これは単に大蔵省の問題だけではなくて、国の基本的な政策にかかわる問題であるというふうに考えております。現在年金制度は八種類でこれまた多岐にわたっておりますが、いずれにいたしまして、年金受給対象者は将来を勘案いたしますと国民の圧倒的な部分でございしますが、そういう見地からしてこうした年金政策と雇用政策との整合性と申しましようか、こうした点について、発足した第二次大平内閣の中では、総理大臣あるいは閣議等においてそういう明確な展望を持ってこの年金問題に対応されて、そして改めて国会にこうした改正案が提案されているのか、その点をもう一度お聞きをいたしたいと思ひます。

○竹下(眞)大臣 これは、総選挙という洗礼を受けて新しい内閣が新しい施策としてこの法律案の改正をお願いしたものではありません。しかし、基本的に、それぞれの法律案を御提案申し上げて御審議をいただくに当たっては、もとよりこの年金制度の持つ意義と、そして一番関係の深い雇用情勢というものを念頭に置かすして、これをただいままでの行きがかり上提案するというだけのものではないというふうに思っております。

○渡辺(眞)委員 それでは少し具体的な問題について触れたいと思ひますが、一つは、退職者の現状の認識問題ですけれども、国家公務員の場合には平均六十歳というふうに言われておりますが、

五十五歳から五十八歳までの退職者が約四四％を占める、国鉄の場合には五十五歳から五十八歳までが約八〇％を占めるというふうに言われております。特にこの点では、これは国家公務員法の第百七条でも明記されておりますように、職員が相当年限忠実に勤務し退職した場合の年金制度であり、「その後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならぬ。」というふうな公務員法の明確な規定がございします。そういう意味で、二法を含めて、こうした精神が貫かれておるというふうに考えるわけです。そうなりますと、とりわけ労使の間においてこの問題について当然一致を見なければならぬというふうに考えております。

それから、これも先ほど触れた十月十八日の社会保障の報告の中では、「いうまでもないことであるが、年金における既得権は確保されなければならぬし、期待権はできる限り尊重されなければならぬ。」というふうな指摘をされておるわけですね。つまり、五十五歳から六十歳への引き上げということがさまざまな角度で検討されている時期に、こういう具体的な指摘がございしますけれども、この二点について御見解を伺いたい。

○西垣(眞)政府委員 今回の法律改正の原案を作成しますまでの間に、私も、国家公務員、地方公務員、公企体三者の組合の方々にも参加していただくような懇談会を設けて、九回にわたって意見を伺っていただき、御審議をいただいた結果の作品が今回の改正案であるというふうに申し上げられるかと思ひます。そういう意味で、御意見ににつきましては、かなり率直に聞かせていただいているというところを申し上げてよろしいのではないかとと思ひます。

それから、先ほど国家財政の立場からだけ考えているというふうにおっしゃいましたけれども、提案理由の中で書いてございしますのは、国家財政ではなくて、年金財政の健全化という問題でございします。これは、どんな年金でも、財政を悪くしますということは、要するに後の人に迷惑をかけ

て、いま食ってしまうという問題でございします。これは私ももとより当然健全化に努めなければならぬのではないかといいことでございします。

それから、既得権の問題でございしますけれども、これは、いま引用されました社会保障制度審議会におきましても、これからの高齢化社会を迎えて共済につきましても当然六十歳に引き上げべきだということを別の機会にも言っておられますし、そういう角度から考えますと、これから高齢化人口が増加するということも必至でございまして、負担する側と給付をもらう側との利害が相反するわけがございしますが、高齢化が進んでまいりますと、負担する者が負担し切れなくなってくるということから、やむを得ず五十五歳を六十歳に引き上げていく。さらに、それ以上いかなければならぬかという議論がもう現に出ておるわけがございします。

ただ、それをやることによって大きなトラブルが起きてはいけないという意味で、そこは経過期間を十分に設けるというような措置を通じまして、そういう問題が起きないように十分配慮をするというところで対処していくことだと思ひます。

○渡辺(眞)委員 いまの答弁の中で、国家財政という問題、これをもう一回明確にしておきたいと思ひますけれども、共済二法の場合には、基本的には企業年金的な性格のもので、各種年金にはそれぞれ国の負担がございします。三三％から今度一五％プラス一％というふうになっておりますので、そういう意味からして、やはり国の財政との関係という立場で私は指摘をしているわけですので、その点は明確にしていきたいと思ひます。

時間がございせんので、最後に、この共済二法のこれからの運用の問題も含めてでございしますけれども、特に今後の実施に当たっては、労使間の合意の問題、あるいは個々の改正等を含めて、より根本的な問題に接近せざるを得ないと思ひます。

けです。そういう点で最後に大蔵大臣に要望申し上げたいと思ひますが、先日新聞でも報道されておりましたが、税理士法の改正問題で、ある新聞では、大蔵大臣はそういう法案が論議されていたことは知らなかった、こういう趣旨のことが報道されておりました。また、これは昭和五十三年度の竹下登代議士の政治団体の政治献金、これは新産業経済研究会、長期政策総合懇話会、永田町政経調査会、この三つの政治団体で合計一億七千五百九十六万円の政治献金を受けておりますが、ほぼ一カ月一千五百万円に相当いたします。

一般庶民、圧倒的な国民の生活感情からすれば、一政治家が一月千五百万円の政治献金を受け取らなければならぬというところは、十分にどうか、全く理解できないと思ひます。十一月二十一日の正森委員の質疑の中でも、大蔵大臣は、今日わが国の直面している重大な危機の中で、まさに裸でというか、全力を傾注して難局に対処したいというふうな御見解を述べておられますけれども、こういう事実があるというところを指摘しながら、ぜひ大蔵大臣にもこうした立場で努力をされることを希望いたします、私の発言を終わりたいと思ひます。

○増岡(眞)委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○増岡(眞)委員長 両案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合を代表して高島修君外三名より、また、両案に対し、日本共産党・革新共同を代表して正森成二君外一名より、それぞれ修正案が提出されております。

この際、提出者より順次趣旨の説明を求めます。山田(眞)君。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の

た。

〔本号末尾に掲載〕

御承知のとおり、これら共済年金関係の二つの法律案は、すでに第八十八回国会において成立いたしました。ところで、恩給法等の改正内容に準じて年金の引き上げを行うとともに、年金制度の改正として年金支給開始年齢の引き上げ等を行うものであります。

そのうち、支給開始年齢の引き上げにつきましても、高齢化社会の到来を迎え、また、年金財政の将来を展望いたしますと、制度改正もやむを得ないものと思われるのでありますが、諸般の情勢により法律の成立がおくれました関係から諸準備に要する時間的余裕を保ち、制度の急変を避けて共済組合制度の円滑な運営を図るため、その施行を若干おくらせる必要があると認め、両修正案を提出した次第であります。

次に、兩修正案の内容を申し上げますと、年金の支給開始年齢の引き上げ等の実施期日を、兩政府原案において「昭和五十五年一月一日」と定められておりますが、兩修正案は、それぞれ「昭和五十五年七月一日」に改めるとともに、これに伴いまして所要の規定の整理を行うものであります。何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○増岡委員長 多田光雄君。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○多田委員　私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました昭和四十二年年度代表以後における国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法等のいわゆる共済年金二法の両改正案に対する修正案について御説明申し上げます。

政府提出の共済年金三法改正案は、年金制度の根幹にかかわる重大な改悪部分を含んでいることはすでに審議の中で指摘したとおりであります。すなわち、年金の支給開始年齢を現行の五十五歳から六十歳におくらせるという改正部分は、退職と年金支給に期間のギャップを生ぜしめ、年金財政の負担増を国公、公企体労働者の負担の強化で切り抜けようとするなど、労働者に犠牲を強いるだけでなく、年金制度の全面的な検討と改善、雇用保障の確立、公務員制度全体にかかわる問題がほとんど無視され、一方的に行われるものであり、他の公的年金制度の抜本改悪に道を開くものであります。

私どもの修正案は、この年金支給開始年齢の延伸部分を政府改正案より削除し、当然措置されるべき改善部分を生かすように所要の修正を加えようとするものであります。

以上が本修正案の提案理由とその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

討論の申し出がありますので、これを許します。渡辺貢君。

○通辺委員 私には日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法等のいわゆる共済年金二法の両修正案に關して、政府原案及び自民、社会、公明、民社党共同提案に係る修正案に反対、日本共産党・革新共同提出の修正案に賛成する討論を行います。

今回の政府改正原案で最大の問題は、現行法制
定後二十年來の抜本的な制度改悪として登場した
年金支給開始年齢の六十歳への延伸措置でありま
す。

第一は、この共済年金の支給開始年齢の延伸が、わが国公的年金制度の根本改悪の一里塚となる点であります。

今日、公的年金制度問題についてはさまざまな格差やゆがみを残しておりますが、今日の改正は、年金制度の全面的な検討を抜きに一方的に支給開始年齢だけを取り上げ、年金制度改善の方向で出されている点に重大な問題があるのであります。

す。特に女子の場合、厚生年金については五十五歳に對し、今回共済年金は六十歳にしようとしています。これは婦人の年金権を大きく奪うものと言わなければなりません。今回の改悪が、被用

者年金の割合を占めるいわば本命ともいへべき厚生年金の六十五歳延伸への前提づくりであり、ひいては公的年金制度の格差と財源難を口実にしたた年金制度全体の改悪につながることは明らかであり、断じて容認することはできません。

第二に、この措置は、退職と年金支給に期間のギャップを引き起こし、国公、公企体労働者の利益に反する点であります。

政府の厳しい退職勧奨等で六十歳未満の退職者は、昭和五十二年度で国公労働者で四五％にも上り、国鉄について言えば、五十三年度で五十五歳退職者が八割にも達しているのであります。雇用と年金の接続という必要最小限の条件整備さえ保障されないままでの本改正案は、公的年金のためにも反するものであります。

第三に、国庫負担等の根本的改善を避け、年金財政の危機を労働者への負担増で乗り切ろうとしている点であります。

高齢化社会の到来とともに、年金財源の増大は当然のことではありますが、それだけに労働者の負担増を可能な限り抑えながら、同時に財源を確実に保障できる合理的な制度の確立を急いで進める必要があります。しかるに、政府案では、国庫負担や保険料の労使折半方式等の抜本的改善に何ら取り組まず、もっぱら労働者への犠牲転嫁で切り抜けようとしていることには承認できないものがあります。

以上のように、政府原案は、政府の福祉切り捨て、低福祉高負担路線に示されるものであり、われわれは断固反対するものであります。

次に、自、社、公、民四党の共同提出に係る修正案は、この重大な恒久制度の改悪部分の中身はそのままで、その実施時期だけを六カ月おくらせようというだけのもので、当然反対するものです。

第八十七国会でこの改進黨に反對する諸願が、衆參兩院で百七十萬人、さらにこの二、三日全国各地の關係勞組、分会等から同趣旨の要請電報が、わが党にだけでもすでに千通以上届いております。これは、今回の改正案が保險者たる勞働者の合意を得ずして半ば強行されようとしていることを端的に示していることをここで指摘しておきたいと思ひます。

日本共産党・革新共同提出の修正案は、これら労働者の要求にこたえ、改悪部分を削除し、当面改善部分のみを成立させ、共済年金制度のあり方については、さらに検討を深める趣旨のものである。

り、賛成するものであります。

最後に、本臨時国会は与野党が一致する法案のみを成立させるべきであるにもかかわらず、このような重大な意見の相違がある法案について、十分審議を尽くさぬまま採決されようとしていることに強く抗議して、討論を終わります。

○増岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○増岡委員長 これより採決に入ります。
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、正森成二君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○増岡委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、高島修君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○増岡委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○増岡委員長 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○増岡委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、高島修君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○増岡委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○増岡委員長 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました両案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、高島修君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田趾目君。

○山田(趾)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

本附帯決議案は、国家公務員及び公共企業体職員の年金制度につきまして、高齢化社会の到来等に備え、年金生活者の生活の安定及び共済組合制度の充実を図るため、政府においても、なお、検討すべき諸点を取りまとめ、その実現に向けて努力を要請するものであります。

個々の事項の趣旨につきましては、先ほどの委員会審査において論議がなされておりますので、案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

〔昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案〕及び「昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 退職年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げるに当っては、将来の雇用保障との関連に充分配慮し、段階的に退職勧奨しう年齢等を引き上げてゆくよう努めること。

二 高齢者の勤続が不適当と考えられる重労働職種や危険職種に長期間従事していた者が退職した場合における減額退職年金の減額率については、将来、必要に応じて一般退職者の減額率より緩和する途を講ずるよう検討すること。

三 共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異つている現状にかんがみ、公的年金制度間の整合性に留意しつつ検討を続けること。

四 懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡も考慮して再検討すること。

五 共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議をする機関の設置について検討を行うこと。

以上であります。

○増岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。
本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下国務大臣 まず最初に、政府提出法案がただいま修正議決をいただきましたことにつきましての政府の意見を申し述べます。政府としてはやむを得ないものと思ひます。

次に、ただいま附帯決議として御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を体しまして十分検討いたしたいと思ひます。

○増岡委員長 地崎運輸大臣。

○地崎国務大臣 ただいま附帯決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体し、十分検討いたしたいと思ひます。

○増岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○増岡委員長 本会議散会後、直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時四十二分開議

○増岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

税理士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。正森成二君。

○正森委員 私は、税理士法の一部改正案について、これから大臣並びに政府関係者に質問をいたしたいと思ひます。

税理士法については、かねがね税理士会で、昭和三十九年にも改正案が出されて、それは廃案になったと承知しておりますが、このときには税制調査会にたしかけられたと私も承知しておりますが、そのとおりですか。

○福田政府委員 政府の税調の税理士小委員会というのに一年間にわたって審議していただきました。三十八年の十二月に答申をいただきました。それを受けて三十九年法が出されたというところでございます。

○正森委員 今回、昭和五十四年に提出された税理士法については、税調の御審議はなさいましたか。

○福田政府委員 内容が前回の答申にはほとんど即してありますので、改めてかけておりません。内容が違つておればかけるつもりでございましたが、内容がそれに沿つております。

○正森委員 そうすると、政府の見解としては、三十九年に提出されたものと内容が変わつておらないから税調にかけなかった、もし実質的に変わる部分があれば当然税調にかけたはずである、この何つていい答弁だと思ひます。

そうすると、私は非常におもしろいことになると思ひます。昭和三十九年のときには、日本税理士連合会は総力を挙げて反対しておつた。ところが、今回は一応日本税理士連合会は賛成をして多額の資金まで用意しておつたことになれば、変わったのは法案でなしに日本税理士連合会が変わつたということにならざるを得ないと思ひます。私は、これを非常に奇妙な現象であるというように思ひざるを得ないということになります。第一番目に指摘しておきたいと思ひます。

第二番目には私は伺ひますが、本法案の第二条で「税理士の業務」というのが規定されております。私の承知しているところでは、これまで税理士は所得税、法人税、相続税等直接税を主として

扱うことができたが、間接税一般は原則として扱えませんでした。今回の場合には、間接税を扱うことができませんし、したがつて、もし昭和五十六年以降一般消費税が導入されることになれば当然それを扱うことができると思ひますが、いかがですか。

○福田政府委員 業務としての税目は、御承知のように現在限定されております。改正によつて包括税目になる理由は、前回答申及び三十九年法にございまして、同じように税理士が本来そういうものを扱うべきだという原則論からきておるわけでございますので、その趣旨は今回も同じであります。一般消費税問題はそういう関係では特別に新しい問題ではございません。間接税の問題を御指摘になりましたが、これは前回答申におきましても、申告納税ということ所得、法人というふうな税目に限られておつた二十六年度の古い体系が、その後の推移で間接税についても申告納税制をとつてきたということを受けて、申告納税を援助する税理士の業務として間接税を入れるのが当然であるという趣旨で三十九年法、これは答申を受けておりますが、そういう趣旨に沿つておりますので、あえて新税をいまの段階で想定して急遽考えたというものではない、法理論としての考え方でございます。

○正森委員 非常に気になるのか、先走つた答弁であります。私は一般消費税の導入を考えて急遽この案をつくつたのかどうかという質問はしてないのです。問うに落ちる語に落ちるというのが福田審議官の答弁だと思ひますが、結局一般消費税が導入されたと思ひます。結局一般消費税が導入されたと思ひます。結局一般消費税が導入されたと思ひます。

○福田政府委員 失礼しました。御質問のとおりに答えれば、新税目が必要なら、当然にこの規定で本来税理士が扱うべき必要のない印紙税等の性格のものは外れます。それから行政書士等が従来扱つておるもの、それに類するものがありますが、その一般的なものは入る。前の事業所税と同じことでございます。

一般消費税の問題をちょっと失礼しましたけれども、これは法理論で申し上げれば、仮に新税の附則で書くこともできますので、あえて税理士法の問題ではございません。

○正森委員 あえて税理士法の問題であるかどうかは、これからやはり審議を進めていきたいと思ひます。

大蔵大臣に伺ひますが、大蔵大臣は、これまで当委員会その他の質問でも、できるだけ新税の導入は避けたいと思ひが、いろいろ努力した結果それでも歳入欠陥が生じるような場合には、五十五年度は考えないが、五十六年度以降一般消費税も考える、間接税のワン・オブ・ゼム、たくさんあるうちの一つである、こう言われましたね。それはいまでも御見解は変わりませんか。

○竹下国務大臣 私もその後勉強してみまして、確かに税目の分け方としていわゆる財政学上からも直接税と間接税という分け方があり、そして消費税と所得税という分け方もある。そうすると、一般消費税というものは、いわゆる学説の上でこの消費税一般を指すという意味においては、いまでも使われたいわゆる一般消費税というものはちよつと新税と、先般来考えられた新税という言葉ならわかりませんが、一般消費税としてその範疇に全部インクルードしてしまふということについては必ずしも適切でなかつたかな、こういう感じがしております。

○正森委員 それは言葉の表現の問題についていろいろ御見解をお述べになつたと思ひます。ところで、世上言われておりますが、一般消費税というのは非常に包括的な税金でございます。から、万が一これを導入する場合には税務署員の増員を八千名ないし一万名行わなければならないという説もあるようにございしますが、大蔵大臣はいかがお考えですか。

○竹下国務大臣 その問題につきましては、きわめて具体的なことでございますので、私が正確に答えるだけの自信がございませんので、税務当局をしてお答え申すことをお許しいただきたいと思ひます。

○伊藤田政府委員 執行の問題につきましては、一般消費税の導入した場合の問題につきましては種々検討を行つておりますが、いづれにいたしましても検討を行つてまいつたという状態でございます。相対的な人数を要することは思ひますが、その内容につきましてはまだ確定的なことを申し上げる段階にないというところでございします。

○正森委員 相当な人数の増員を要するということはお認めになりました。

そこで次に進めたいと思ひますが、他の同僚議員も御質問になりましたが、今回の第四十一条の三に助言義務というものがあつた。これは、「委員が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠蔽し、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならぬ」という制限がついております。そこで、私は当委員会政府委員の答弁を聞いておりますと、あたかもこの規定が倫理規定であるかのような答弁をしておるかと思ひ、他の委員の質問に対しては必ずしもそうでないと思ひ取れる点があるのです。はつきりその点を答えてください。

○福田政府委員 規定として倫理規定もしくはそれ以外の規定の線はなかなか引きづらい点がございますが、たとえば三十七条、御承知のとおり「品位を害するような行為をしてはならない」というのがございます。それと同じような趣旨で具体的な内容を定めたのが今回の四十一条の三と私は解しますが、これは「直ちに、その是正をするよう助言しなければならぬ」という内容は倫理を盛つておるといふ意味では倫理規定である。しかし、これが正直に申しまして、正確に申しまして、法令違反の問題がございします。これ自体は、脱税相談もしくは故意に不真正の申告書を出す

と

いう意味の四十五条的な積極的な行為に際しての懲戒処分というものは適用しておりません。それは外してございませう。したがって、懲戒処分としてはほかの法令一般の場合、すなわち四十六条が適用されるという意味では単なる倫理規定ということではない。倫理規定ではあるが、しかしその趣旨からいけば、倫理規定の趣旨を尊重して運用されるべきモラルの点に重点があるというふうに解しております。そうききまち——刑法ではございませんで、業法でございませんで、その辺の性格に応じて運用されるべきものである、こう考えます。

○正森委員 答弁は答弁として、この法律の仕方から厳密な解釈をしなければいかぬと思うのですね。そうしますと、この四十一條の三というものは、不正の事実を知った場合には、これは助言をしなければならぬというように、英語で言えばマストという関係になっているわけですね。これをもし行わなかった場合には、四十六條で一般の懲戒というに当然当たることになる。一般の懲戒の場合には、御承知のように、四十四條で戒告、一年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止、この三つに、四十一條の三の助言義務を行わなければ該当して、処分される場合はあり得る。これは法文の規定から当然でしょう。

○福田政府委員 法律の構成としてはおっしゃる通りであります。あとはまた質問に答えます。

○正森委員 結構です。

したがって、これは単純な倫理規定ではない、税理士さんが職を剝奪される可能性のある規定であるというところは非常につきりしているのです。これを倫理規定であると言って、あたかも大した規定でないかのようにとることは絶対に許されません。

それからまた、答弁の中で聞いておきますと、福田審議官は三十六條の脱税相談の禁止を挙げ、「税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談

に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない」という規定がある、多くの場合に四十一條の三は結局この脱税の禁止に包括されてしまう場合が多いから、結果としては脱税相談の禁止というところを押さえられるだろう、こういう意味の答弁を社会党の同僚委員にしておられるのを私は拝聴いたしました。

しかし、これは全く違うのではないかと。三十六條は脱税の相談の指示をするというのですから、それね。やれとデイレクトするのですから、それから「相談に応じ」というのは、はいはい、これはこうやった方が税金が少なくて済むぞということ、脱税の共同謀議をするということでありませう。こ

ういう問題については従来から当然罰則がありませう。刑事罰もありませう。もちろん懲戒処分を受けます。ところが、今回の場合にはそれは全く違つて、税理士個人は積極的に何にもしないのです。指示もしない。相談にも乗つて、ああそう、こうしようかというのにあずからない。ただ、委嘱者が不正の事実があった場合にそれを告げないという不作為ですね。それに基づいて四十六條による一般の懲戒で職を失うところまでに至るといふことになるわけでありませうから、単純に三十六條に至る過程の中の問題だというふうな問題じゃなしに、それまでの過程を特別に構成要件として取り上げて一般懲戒で処分するといふことができればいいわけでありませう。これは大変な規定であります。

しかもなお大事なことは、不正の事実があつて、それを直すように助言したかしかつたか、それは水かけ論であります。ところが、水かけ論にならないように四十一條で帳簿作成の義務を課しております。この帳簿作成の義務を見ると、いままでの、税務代理という書類を作成して出したりというふうなものについては、一件ごとに事件の要領及びそのてんまつ、報酬金額並びに事件の終了年月日等を書かなければいけない。もちろん委嘱者の氏名はあたりまえであります。しかし、税務書類の作成及び税務相談については、一

件ごとに委嘱者の住所及び氏名または名称、委嘱を受けた年月日並びに報酬金額だけでいいということになっていたわけでありませう。そうすると、今回の規定の場合には、税務代理はもろもろのこと、税務書類の作成だけでなく税務相談について、事件の内容及びそのてんまつを記載しなければならぬとされております。そうすると、従前は委嘱者の住所や氏名だけでよかったものについて、一挙に——これまで最も厳しかった税務代理でさえ事件の要領及びてんまつでありませう、それが今度は事件の内容及びてんまつということになれば、詳細に一々記載しなければならぬということになるのではありませうか。

○福田政府委員 前半の部分からまず申し上げますと、脱税相談との差は、これは積極的行為とそうでない行為との差であり、それに依つて処分の差もあるわけですね。具体的事例は、税務の接触を納税者と代理人がやつておる際に生じることの沿革から申しますと、脱税し、もしくは脱税しようとするというのが最初にございまして、構成要件を非常に明確に書いておる。主観的なことでなく客観的に相当の悪質な事例がわかるような構成要件になっております。これはちよつと最初に申し上げたいと思うのですが、そういう場合に、これは本当は罰則、懲戒もしくは罰金が適当であるという意見も関係省にはございまして、しかし、これは行き過ぎであります。というのは、先ほどのように積極的脱税相談とそうでないものとの差であると思ひます。しかし、そこで判断の要素が余り入つてはいけませんので、構成要件を明確にしておいて、その相談をするとき折衝の過程において、明らかに二重帳簿がある、もしくは仮装預金をしておるというものがたまたま目についたとき、こつちが探すべきではありません、そのときにアドバイスをする。それは直すべきであるというの第一からくる当然のことだろうと思ひます。これを言つておるわけでありませう。しかし、これで相手が直せば——当然私は善良な納税者は

直すと思ひます。九〇％以上、全部が直すというのがわれわれの期待であります。それを期待した規定であります。しかし直さない。直さないというのを知つておるわけでありませう。そうしますと、その後引き続き業務をやりますと、情を知つてやつておりますから、そこで脱税相談に移行する場合が多いと思ひます。知つていますから、指導する話に移つていきます。またそうでないとしても、不真正な申告書を書くというふうな意味で、途中の段階における予防的な規定であるというふうに解するのが常識的であらうと思ひます。

それから次の御指摘の帳簿の問題であります。これは、前回答申及び三十九年法に書いてある例文でございませうが、新たにその辺の、税務書類の作成と特に税務相談の問題、これが御指摘の点であらうと思ひますが、これは内容及びそのてんまつを常識的な非常に簡便な方法で、だれに、所得税の何年度の分の相談を受けたという程度のことを本人の備忘で書くのはあたりまえであらうと思ひます。あと、助言をしたかしないかの問題はまた別の問題でありませう、これは免責の立証の問題であらうかと思ひます。

○正森委員 いま、福田審議官の答弁を聞いておると、倫理規定だなどというものは真つ赤なうそだと私は思ふのですね。本来、これは非常に悪質だから罰則をつけたという意見があつたんで言つておるんですね。そういうふうに立法者が考へておるのなら、こういう規定ができて、一般懲戒の規定に当たるといふなら、びびり取り締まつてくるであらうというところは非常につきりしてゐるんですね。しかも、私の質問に正面からお答えにならなかつたが、帳簿作成の義務がある。要領及びてんまつと事件の内容及びてんまつと違ふのです。

○福田政府委員 この辺は会則で定めることになりませうが、税務代理と税務書類の作成と税務相談、これはそれぞれの業務の内容に応じて会則の

定める範囲で今後定められる問題であつて、その辺も詳細にどこまでかというところは、今後実際に応じて税理士会において検討される、それをわれわれが相談を受けるということでありまして、先ほどの助言義務の問題は、現在における航空機騒音、その他をめぐりまして、いろいろな世上の批判がある、社会の批判がある際に、やはりこの種の国民の当然の期待はあるわけでありまして、しかし、これを罰則によつて処分する問題ではない。

○正森委員 一向にわからぬですね。あなたは当初、一般の懲戒にかかることをお認めになつたでしょう。四十五条の懲戒じゃないけれども、一般の懲戒にかかることは認めていたでしょう。

○福田政府委員 一般の懲戒にかかることはあると申しましたが、その問題の発展の過程、結果において脱税相談もしくは不正申告書の作成という問題として議論される、それはそつちの方に吸収されるという問題でございまして、さらに常識的に申し上げると、懲戒処分は今慎重にされておまして、懲戒審査会を経て行いますので、そこでその辺の判断は合理的に行われるというところであります。

○正森委員 その点はそれはなつてはおらないといふことをまた申しますが、事件の内容及びそのてんまつといふことになれば、具体的な内容、数字、金額、そういうものを記載しなければならぬのですか。それとも、いままで法に言うところの要領でいいのですか。

○福田政府委員 内容及びてんまつは、税務代理の場合と税務相談の場合では違ふと思ひます。税務相談の場合は、内容及びそのてんまつは必要最小限度で備忘的に書いていくというのが常識ではな

いかと思ひますが、これは会則によつて自主的に定めればよいと思ひます。

○正森委員 しかも、その会則は日本税理士連合会が自主的に決めることができるものじゃないに、監督官庁に届け出て、それで認めてもらわなければいけません。

○福田政府委員 そこは常識的にお互いに実態に依つて定めればよいことで、そこで自主的な立場を尊重すればよいと思ひます。

それから、前回罰則がございましてけれども、これは外されております。そういう意味で、自主的な立場は尊重されておることとござい

○正森委員 法律の規定というのは、長屋での相談のように常識的にいくというものであつてはならず、法文にどう規定されているかといふかなければならぬと思ひます。

大蔵省当局は、日本税理士連合会の会則について監督権を持つておるんですよ。私の知つてるところでは、日税連の決議や役員についてさえそれを変更させることができる権限を持つておるんですよ。

○福田政府委員 いまの監督権は、ほかの業法における公認会計士、弁理士等と同じこととございまして、むしろ、会則の変更は、重要事項を除きまして、自主的に税理士会に任せられておまして、ほかの業法に比べれば、比較的自主性の高いものであります。御指摘の帳簿の点は今回

則の方にゆだね、しかもその罰則を外しておるといふことでありますから、法の運用というものは実態に即して合理的に行われる。特に業法の場合はほかの法律以上に合理的な運用というものを考へないといふことと思ひます。

○正森委員 いま福田審議官が、懲戒の点について審議会を設ける、慎重にやつておるといふことを言ひましたが、いまの税理士法では、処分については、不服のある場合には裁判を起こして、そしてそれが確定しなければ効力を生じないといふことになつておるんですよ。ところが、今回の

場合には、処分が行われたら、即時効力を生ずるといふことになつておるんですよ。これはちつとも慎重にも何もなつていないじゃないですか。

——ちつと待ちなさい。

そして、その点について私が言ひますと、ここに昭和五十年六月二十七日の最高裁の判例があります。この最高裁の判例を見ますと、処分の効力を生ずるのが確定のときではないといつて争つたのに対して、これは確定のときなんだ、言い渡したときではないんだということ、当時の安川七郎国税庁長官が上告人になり、ついでの間で法務省の官房長、民事局長をしておりました香川保一さんが上告して、代理人になつて争つておるんですよ。時間がありませんから多くは言ひませんが、その上告理由を見ると、税理士法の二十八条一項後段を見ても、あるいは税理士法四十八条を見ても、税理士法六十一條四号を見ても、これは全部確定をした場合に初めて効力を生ずるといふことを前提として定めた規定である、それを、即時効力を生ずるといふように解釈することは誤りであるといふことで、一審、二審判決が訴えを却下したのに対して上告しておるんですよ。あなた方は、国税庁長官や法務省の民事局長がついての間まで、確定のときに効力を生ずるんだといふのでした。変えておいて、なぜ処分が慎重になつたんで言うのですか。

○福田政府委員 これは立法論の問題としていまやつておるわけとございまして、現行法の解釈としては、おっしゃるとおり、裁判によつてはつきりしております。立法論としては、各業法はすべて処分のときであります。これは、行政処分といふのなら、刑事処分とは違つて軽度のものであります。行政事件特例法それから行政不服審査法、すべて行政処分のときに効力が発効するといふことを前提につくられておる現行制度から見れば、前回答申及び前回三十九年法に書いてあります、処分のときに発効するといふことが行政秩序の回復のために適切な法律であらうと思ひます。

なお、昭和四十年九月の最高裁法廷における、これは弁護士の懲戒処分の効力発生であります。が、直ちに比較はできませんが、行政処分的に考えれば、処分のときに発効するといふ判例もござい

○正森委員 私はここにちゃんとその判例を持つてきておるんですよ。しかし、たとえば五十年六月二十七日の判例でも、海難審判法四條二項、五條、五十七條と、法律が直接明文の規定をしてゐる場合には、行政処分といふよりも即時効力を発生しないではないんだ、法律がそういうふうにつくつたんだから、こうなつておるんですよ。税理士法はこれまで即時効力を発生しないようにつくつてきたんですよ。日本弁護士連合会の場合にはそういう明文の規定がないんですよ。そして、日本弁護士連合会の方々は、確定のときというふうに思つておられたのですけれども、最高裁は、そうではなくて、一般的に言い渡したときに効力を発生する。しかし、その判例を見ても、弁護士会といふのは、自主自律権を尊重して、そして、弁護士会または日弁連が自主的にこれに対する懲戒を行うことができるものとしておる。だから、これは広い意味で行政処分に属するものと解すべきである、こうなつておるんですよ。だから、日弁連の場合には、自分自身で懲戒委員会をつくつて、大蔵大臣や国税庁長官が監督するのではなく、自主権、自律権を持つてやつておるから、即時効力が発生しても、弁護士諸公はそれに対して従う。これはある意味ではやむを得ないことであります。また当然のこととあります。ところが、日税連の場合はそうではない。自分自身が処分するのではない。だから、誤りがある場合に即時効力が起つてはいろいろ問題があるからといふことで、いままでの税理士法は確定のときと、こうなつていたんですよ。それを今度変えておるじゃないですか。しかも四十一條の三といふような、あるいは四十一條の記載義務というふうな非常に過酷な義務を課して、ますます処分をされる可能性が多い

ようにしているじゃありませんか。これが税理士に対する取り締まりを強化するものでなくて何であらうかというように私どもは考えるわけであります。

さらに、いままでは税務署ごとに支部はつくられなければならないとはなっておりませんでしたね。今度の法案では税務署ごとに税理士会をつくらなければならない、そしてその税務署ごとの単位支部——いま私は会と言いましたが支部です。支部は会員を監督しなければならぬと、こうなっているのです。いままでは税理士会や日本税理士連合会が「監督に関する事務を行う」となっておりまして、「監督に関する事務を行う」というのを、なぜ末端の支部だけに「監督」というふうにストリートに表現を改めたのですか。

○伊藤田政府委員 税理士会の支部を強制的に設けさせました理由につきましては、われわれの方といたしましては、税理士会は税理士法において特に設立を認められたきわめて公共性の強い法人でございます。かつ、税理士業務は税法において定められた納税義務の適正な実現に資する公共性を持つております。こういう趣旨から、税理士会会員はみずから、または他の関係団体と協力して無料業務相談等を現実に行っております。こういう活動は、実際問題といたしましては税務署単位、税務署と十分連絡をとってやっていたといたしますがその活動を有効にいたしますゆえんでございます。そういうことを考えまして、また税務署よりの連絡、相互の連絡あるいは相互の意思疎通等にもかんがみまして、税理士会につきましては、支部につきましては税務署単位につくっていたといたすということをお願いするために今回の改正が行われた、このように承知しております。

○正森委員 私の質問に全く答えておられない。いままでは「監督に関する事務を行う」となっていたのに、今回に限って末端の税務署ごとに支部をつくらせて、その支部は個々の会員を監督するといふような直接の規定になったのはなぜかと、こゝろ聞いているのです。言いましうか。税理士法の

の五十五条によれば「国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士から報告を徴し、又は当該職員をして税理士に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる」というようになっておるのですね。だから、こういう強大な権限を持つておるのです。しかも、税務職員にそれをさせられるのだから、当然税務署長にもさせられるし、税務署員にもさせられる。そういう強大な監督権を支部に対して発動し、そして支部の役員はそれに基

づいて個々の税理士を監督しなければならぬ、こういう規定なんですよ。なぜそういうことをやるのか。四十一條の帳簿記載義務や四十一條の三の助言義務もあわせ考えると、これは一般消費税が導入されたときに三万四千の税理士及び十萬の税理士事務所勤務する職員を通じて、国税庁長官を頂点とする税務署長の意思を貫徹するという目的以外に考えられないじゃないですか。そうでしょうが。

○福田政府委員 いまの五十五條は国税庁長官の監督の規定であります。先ほどの御議論の四十九條の三の方は、税理士会がその支部に対しての指導、連絡、監督の問題であります。（正森委員「それを連絡させて私が質問したでしようか」と呼ぶ）それはいまお答えしているところでありますが、四十九條の三、支部は「支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う」という、これは税理士会の業務でありまして、これ自体、税理士会の内部における問題であります。御指摘のもう一つの関連で言われた五十五條は国税庁長官の方の直接の問題でございしますので、そこが関連するといふ御趣旨がよくわかりません。

○正森委員 そんなことがわからぬはずが、あります。四十一條の三の不正の事実があった場合に、それに対する助言をしなかつたか、どうかというところは、重加算税の内容とも関係してきますから、国税庁長官が当然関心を持つことであります。同時に、これはあなたの考えによれば倫理的規定であるということになれば、税理士会が当然

関連を持つ規定であります。びつたり重なるじゃないですか。そういうものを、国税庁長官の意を受けて末端の税務署長あるいは税務職員が支部に対していろいろ監督を行い、そして支部は個々の税理士に対して監督を行うという規定になっておるわけですね。

そこで、私は時間の関係がありますから伺いますが、この五十五條の規定は弁護士である税理士にも適用されるのですか。

○福田政府委員 適用されます。

○正森委員 そうなりますと、私は伺いたいのですが、弁護士というのは、税理士業務としていろいろ税務相談にあずかりたり税務書類をつくることになる、法人税法違反で刑事事件になるという場合には弁護士になる、同時に、それが更正決定等が行われてその取り消しを言う場合には、民事訴訟の原告に恐らくはなる、こういう関係になるのは当然であります。そして、弁護士としては検察官に対して全く独立して攻撃防御を行うということも、これまで当然であります。民事訴訟の場合にも原告、被告は対等でありまして、ところが、その弁護士は、この事件の内容そのものである税務について、四十一條の三で助言義務を負い、四十一條で記帳義務を負い、そしてこれらについては五十五條で国税庁長官が質問検査権を持ち、帳簿の閲覧提出を求めることができる、こういうことになれば、自分の裁判の相手方から——民事の場合には完全に相手方でありまして、刑事の場合でも、国税庁その他と検察とが密接な連絡があることは当然であります。その相手方から、おまえの持っている書類を見せろ、おれが言うことに答える、こういうことをされながら刑事裁判を行い、あるいは民事裁判を行わなければならないというところになります。これは当事者対等の原則の完全な放棄であり、誇りのある弁護士ならば税理士業務をやめるか、あるいは自分が関与した税理士業務については弁護士をやめるかの二者択一を迫られる以外の何物でもないと思うのです。したがって、

て、日本弁護士連合会が反対しているのは、ある意味では当然であると言わなければならないかもしれません。こういう問題については、はかばかに時間の関係で言いませんが、公認会計士、司法書士、全部自分の職域や権利に重大な関係があるというところで反対をしておる。日本税理士連合会でも、条文を一言一句変えないで賛成しているのは、青年税理士連合会の調査によれば、全会員の三〇％にすぎない。こういうものをあわたたしく審議をして通していくといふことをなぜやる必要があるのか、通常国会で慎重審議するのが当然ではありませんか、大臣はいかが思われます。

○福田政府委員 その前に答弁いたします。いまの弁護士の地位は現行法にもそのとおり書いてございます。また弁護士会ともこの改正過程においては相談いたしました。問題は、行政分野において弁護士が税理士として活動するところの活躍される税理士としての分野における弁護士の役割を言っておるわけでありまして、したがって、それは弁護士そのものが司法として権利を侵害されたものをその出発点として検察官もしくは原告と対立し、その上に裁判官があるという構成は税務行政にございせんので、御指摘の点は納得しがたいと思ひます。

○正森委員 いま私が司法書士と言ったのは行政書士の誤りですから、それは訂正しておきます。しかし、いま福田審議官がいろいろ言いました。が、前の法律にもあったと言いますが、前の法律には四十一條の三や四十一條のああいう、いちいち相談について内容及びてんまつを書かなければならないという規定はなかつたのです。そのなかつたときと同じだなどというのはどういふわけですか。私はそういう主張には納得できないと思ひます。こういう法案を無理やり通すということについては、やはりわれわれは重大な疑問を感じざるを得ません。私はこの点を指摘して、東中代議

士と質問をかわりたいと思います。

○増岡委員長 東中光雄君。

○東中委員 大蔵大臣と税理士会ないし税理士会連合会との関係といふのは、先ほども論議に出ましたけれども、大蔵大臣が会則を認めなければ会則として効力を発生しない。同時に、予算決算を含む決議は全部大蔵大臣に届けなければいけない。しかも、問題によっては決議の取り消しを命令することもできる。役員の解任を命令することもできる。一般的な監督権として適正な運営を確保するためには、検査もできるし、業務についての報告を求めることもできる、こういうふうになっております。非常に強力な統制といえますが監視団体であります。公法人ではありませんけれども、そういう状態になっております。

そこで、昨年の「税理士界」という日本税理士会連合会の発行しております機関紙によりますと、五十三年十月十日号であります。『法対資金の緊急措置決める』「法改正実現目指し特別会費を可決」と理事会の決定を報道しております。同時に、十一月十日号によりますと、税理士会連合会は臨時総会を開いて「法対特別分担金に代えて特別会費の創設決まる」ということで税理士法改正の方向が大体決まったという状態で、しかも一昨日私が税理士会連合会へ伺いました。元専務理事に聞きましたところ、福田内閣がいま解散をしようという配であるということを昨年九月段階で税理士会連合会は考えたようであります。そうすれば、法改正をやっていくために、閣法を実現していくために法対策費として資金を緊急に集めて、そして選挙に備えて資金を政治家、国会議員に配るといふつもりでこの総会を開いたのだということを明言をしております。この臨時総会の議案書を見ました。その前に行われた九月二十二日の理事会を見ますと、こう書いてあるのです。「法対策特別資金の借入れについて(案)」税理士法改正問題の進展に即応するために、緊急に法対策特別資金の名称で三億円以内の金を借りるのだ、どこの銀行から借りるのだということまで

書いてあります。これは後に二億円に訂正をされた。そして総会に出された議案書によりますと、五十三年十月二十六日臨時総会議案書では、「税理士法改正問題をはじめとする一連の法対策関係費として、当面、相当程度の資金需要が見込まれることとなった。このため金融機関から二億円以内の緊急融資を受ける必要がある」と、だから、特別会費を徴収するのだということ、この臨時総会が開かれたということが公式に書かれております。ところで、十分な監督権限を持っている大蔵大臣としては、この公法人が政府が出そうとしている法案を進めていくために、政治家に金を渡すことも含めて法対策関係費ということで議決をされる。それに大蔵省からはこの総会には出席をされておるはずであります。これを認められた。

そこで伺いたいのでありますが、この決議で言っておる一連の法対策関係費というのは、一体何に使うものかと思つておつたのか。解散、総選挙がある、それから法案が出されるということ、この臨時総会を早急に開いたという経緯を御承知の上で、これに臨席をされて容認されたということになるのかどうか、伺いたい。

○伊藤田政府委員 お許しを願ひまして、大臣答弁の前に一言答弁させていただきます。

特別会費の点につきまして、ただいまおっしゃいました計数その他に關しましては事実でございますが、私が一つだけ申し上げておきたいのは、そのときは三千五百円の特別会費の徴収を決定したと承知しておりますが、過去十数年にわたりました毎年特別会費というものは二千円ずつ徴収しております。それから、その三千五百円も、後に至りまして事実上二千円ということで打ちだめにしていることを承知しております。

その二点をちよつと申し上げておきたいと思うわけでございます。

なお、当方の係官が出張、その席におりましたことは事実でございますが、その限りにおいて承知しております。

○竹下國務大臣 元来、この税理士会あるいは日本

本税理士会連合会というものはきわめて自主性を尊重されるべき法人でありまして、そこで特別会費を徴収されるということに対して、私どもがとかく監督権限の範囲内で申すべきものではなない。そして、それがまた政治連盟の方へ移動した、こういうことになりまして、政治連盟はその構成するメンバーのみならず、日本の国のためにこれはいいことだと思つて皆さんがおつくりになつておることでございますので、そこへまた寄付金がかかるということも当然であるし、そしてその政治連盟からまた個々の政治団体でありますとかあるいは公職の候補者でありますとか、そういうところへそれぞれ判断で金銭の移動が行われるということも、またこれはお国のためになるという判断でおやりになることでございますから、私はこの問題について、税理士会そのものが特別会費を徴収したという段階でとかく指摘すべき問題ではない、このように考えております。

○東中委員 法対策関係費が当面緊急に要する。二億円という金はどこに使われるものと思つておられたのかというところをお伺ひしているわけでありまして、はつきりと担当の四元氏は、総選挙があるから、だから国会議員もしくは国会議員にならうとする人に配るために緊急に総会を開いたのだ。私、政治連盟のことを聞いてゐるのではありませぬ。公法人であるこの税理士会連合会が法対策関係費として二億円緊急に決めた。選挙に対して金を国会議員もしくは国会議員にならうとする人に配るためのものだということを言つておるわけですから、その点についてどうお考えになつておるか

と聞いているのです。

○竹下國務大臣 その四元何がどうおつしやうか、私は確認する環境にはございせんけれども、自主的に特別会費を納められるということ、私は別に監督してやめさせるべきであるというふうな理屈にはならないと思つております。

○東中委員 法務省から見えておると思うのですが、政治献金の名目であれば、それは贈収賄罪にならないということになりますか。必ずしもそうではないということになりますか。いかがですか。

○根來説明員 誤解を避けるために申し上げておきます。

現在の税理士法の関係で申し上げるのではなくて、全く一般論として申し上げるわけでありまして、政治献金の場合であっても、贈収賄罪が成立することもあり得る、こういうふうな思いいます。

○東中委員 本件に直接関係しないけれども、特定の法案を成立させるために努力をしていただきたいということを、心情といひますかあるいは請託といひますか、ということをやつて、そしてそれに對して異例の金員を渡すということになれば、贈収賄罪になりますか。

○根來説明員 いまのお尋ねも非常に答えにくいわけでございますが、現在この問題について、数日前から報道されている問題について御協議、御審議なさつておられるわけでございます。それに關連して申し上げるということはお答えはいたしかねるわけでございますが、全く一般論としてい

はそういうお説のとおりということになると思ひます。

○東中委員 事実関係についてはいまでも論議をしておりませんから、事実関係について聞いておるんじやなくて、一般論として、法審議、法成立をさしていただきたいということを陳情ないし法律的に言へば請託をして、そして異例の献金をすれば、それは請託贈収賄になるということは法務省の見解も私たちの見解と同じだと思ひます。

それから、当該法案について直接関係をする委員会に人、たとえば大蔵委員会の理事をやつていらつしやる人たちがこの法案についての審議をやつておるといふ前提のもとで、そして異例の献金を受けたということになれば、それは贈収賄になり得る場合もあるし、なり得ない場合もあるかもしれないけれども、なり得る場合もあるというふうには私は思ふのでありますが、法務省の見解はいかがですか。

○根來説明員 そこまで具体的ににおつしやいますと、私としては何とお答えいたしかねるわけ

でございます。

○東中委員 なり得る場合もあるしなり得ないこともあり得るということ、それ以外について何で答弁できないのですか。

○増岡委員長 東中君に申し上げますが、約束の時間が迫っておりますので、簡潔に願います。

○根来説明員 いろいろ事実関係でございますし、いま、先ほど申し上げましたように、この問題について、具体的な問題について御審議になつていくわけでございますので、それについて一般論と申しながら御説明いたしますと、いかにもこの問題が贈収賄に当たるといふふうにとられかねない状況でございますので、それについては答弁をお許しいただきます、こういうことでございます。

○東中委員 もう新聞でも報道されておりますから、私たち、あえていわれる日本税理士会連合会からの献金リストといふものをいまここで改めて提示をしようとは思いませんけれども、その一般に報道されているリストについては四元専務理事もまたこれを認めて、自分の方で実際に献金をするためにつくったリストであるといふことを、税政連ではなくて、日税連の幹部としてそういうふうに一昨日私に発言をしております。もしそうだとすれば、そして従来の一般の献金と違つて特別の献金がやられておるといふことになれば、これは贈収賄になるということ、しかも四十五年九月十日付の日税連の機関紙「税理士界」、ここににおける四元正憲日税連専務理事の特別報告、詳細なものが出ておるわけでありまして、皆さんも御承知だと思ひますけれども、国会議員に対して具体的な法案の審議に際していろいろんな請託をしたといふことは、もう明白な公式の公法人の機関紙に載つておるわけでありまして。しかもその人たちに對して、従来の税理士会の動き方から見れば多額の金員を政治献金ないし陣中見舞い等の名目によつて配られたといふことも今日では動かしがたい事実になつてきていると思ひます。そうすれば、これは法案を献金によつて買ひ取つてしまふといふふうなかつてないような不祥事になる

と、私はそう思うのでありますが、そういう点で、私がきょうこの質問に入る前に、ある党派の——いま党派でないかもしれませんが、議員に聞きましたら、法案がかかつておるものを、そこから献金をもうかうのはそれはいかぬですよ、問題ですよ、こういうふうな言つておりました。だから、国会議員として当然のことです、それから、国会議員の職務の廉潔性といふことも、そういう点を守るといふ点から言うならば、こういう異例の献金を受けるということは断じて許されないと、すでにそういうことが行われたということになれば、これは真相を明らかにして、そしてこの法案についての処理も考えるべきだと思ふわけでありまして。

そういう点で、先ほど来申し上げておりますような贈収賄をやつたのではないかといふことを危惧できます。日税連関係の担当者、会長の山本義雄氏、専務理事の四元正憲氏、これはぜひ当委員会に証人として喚問をしていただきたい。国会の権威にかけてもこの点ははっきりとすべきではないか、かように思ふわけでありまして。

同時に、先ほど正森議員からる質問がありましたが、公認会計士会、それから日本弁護士連合会及び行政書士会それぞれの関係の団体の代表を参考人として招致されることを、名前は追つて提出いたしますが、ここに申し上げて、委員長にその点を要請をしておきたいと思ひます。

○増岡委員長 竹本一君。(正森委員)委員長、それについての御意見、参考人を要請したのでしよう(と呼ぶ)

○東中委員 委員長、どうですか。

○増岡委員長 理事会で検討いたします。

○竹本委員 最初に、この委員会の発言時間の問題について伺いますが、私は、議会政治の円満な運営といふことについては、常にお互いがエチケットを守ることと一つのルールを守ることが最低の条件だと思ひます。最近においては質問者の時間が、押しの強い人間は勝手にいつも延ばすとい

うようなことで、気の弱い人間は損をする、こういうことではなはた民主的でないと思ひます。が、時間の厳守といふことをもう少し真剣にやつてもらいたいと思ひますが、いかがでございますか。

○増岡委員長 異議ございません。竹本委員の御発言のとおりだと思ひます。

○竹本委員 次に、最近の新聞でいろいろ問題になつております、先ほどまた同僚議員から御発言がございました問題について少し触れてみたいと思ひます。

私は、今回の税理士法改正案について税理士会の内部がまとまつていないといふことは非常に遺憾に思つております。現にわれわれのところにも賛成論が陳情に来るかと思ふと反対論が陳情に来る。まことにたびたび多数の人に忙しう最中にお訪ねいただいて、ありがたいような迷惑なような話ですけれども、しかし、私がいろいろ承つてみると、税理士会内部でもまとめるべき責任のある問題のおしりをわれわれの方へ持つてこられてもかなわぬ。税理士会は大蔵省の監督下にある責任ある公的団体ですから、今後は氣を付けてもらつて、すべて一本の姿で賛成なり反対なりやつてもらわなければ、右か左かわけのわからないような陳情運動を繰り返されては、われわれ議員としてはなはだ迷惑である。いんやそのまた一部の

人たちが特定の団体が連携をとつて問題をこじらかすといふようなことになれば、なおさら問題が紛糾をいたします。そういう意味において、これは税理士会会長に改めて言わなければならぬ問題であります。大蔵省も監督官庁でございますから、分裂行進曲を余りやらないように、まとめて動くことをルールとして確立してもらいたい。要望しておきたいと思ひます。

特に、われわれは議員でありますから、お互いに同じ屋根のもとで国政を論議しておりますから、イデオロギーが違ふ場合もございましょう、主張が違ふのも当然でございますけれども、一定のエチケットを守りながら、民主主義の一つの枠

の中で論議を真剣にやるべきであると思ひます。ところが、今度の税理士会の陣中見舞い問題につきましても、この新聞によると、共産党が明らかにしたものでこの結果云々と書いてありまして、名前もずらずらと、共産党がリストを公表、百一人、五段階に分けてある、こういうふうにして、特級、A級、B級、C級あるいはB級もありまして、まるで極東軍事裁判のA級、B級みたいな形で名前を書いている。こうして新聞に発表されると、一般の読者あるいはまじめな中小企業の皆さんあるいはまじめな勤労者は、何かこれがすべて確定しておるやうな、そして戦犯であるやうな形でこれを受け取る。そういうことをねらつて発表されたとも思ひませんけれども、結果はそういうことになるので、われわれ議員としてはなはた迷惑である。極端に言えば、名譽棄損であると私は思ひます。こういうことはお互いにエチケットを守りながら慎重にやつていくのが本当ではないかと私は思ひます。(発言する者あり)

○増岡委員長 静粛に願います。

○竹本委員 そこで、私はこの問題について二、三意見を述べ、経過も申し上げたいと思ひます。まず第一に、これはこの党でも恐らく大体同じことではないかと思ひますけれども、私が民社党ですから、民社党に即して具体的に申し上げてみたい。

結論は、今回の陣中見舞いの半年前にわれわれは賛成をしておるのだ。賛成をして推進をしたければならぬといふことを党議決定しておるのだ。この党も大体そのやうでございます。したがつて、選挙中に陣中見舞いをもたらしたかもしらなかつたか、緊急に金を集めたかゆつくり集めたか、そんなことは関係ないので、法案の通過について特定な密接な具体的な関連はないと私は思ひます。私の党では五十五年五月にこの問題を取り上げ、特別委員会をつくりまして、その委員会におきましては、青年税理士連盟の方にも、私どもの大阪民社税務協会にも、日税連の皆さんにもあるいはわれわれの仲間である国税会議の皆さんにも

具体的にいろいろ意見を聞いてまいりました。特に、五十三年十二月十一日には、われわれの支持団体、友好団体である同盟の政治局長から国税会議の要請ということで、この法案を早く通してもらいたいという希望が党に表明されました。

私もはそういうことを受けて仲間の皆さんのためにがんばっているというところで聞かされたつもりでございます。したがって、われわれはわれわれの意見を政府にもあるいは自民党の特別な委員会にも、こういう点はおかしい、こういう点は直してまいりたいということをきわめて具体的に話をしてまいりました。それはすべて陣中見舞いなんという問題の半年前の話であります。

したがって、この献金をもってわれわれが賛成に回ったり反対をやめたりという事実は全然ありませんし、全く無関係であります。そういうことはよその党でも大体同じようございまして、こういう新聞にA級、B級なんて書かれるとまるで金をもらったために考え方をえたり賛成に回ったりしたように思われましてはなはだ迷惑である、そういうことは許したい問題ではないかと私は思いますので、残念ながら本委員会において発言をしておきたいと思つた。われわれの立場はわれわれ自身の信念に基づき、われわれ自身の政策路線で問題に賛成をしておるのであって、税理士会がどう言つたかどう考えたか、そういうことは直接の関係はないということをはっきり申し上げておきます。

特に、御承知のように国税会議と私も民社党・国民連合は全く一体となつていまして聞つておられます。今度は特別試験が問題になつておるわけでございますが、私は初めからこの問題についても非常に強い反対のあることもよく知つております。そして試験制度である以上は厳格に試験を行うのが当然であると思つた。しかしその前に、税理士試験というものは試験制度に値するものか値しないものかという根本問題がその前提にある。税理士の職務を考えた場合に、特にアメリカ

カその他ではこれはボランティアサービスとして行われておるといふことを見た場合に、試験をすること自体がもとと間違つておるのだ。そういう意味で、三十九年の税調の答申案等には、たしかこれはやめるというところが具体的に出ておつたと思うのです。出ていなくても、外国の例を見てもわかりますように、それはボランティアサービスで片づけるべき問題である。それを、日本は日本が行き方がありますので、必ずしもそれに従わないで試験をしようといふことに一時なつたのだけれども、それでも現実には合わないような気がいたしましたといふことで、政府も特別の試験はある程度免除することを考えられておつた。それが今回の改正ではもう一遍原点に返つて、試験はしないけれども、それは研修その他で十分実効が上がるようにやつていこうといふことになつた。私も、これはむしろ当然なことであり、一つの見識であると評価しております。

特に私も大事だと思つたのは、大臣も特別関心を持つておられるように、これから赤字財政の再建をしなければならぬときに、日本で一番困るのはある意味で税率が高過ぎる、その関係もありまして、脱税が多過ぎる、その関係も脱税がなければ税率はもと下がるはずだ。私はそういうことを税の専門家からたびたび聞いております。そういう意味から言うと、税務署が会社を回つて帳簿を調べるのが五年に一回、十年に一回というふうなことは足りない。そしてまた見る場合にも、よほど真剣に見てもらわなければいかぬ。ところが、税務署の職員は十年前からいづれも五万人で一人もふえていないでしよう。取り扱う法人、取り扱う金額はこれ五倍になり十倍になつても、税務署の職員は依然としてそのままだ。そういう人に急に、おまえたち試験をやれ、職場の士気を衰えさせるといふことがこの赤字財政の現段階において必要であるか必要でないか、有益であるか有益でないかといふことを判断しまして、われわれはアメリカがどうであらう

が、ボランティアサービスであつてもなくとも、日本の税務職員の諸君には——シャウが日本に来たときも、私は覚えておりますが、ペブリック・エネミー・ナンバーワンと言つたのです。税務署の職員はみんなに知られておる、公の敵だといふ。そういうふうな言われながらも、苦しい思いをし、無理をして一生懸命働いておる。そういう人にも希望を失わせ、フアイトを失わせたならば、いよいよ赤字財政が深刻になつてくる。そういう立場でわれわれは賛成をしているのであつて、陣中見舞いだ献金だといふものは何の関係もない。われわれは信念によつて立つておるのだといふことをここではっきり申し上げておきたいと思つております。

さらにもう一つつけ加えておきたい。私自身のことを申して恐縮ですが、今度の場合、よそのことは余り知りませんが、少なくとも私の同僚に聞いたところでは、みんな選挙が始まつてから来ているのです。しかも選挙事務所に来ていふのです。こつそり裏からもつた金ではない。選挙事務所と言へばどの選挙事務所でも、よほど人気がない政治家なら別だけれども、普通ならば選挙中は五十人、百人と人が集まつています。その真ん中へ入つてきて、十人、二十人と徒党を組んでやらないが、グループをつくつてやつてきて堂々と渡したのです。そして堂々と受け取つた金なんだ。でありますから、特定の請託はもちろんそこにはない。しつかりやつてくだされといふ言つたでしよう。しかしそれ以上のこと何とも約束しない。そしてたくさんの方が、みんなが見ておる衆人環視の中で、選挙事務所を渡しておる。さらに、後で私も調べてみたけれども、これは銀行小切手になつています。線が二本引いてあるのです。個人がこつそり受け取るわけにはいかないのだ。ちゃんと銀行に振り込まなければならぬ。したがって、足跡がちゃんとついておる。そういうあらゆる点から考えてみて、公の場所であつて、公の場で渡された金でございますか

ら、これがインチキ金だとか臭い金だとか、B級、C級なんと言わなければならぬような金かどうかといふことについて、私は非常な疑問を持っております。そういう意味で、私も、これは恐らく皆さんそうでありまして、公の場で堂々と受け取つただけではなくて、政治資金規正法によつて確認されておる確認団体の正式な領収書を出しておる。したがって、政治資金規正法によつて届け出もしなければならぬ。どこにもやましておる、そういう点をひとつ勘案をしていただいて、余り人を犯人扱いをしないようにしてもらいたい。

さらに、政治資金規正法という法律についても私は一つ申し上げたい。政治資金規正法というのは、残念ながらいまの日本の政治状況の中では、政治資金の寄付というものがなければ政治の運営ができない、不幸にして日本国民全体の精神状況のレベルが下でありましてから政治に金がかかる、だれも好きで金をかけているわけではないでしようけれども、金がかかると。やむを得ず政治資金規正法があつて、しかも一定のルールがなければ困るというところで資金規正法が個人につき、会社につき、それぞれ規制をしておると思つておる。もし政治資金規正法によつて届け出たものが法律違反であり、賄賂になり、犯罪になるといふならば、政治資金規正法は何のためにあるか。私は、きょうは法律論をやつてもいいから一々法律問題を論議しようとは思いませんけれども、政治資金規正法はそのためにあるのだから、政治資金が悪いなら規正法を直せばいい。しかし、規正法に従つて現在のとこる堂々と受け取り、堂々と届け出をしていふものに違反だ、犯罪だといふことは失礼千万だ。そういう意味において、政治資金規正法の問題から見ても趣旨に合わない。

さらに、もう一つ考えられる。いまの賄賂罪といふことが問題になつていますから、賄賂罪の話をしていしますと、刑法百九十七条は、要するに賄

賂を規定してある。これは「其職務ニ関シ」ということが書いてあるが、もし「其職務ニ関シ」という「職務」というのが特定の法律案か予算案ということになって、その職務に關して金をもらふということになれば賂賄罪だということになれば、私は国会議員の生活というものは資金をもらえば全部賂賄罪になると思ひますよ。なぜかといへば、国会議員の職務は、言うまでもなく一定の法律案を通すか予算案を通すか、法律案、予算案について賛成か反対か、その二つしかないでしよう。それについて金をもらったからおまへは違反だと言われるなら、職務に關しない範圍の政治活動はありまけんよ。全部法律案か予算案に關するんだ。そういうことを考えると、刑法百九十七条の規定というものは、ことに前段はほとんど意味のないことである。事実、いままでの實際の裁判等を見ましても、請託に關してこの法律が發動したことはあるけれども、この法律そのものの「職務ニ関シ」云々ということだけで賂賄罪が成立したという話は私は寡聞にして聞いていない。それがまた當然である。ひつかかるのは請託を受けることです。特定の法律をぜひ通してやろう、そして一定の金を出して反対してみせようということとで特定の具体的な請託を受けるということ、これは違反になるらしい。先ほど、なる場合、ならぬ場合、特定のことを大分わかつたようなわからぬような答弁がありましたけれども、それは当然だ。その請託を受けているか受けていないかわからぬじゃないか。わかつた段階で決めるべきことだ。そういう意味で、請託を受けない政治家は、しかも選挙事務所自分で知らぬうちに金をもらったような形のものには問題にならない。それをことさらに問題にして、陥れるとはいひませんけれども、人の名譽を著しく傷つけることははなはだ遺憾であるといふに私は考えます。

さらに、この百九十七条ですかを讀むと、公務員が一定の要求をするということが書いてある。賂賄をもらふ、收受するということのほかに、要求するといふ問題が特に出てくる。これも一つこれからの法律論として重要な問題だと思ふのです。ある議員なり政党なり政治グループが選挙の前に一定の金を集める。それも政治資金の場合は自発的なものを中心になつていますけれども、そうでなくて金を集めるというふうなことになる場合、それこそ具体的に要求するということに結びつくのではないかと思ふのです。そうすると、すべての団体は、ある場合には渡した、またある場合には要求された、ある議員は要求したといふふうなことになると思います。いまの議會政治の運営というものは根本から混乱をするといふふうには私は思ひますので、賂賄云々の問題は、もちろん議論されるのはお互いの自由でございませうけれども、少なくとも慎重に取り扱うべき問題であるといふことを重ねて私は申し上げておきたいと思ひます。

これは主として意見でございませうが、しかしながら、今回のように新聞の大きな問題になりました。ここにも出ておりますが、税理士献金で大揺れだと言ひたい。大揺れといふことはだれが揺るがしたか知らないけれども、どこまで揺らいたか知らないけれども、きちんと筋を立てて考えれば違反になるべき問題でもなく、賂賄になるべき問題でもない。特定の個人が特定の請託を受けておれば、それは別です。そうでない限りこの問題は公に大騒ぎをするに値しない問題であると私は思ひますが、大蔵大臣、担当大臣でもないが、感想があれば承つておきたい。

○竹下国務大臣 これは大蔵大臣としてお答えすべき課題かどうかは別問題でございませうが、政治家個人として考えます場合に、いま委員の御指摘になりましたその種の陣中見舞い、あるいは政治献金、あるいは政治団体から政治団体へ、もしくは公職の候補者たる個人に金銭の移動があるといふことは、これは別に今日の法制下においては当然のことであらうと思つております。そして、いま委員が御指摘になりました政治団体としての届け出あるいは公職選挙法百八十九条に基づいて選挙運動費用の収支報告書の中の収入として報告される、こういうこともあり得るかと思ひます。

○竹本委員 税理士会の問題はそれだけに本論に入ります。時間が少しなりましたけれども、簡単に一、二申し上げたいと思ひます。

第一は、これほど大騒ぎをして、われわれもずいぶん五十三年から苦勞した問題でございませうが、税理士の社会的地位を高める、その権限を強くする、それがためにまたいろいろ摩擦もできたわけでもございませうが、それらのことが第一条に書いてあるのだけれども、もう一度伺ひます。ただこの法律は余りにも事務的にできておつて、これからの新しい八〇年代を展望した場合の税理士像のビジョンというものが少し欠けておるといふふうにおもひますが、その点についてはどういふふうにお考えでありますか、簡単に答えだけいただきたいと思います。

○伊豫田政府委員 非常にむづかしい御質問でございませう。われわれ税理士の監督を行つておりますが、将来税理士といふものをどういふふうにして持っていくかといふことにつきましては、常時考へていられるところでございませう。今後とも十分に検討してまいりたい、このように考へております。

○竹本委員 ビジョンはない人には急に求めても無理がありますからこれ以上申しませんが、ただ、税理士といふのは非常に大事な仕事をしておつて、しかも一般市民との間の信頼関係の上に成り立つ仕事だと思ふのです。そういう意味で、税理士を何だか犯人扱いにしてみたり、紳士として扱わないで取り締まりの厳重な対象にするのだといふような構えといふものは、余り望ましくありません。必要最小限度にそれはとどめるべきである。先ほどどこで質問が出ておりましたけれども、一件ごとに書類の作成をして、相談があつたかなかつたか、そのまたてんまつを書け、こいういふふうには言われたい、そこだけ読みますと、税理士も何だか犯人扱いみたいになつてしまふといふような規制ができておるような形で、これでは税理士としてははなはだしくブライドを傷つけられるのではないかと。やはりこれは、法律の条文といふものはもとと殺風景なものでございませうけれども、もう少し人間味があり、信頼関係に立つたような表現が欲しい。今度はこれを修正したり改正案を出したりするほどの暇もありませんし、われわれも一応がまんするといふことになっておられます。また社会の大きな役割りを果たしている大事な人だとして敬意を払ひながら、信頼関係の上に立つて大蔵省と税理士との間も運営を考へるべきである。先ほどの助言義務の問題、これも議論をしようと思つたが時間がなくなりました。助言義務の問題等にしましても、すべて税理士を信頼する、犯人扱いではなくて信頼するといふ立場に立つて良識豊かな取り扱いをしてもらいたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○福田政府委員 最初の御質問にもかかりませうが、あくまで納税者と税務当局の信頼関係及び納税者と税理士との間の信頼関係、それはやはり税理士の質的な、専門的な、人格的な高さ、それが適正な納税義務を實現しておるといふことから考へると思ひます。したがつて、そういうふうな地位が確立され、双方から信頼されるというのが一番望ましい姿で、これが外国における税理士像であります。

したがつて、そういうふうな専門家として信頼される実力を持つということになれば、われわれはその地位を十分に尊重する、またそれに足るようにお互いに切磋琢磨して信頼していくということ。また、依頼者以外の国民全体から見ても適正な納税義務が實現されておるといふのが助言義務の關係でございませうけれども、いずれにしろ、国民から見ましても納税者から見ましても、また国民から見ましても、さらに税理士から見ましても、これが合理的な適正なものであるといふことが、今後の税理士の地位を高め、またそれを信頼してフリーパスさせるといふのが本来の理想であります。ただ、それにはその内容が正確であるといふことが前提になります。したがつて、正確で

ない場合はその税理士は立入禁止になります。そういう厳しさと同時に、その地位を尊重するということが税理士像の将来であろうと思います。

おっしゃったいまの記載事項の処理の問題は、御趣旨を踏まえて、自主性を尊重していくという税理士会の良識を前提にして善処したい、こう思っております。

○竹本委員　もちろん、税理士も信頼されるに値する税理士にならなければならぬことは当然であります。しかしながら、信頼ができるかできないかだけ言っておったのでは信頼関係は確立されませんから、ひとつ良識のある税理士会を信頼していただいて、先ほどの助言義務の問題も倫理規定から、懲戒処分は初めて省いてしまったのですから、それらの趣旨もよく踏まえて良識のある前向きな解決をしてもらうようにお願いしておきたい。

最後に二つだけ質問いたします。

一つは、改正案には、四十一条で税務相談内容の記載義務を先ほど申しましたように細かく書いてある。また、使用人に対する監督義務もたくさんある。あるいはいま申しました助言義務の問題も厳密に書いてある。すべてこういう統制法規と

いうものは、そういうふうな統制規律を厳しくすればするほどその枠外にあるアウトサイダーが勝手なことをすることを許さないというのは当然だと思ふのです。これは通産省関係のいろいろの統制法規にも必ずあります。片一方で特定の団体を規制を厳しくすれば、そのアウトサイダーについても必ず規制を及ぼすということは当然なんだ、真ん中の人間だけ規制するというばかなことはない。そういう意味からお伺いするのでございませうが、言葉が悪いのだけれども、にせ税理士という言葉が非常にはやっておる。にせ税理士という言葉をもちつておられるか。これとの関連におきまして、税理士業務を制限したしておる法の第五十二条、この運用というものについて遺憾なきを期しておられるかどうか、どういふふうな遺憾なき

事実になつておるかどうかということが一つ。

もう一つの問題は、今度の法律は、われわれが最初から議論しましたように、利害関係があらゆる方面に及んでおる。私が公平に見て、特に会計士の方はほとんどプラスはない。極端に言えばマインナスばかりかせいだということになるのかもしれない。そういうことは話し合いの過程、制定の準備過程においていろいろと御苦心をいただいたことと思ひますけれども、会計士はまた会計士として大きな責任を持つておることだと思いますから、それに対してもなお今後とも文字どおり公正な取り扱いをすべく努力してもらいたいと思うがどうか。この二つを伺つて質問を終わります。

○伊豫田政府委員 委員御質問の前半の部分についてお答え申し上げます。

税理士法五十二条におきましては、いま御質問のございましたとおり税理士でない者は税理士業務を行つてはならない、こういうふうになされておりました、国税庁といたしましては従来からこの点につきましては十分厳しく取り締まつてまいっているもの、このように考えておりますが、今後とも十分な措置を講じてまいる所存でございます。

なお、具体的には、たとえば税理士でない者が、税理士業務を行わないように十分PRを行う、あるいは税理士行為が行われた場合にはたとえば告発を考慮するとか、十分そういう厳しいことを考えてこの問題に今後とも対処してまいりたいと思っております。

○福田政府委員　後半の部分につきましては、御指摘のとおりでございます。公認会計士の方が今後本来業務である監査の面で十分な活躍をされることを期待するものであります。

○竹本委員 終わります。

○増岡委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○増岡委員長　次に、日本専売公社法等の一部を

改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。正森成二君。

○正義委員 私は前回物価等変動率について質問をいたしましたところ、御答弁の用意が計算上でできておらないということでございますので、その問題に関連して質問させていただきます。

その前に、総裁にお伺いしたいと思いますが、今回は御承知のように五・五％という納付金率が定められました。私の承知しておりますところでは、そのほかに一〇％が小売関係の手数料です。ほぼ三〇％が原価ということになります。

と、理論上はほぼ四％前後が公社の内部留保になるといふことであります。しかし、この内部留保は、物価変動率の政令というのをちやうだいたたいたしました。年々減少する割合のものであります。これまでの場合には、大蔵省との間の覚書におきまして、必ず内部留保が何が残るようになつておりました。ところが今度のように五・五％を天引きされるということになりますと、定価を変えてもらつた一番よいときでも、総売り上げの四％があるかなしかである。後は年々減つてくるということは当然予想しなければならぬのです。一方、公社は通常の人件費増や卸売物価、消費者物価増に伴う経費の増に加えて流動資金も持つておらなければなりません。当然のことながら、設備資金も持つておらなければなりません。そうだとすると、私は、経営は非常に困難に逢着して流動資金さえまなならない。それを用意して経営を続けようとするれば、国庫から借りられる場合には無利子でございましょうが、銀行やあるいは資金運用部資金を使用する場合には利息が要りますから、現在よりもさらに困難なことになつてくるということで、経営上大変な問題が起つてくると思うのですが、いかがですか。

り変わってまいります。公社に残ったものは内部留保に回すということになるわけですが、この内部留保は定改を行いますと、その年には四割ぐらゐです。お話のように、年々コストが上がつていきますと減つてまいります。それは公社の経営にとつては実は大変なことでございます。そこで、赤字になった場合には定価法定制の緩和をお願いしたいということを申し上げているのが一つ。

いま一つは、公社の努力によりまして、内部留保が年々大きく減つていくのを何とか少しの内部留保の減にとどめるように努力をしてまいらなければならぬということです。

お話のように、流動資金の問題もでございます

が、これは従来から国庫余裕金をお借りしており、また国庫余裕金がない場合には預金部資金をお借りしております。そのほか民間からは、ちょうど農産物の関係でございますので、農林中央金庫からときどきお借りしている程度でございます。一般市中銀行からはお借りできないような状態になって今日までそれでまいっておるわけです。実は、私どもとしましては、納付金率法定に際しましてはもと資金源を充実する方法も考えておったのですが、いまはもう納付金率法定だけにとどめて、そういう資金源の拡大ということは見送れということになりまして、こういうふうな状態になっておるわけですが、国庫がだんだん窮屈になっておりますので、国庫余裕金をお借りすることがだんだんむずかしくなってくるという事態を考えますと、民間からの資金供給ということも将来は考えなければならぬ問題であらうかと思っております。

いずれにいたしましても、内部留保が当初四％ありまして、年々減っていくということは公社の経営にとりましては大変困難な問題であらうかと思っております。

○正森委員　そこで総裁、私、率直にお答え願えばありますが、いままでは納付金というものは益金の中から出しておった。それが今度は損金ということで頭から五五・五％天引きされる

ということになれば、公社としては経営努力を明瞭にするためによいことだと思われるかもしれませんが、こういう過酷な五・五・五天引きをのむとすれば、赤字にずるずる転落しても定価改定がでないということがあつては困るから、この点は法定制を緩和していただかないと、五・五・五納付金率の法定をのめないというのが率直な気持ちではないですか。

○泉説明員 率直に申し上げまして、そういうことでございます。

ただ、納付金率の法定化ということは、これまで国会で五十年の定価改定の際、与野党を通じて納付金率について制度改善をすべきだという御意見がございましたし、また外国からも、いまのように公社製品の価格決定について明確でないということはおかしいではないか、やはり関税は関税、内国消費税相当の専売納付金は専売納付金というところで一定の率に決めるのが当然ではないかというふうに言われておりますし、また国民に對しても、たばこに税金がかかっていることはよくわかっておられますし、その金額が決算をしないといわれない。あらかじめ明示されておらないという点は、国民に對しても大変不親切でございます。したがって、そういう内外の情勢を考へますと、やはり納付金率は法定化せざるを得ない。しかし、そうなれば赤字になったときのセーフガードとして法定制の緩和、一回だけぐらひは値上げをさせていただきたい、こういう心境でございます。

○正森委員 そこで、この間の質問の続きですが、私は製造たばこ定価法の二条三項の物価等変動率に関する政令案をいただきました。それに基づいて質問をいたしました。非常にむずかしい数式が書いてございまして、これの具体化として昭和四十三年、前々回の値上げ時を基準として前回値上げ時の五十年には物価等変動率を試算してみると何%になるのか、あるいは五十年を基準年として今回の五十四年の物価等変動率を試算してみると幾らになるのかという点を問題提起いたしました。

ました。御計算をいただいたようでございますが、この二つについてパーセンテージをお答え願います。簡単に結論だけで結構です。

○後藤説明員 先生御指摘の点でございますが、葉たばこ、外国葉に使用します輸入品指数等が四十九年以前ございせんので、これは推計をしてあるということと、それから賃金指数が四十四年までですと調査産業計でサービス業は入っておりません。それでサービス業を合わせるためには、四十五年から五十年までサービス業を除いておろしますが、そういうことを前提に申し上げますと、物価等変動率は四十三年から五十年では結果的に九七・九、ですから、九七・九%上がつておるというところでございます。それから五十年から五十四年でございまして、これは全部数字がございまして、過去の数字を今度はサービス業も含めて賃金指数をとっておりますが、五十年から五十四年の物価等変動率の答えは一・五〇・七、五〇・七%のアップということでございます。

○正森委員 大蔵大臣、この数式をお持ちかどうかはわかりませんが、平たく申しますと、物価変動率の範囲内で一・三%の範囲内なら大蔵大臣が国会にかけずに値上げできる。それはもちろん公社が赤字になる、五・五・五%とありますとあるいは赤字になることが確定であるという条件がつきますが、そういうことで計算していただきますと、いまの政令で用意されております計算率で四十三年から五十年は物価変動率が九七・九%も上がつておるのです。そうしますと、ある意味でいへば、五十年の値上げが四八%ぐらひでしたから、非常にさややかな値上げしなかつたのだ、国民の皆さんまあこのぐらひはまんじゅうとくれという言い方もできますし、逆にもしこの法案が通つておれば、五十年よりもずっと前の四十七年ごろに大蔵大臣は値上げを一回やっておつて、五十年には一・三%にひつかかるから今度は国会にかけるということになったであらう。あるいはまた、五十年を基礎として五十四年の物価等変動率を見ますと、いま御答弁がありましたように一五〇・七で

ある。つまり五〇・七%ですから、これまた一・三%を超えているわけですね。そうすると、今回の値上げはそれよりもずっと低い二一%ぐらひだからありがたく思ふという議論ができるかもしれないが、同時に、この法定制緩和の法案が通れば、本当は五十四年じやなしに五十年に値上げしたのが、五十二年ごろには恐らく第一回の大蔵大臣の定価改定が行われたであらうということが、お出しいただいた資料から明瞭に推測されるのです。ね。そうしますと、だれが何と言おうと、この物価変動率の範囲内で一・三%までは大蔵大臣が値上げできるというこの法定制緩和は、恐らくはたばこの定価改定を従来よりも二倍ぐらひの速さで行うことにならざるを得ないんじゃないか。これはもう当然中学校の一年生程度の数学の知識があれば出てくる結論なんですね。ですから、私はほかの問題もいろいろありますが、わが党の多田議員が質問をいたしましたように、この法定制緩和は非常に問題であると言わざるを得ないと思うので

す。

そこで、時間がちやうど参りましたので、大蔵大臣に一言だけ申しますが、十二月三日の夕刊諸新聞に「自民党首脳は三日、臨時国会に提出されているたばこ値上げ法案の取り扱いについて「法案の中の法定制緩和と条項を外せ、という修正提案が野党側からあれば、のむ用意がある」と述べた。これは諸新聞が一斉に報道しているのです。ですから、誤報ではないと思ひますが、こういうことをお考えになつておるのかどうかということ一つ。もしなつていないとすれば、なぜこういう報道が自民党首脳の間として出たのか、ここで言う「自民党首脳」とは一体だれなのか、それに対して事実でないならば与党はどういう政治責任をおとりになるのか、これについて伺いたいと思ひます。

○竹下國務大臣 一斉に報道されたことは、私も新聞等を読んで承知いたしております。私はその後党内各方面に尋ねてみたわけでございますけれども、いわゆる記者会見というよりなものではな

く、間々われわれが行います竹下藩との懇談とかいうようなものがございまして、そういう形の中で前々国会の末期においてそのようなことを議論をしてみたことがあるということがもとにあって、その後の推移とかを詳細に知らないままの発言であつたというふうに承つております。したがつて、これは政府・与党としてのいわば国民に対する責任をいかに負うかというような問題とは私は理解をいたしておりません。

○正森委員 それでは総裁に伺ひますが、物価等変動率の私が申した点について、何か御発言があればお伺ひして質問を終わります。

○泉説明員 正森委員の方から、こういう物価等変動率の範囲内で値上げができるということにすれば、値上げの頻度が多くなるんではないかという御質問でございますが、先ほども申し上げましたように、公社が赤字になるか、または赤字になることが確定と認められるような事態にならないと値上げはできないわけでございます。そういう点からいたしますと、私どもは今回値上げを認めていただきますと、少なくとも昭和五十八年までは値上げをしないので済むだらう、五十八年の後半かあるいは五十九年にかけて一回値上げをしなればならぬかなというふうに考へておるところでございます。

公社としましては、赤字になったら何とか内部留保をかき集めたために値上げをしたい気持ちにはなるわけでありまして、片一方で、値上げをいたしますと当然消費が減退いたします。これは公社としましては四万人の職員を抱えておりまして、その職員を遊ばせるわけにもまいりませんので、そういう消費が減退するような事態はできるだけ避けたいという気持ちが強ひてございますので、そうたびたび値上げを行うつもりは毛頭ないわけでありまして、したがつて、企業努力によりまして内部留保がなくなつてしまつたという事態をできるだけ避けるように、できるだけ長もちするようにやつていくつもりでございまして、御心配のような頻度が多くなるということとは考へておりま

せん。

○増岡委員長 山田趾目君。

○山田(趾)委員 時間が本場にわずかしらございます。前々国会からの引き続いての審議でございますから、ごく一、二点にわたって御質疑をいたしたいと思います。

いま同僚議員からの質疑をずっと通して聞いてみますと、緩和法を導入したときに実際の暫定最高価格を引き上げるときに一体どういう機関で審議をするのか、その点を大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○竹下国務大臣 端的に申しますと、まさに専売事業審議会の議を経て、こういうことになるわけでございますが、国民及び消費者の利益にも配慮する必要がありますし、そのため有識者等の第三者の意見を聴取することが望ましいと考えます。そうしていま一つは、現在専売公社に関する大蔵大臣の諮問機関として専売事業審議会がございますが、同審議会はその委員構成、これまでの審議実績等から見まして、暫定最高価格の審議機関として適当な場である等を考慮したことによるものであります。

なお、このほかに暫定最高価格の決定に当たりましては、物価安定政策会議の意見を聴取し、この場で消費者等各界代表の意見を十分聞き、これを先ほど申しました専売事業審議会の審議に反映させるということとしておるところであります。

○山田(趾)委員 緩和法実施をされましたら、大臣の諮問機関である専売事業審議会で諮って決めていくんだ、こういうお答えでございます。もちろん、その段階に持っていくためには、物価に対するそういう変動の審議会等の議を経まして、参考としてこれを加味しながら措置する、こういうことでございますが、緩和法導入以前のこの種の問題は国会で審議をいたしております。そのために国民各階層の意見というものがずいぶんと反映されて審議に参画をしたものだと思ひます。現在の専売事業審議会の構成は九名だと思ひま

す。この九名の人々で果たして国会審議の代行が勤まると思ひえないのです。国会議員衆議院で五百十一名、これはどの数を持てと申しませうけれども、少なくとも民主的な運営で審議ができるように各階層の代表を追加しながら、この審議会の運営について十分な配慮をなさつたらいと思ひうのだが、その点はどのようにお考えでございますか。

〔委員長退席、愛知委員長代理着席〕

○竹下国務大臣 従来の経緯からかんがみまして、目下の委員構成等、国民の意向を反映して十分その機能を果たすものと考えております。その、いま御指摘のとおり国民各界各層の代表五百十一名、その中の特に本委員会所属の皆さん方の意見によつて左右されてきた問題でございますだけに、したがって、この暫定価格決定に当たりましては、国民及び消費者の利害に直接結びつくものでございまして、より一層反映すべきであるとの御指摘は私ももっともであると思ひます。第八十七国会におきまして私の前任者が答弁いたしましたとおり、特別委員参加の方法によります等、御趣旨に沿つてこの点は前向きに検討させていただきます。このように考えております。

○山田(趾)委員 私はいま竹下大臣からそういう前向きな御発言をいただきました。しかし、八十七国会からずっと審議を続けてきておりますが、その過程では同僚議員の質疑に対してなかなかそのような答弁はいただけなかったのです。そこで、前々の国会におきまして理事各位と相談をいたしまして、私の私案として次のことを申し上げたのでございます。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕

この点について大臣はどのようにお考えでございますか、お答えをいただきたいと思ひます。申しますと、次の代表六名を加え、暫定最高価格を審議するに当たりまして十五名の委員をもつて構成する、こういう立場を提起したいのであります。六名の追加でございますから、特にそ

のうち三名は専売事業に直接関係のある者、残りの三名は消費者各層を代表する者、このような方向で御提案をいただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 ただいまの九名プラス六名の人数の方向でございますが、御提示の趣旨に沿つて配慮いたしてまいりたい、このように考えております。

○山田(趾)委員 大変結構だと思ひますが、なお重ねて御検討、お答えをいただきたいと思ひます。特に追加する委員の構成に当たっては、申し上げたように専売事業に関与する者三名、この三名は、一つは専売公社労働者の代表一人、いま一人はたばこ小売人の代表、いま一人はたばこ配送など専売の関連事業者の代表としたいと思ひわけでございます。そうして消費者の代表三名につきましては、私はどれどれにしないかというところは申しませんが、大きく理解をいただきますために、男性側の消費者の代表、女性側の代表、これらを三名の考慮の中から外さないようにお考えを願つて、その人選は御一任をしたいと思います。私が、いかがですか。最初の三名につきましては、私は固定の一つの団体、関連企業を指しておりますので、その点を含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 人選につきましては、御提示の趣旨に沿ひ覚悟で対処をいたします。

○山田(趾)委員 大臣については以上でよくわかりましたが、公社の総裁、いまの大臣の答弁で万連背はございませんか。

○衆議院議長 御承知のとおり、専売事業審議会は大蔵大臣の諮問機関でございますので、私どもはとやかく言う筋ではございません。大蔵大臣のおっしゃることと結構だと思つております。

○山田(趾)委員 それではありがとうございます。大蔵大臣の御答弁を非常にスムーズにいただきました。私は、この法律がどのようになっていくかは別として、この法案が成立の段階

に入りましたならば、十分御答弁なさつたことを遵守して実行していただくようお願いをしまして、私の質問を終わります。

○増岡委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十六分散会

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十一の二」を「第一条の十二の二」に改める。

第一条の十一の二の次に次の二条を加える。
(昭和五十四年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十二 第一条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給(同条第四項、第六項若しくは第八項の規定若しくは前条第二項若しくは第四項の規定又は第一条の十一第一項若しくは前条第七項において準用する第一条第六項の規定により第一条の十一第四項各号若しくは前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第一条の十一第一項の規定により年金額を改定したものとした場

合にその改定年金額の算定の基礎となるべき
仮定俸給)に対応する別表第一の十五の仮定
俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して
算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金
の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち
實在職した期間が最短期間年金に達している
年金に限る。第八項において同じ)を受ける
者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺
族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の
妻、子若しくは孫である場合には、前項の規
定にかかわらず、その額を、同項の規定に基
づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該
年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十
二倍に相当する額を加えた額に改定する。こ
の場合においては、第一条第四項後段の規定
を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金
に相当する年金 当該年金の額の計算の基
礎となつた組合員期間の年数から最短期間
年限の年数を控除した年数(以下この項に
おいて「控除後の年数」という。)一年につき
前項の規定により俸給とみなされた額の三
百分の一(控除後の年数のうち十三年に達
するまでの年数については、三百分の一)
に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 控除後の年数一年につき前項の規定に
より俸給とみなされた額の六百分の一(控
除後の年数のうち十三年に達するまでの年
数については、六百分の一)に相当する金額
次の各号に掲げる年金については、前二項
の規定の適用を受けて改定された額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四
年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。この場合においては、第一条
第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年
金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応

じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十四
万七千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十八
万五千三百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年
金 次のイからハまでに掲げる年金の区分
に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で實在職した組合員
期間が最短期間年金に達しているものに
係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で實在職した組合員
期間が九年以上のものである年金(イに
掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の
者で實在職した組合員期間が最短期間年
限に達しているものに係る年金 四十八
万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三
十二万三千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 次のイからハまでに掲げる年金の区分
に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者及び遺族である子を有
する六十歳未満の妻が受ける年金 三十
七万四千五百円

ロ 遺族である子を有しない六十歳未満の
妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受け
る年金 三十二万三千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二
十四万二千七百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける
者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金
を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該
当する場合に、これらの規定により算定し
た額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつ
て、当該年金の額とする。この場合において
は、第一条の九第五項ただし書の規定を準用
する。

一 遺族である子一人を有する場合 四万八

千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七
万二千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当す
る場合を除く) 三万六千円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による遺族年金に相当す
る年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以
後に六十歳に達したとき(遺族である子を有
する妻が同日以後に六十歳に達したときを除
く)は、その達した日の属する月の翌月分以
後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による遺族年金に相当す
る年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻
であり、かつ、遺族である子を有しないもの
が昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達し
たときは、その達した日の属する月の翌月分
以後、第四項の規定に準じてその額を改定す
る。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金のうち旧法の規定による退職年金又は廃疾
年金に相当する年金を受ける者が昭和五十四
年四月一日以後に六十五歳に達したときは、
その達した日の属する月の翌月分以後、同項
の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に
七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族
年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が
同日以後に七十歳に達したときを除く)は、
その達した日の属する月の翌月分以後、第二
項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適
用を受ける年金の額の改定について準用す
る。

第一条の十二の二 前条の規定の適用を受ける
年金(その年金の額の計算の基礎となつた組
合員期間のうち實在職した期間が最短期間年

限に達している年金に限る。第六項において
同じ)を受ける者が八十歳以上の者である場
合には、昭和五十四年六月分以後、その額
を、同条第一項の規定に基づいて算定した額
に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応
じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する
額を加えた額に改定する。この場合において
は、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金
に相当する年金 当該年金の額の計算の基
礎となつた組合員期間の年数から最短期間
年限の年数を控除した年数(次号において
「控除後の年数」という。)一年につき前条第
一項の規定により俸給とみなされた額の三
百分の二に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金 控除後の年数一年につき前条第一項の
規定により俸給とみなされた額の六百分の
二に相当する金額

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定さ
れた年金のうち旧法の規定による遺族年金に
相当する年金の額(その額について、同条第
四項又は第六項の規定の適用があつた場合に
は、その額からこれらの規定により加算され
るべき額に相当する額を控除した額)又は前
項の規定の適用を受けてその額が改定された
年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区
分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないと
きは、昭和五十四年六月分以後、その額を、
当該各号に掲げる額に改定する。この場合に
おいては、第一条第四項後段の規定を準用す
る。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金
に相当する年金 六十四万七千円
二 旧法の規定による遺族年金に相当する年
金のうち六十歳以上の者及び遺族である子
を有する六十歳未満の妻が受ける年金 四
十二万円

3 前条又は前二項の規定の適用を受ける年金

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和五十四年十二月十日

を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十四年六月分以後、同条第一項、第二項若しくは第八項又は前二項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円
二 遺族である子二人以上を有する場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く） 四万八千円

4 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

5 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

6 前条の規定又は第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定に準じてその額を改定する。

7 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金（六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金を除く）の額が四十二万円に満たないときは、昭和五十四年十月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

8 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十一の二」を「第二条の十二の二」に改める。

第二条の十一の二の次に次の二条を加える。
（昭和五十四年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十二 第二条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給（前条第二項の規定又は第二条の十一第十項若しくは前条第八項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二条の十一第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十五」と読み替へるものとする。

2 第一条の十二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。第八項において同じ）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について準用する。この場合にお

いて、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十七に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）

二 殉職年金 八十三万六千円

三 障害遺族年金 六十二万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額（以下この項において「算定額」といふ。）に三万六千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては四万八千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては七万二千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 八十八万四千円

二 障害遺族年金 六十七万五千円

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については十萬八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一萬二千円（そのうち二人までについては、一人につき三萬二千四百円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち

一人に限り六萬六千円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一萬二千円（そのうち二人までについては、一人につき三萬二千四百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 第一条の十二第八項の規定は、第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く）について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へて、同項」と読み替へるものとする。

9 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の十二の二 第一条の十二第二項の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。第七項において同じ）を受ける者が八十歳以上の者である場合について準用する。この場合において、第一

条の十二の二第二項中「同条第一項」とあるのは「第二条の十二第二項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

2 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（同条第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）又は前項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

二 殉職年金 九十一万八千円

三 障害遺族年金 七十万九千円

3 前条又は前二項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、昭和五十四年六月分以後、同条第一項若しくは第二項又は前二項の規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に四万八千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては六万円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては八万四千円）を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 九十九万円

二 障害遺族年金 七十八万八千円

4 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者に

ついて準用する。

5 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十二の二第二項第一号」と読み替えるものとする。

6 前条第七項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第二号に掲げる額」とあるのは「第二条の十二の二第二項第一号に掲げる額」と、「第四項」とあるのは「同条第三項」と、「第三項第三号」とあるのは「同条第二項第三号」と、「第三項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

7 第一条の十二の二第六項の規定は、前条第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときについて準用する。この場合において、第一条の十二の二第六項中「第一項」とあるのは、「第一項中「同条第一項」とあるのを「第二条の十二第二項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

8 第一条第六項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の十一の二の次に次の二条を加える。
（昭和五十四年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十二 第一条の十二の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

の額の改定について、第二条の十二の規定は、前二条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第三条の十二の二 第一条の十二の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第十条の二まで」を「第十条の三まで」に改め、同条第五項中「及び第十条の二第二項」を「第十条の二第二項及び第十條の三第二項」に改める。

第十条の二 第一項中「又は遺族年金」の下に「（次条において「昭和五十二年三月三十一日以前の年金」という。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における新法による年金等の額の改定）

第十条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十二年三月三十一日以前の年金

当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額（当該改定年金額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額）

二 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額（その年金の額について年金の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額（当該改定年金の額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額）

前項の規定は、昭和五十三年三月三十一日

以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前条第十四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十一条の三第四項中「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項」に改める。

第十五条の二第二項中「とあるのは「新法」を」とあるのは、昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の「新法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十五条の三 昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

- 一 四十六万二千百三十二円
- 二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそ

れぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十二年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

2 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十四年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の三第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十五条の三第一項に」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第二の二」とあるのは「昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の新法別表第二の二（昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十一年改正前の新法別表第二の二）と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十二年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十六条中「第一条の十一の二」を「第一条の十二の二に」、「第二条の十一の二」を「第二条の十二の二に」、「第三条の十一の二」を「第三条の十二の二に」、「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

第十七条中「第十五条の二」を「第十五条の三」に、「第三条の十一の二」を「第三条の十二の二」に改める。

第十八条中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

別表第一の十四の次に次の一表を加える。

別表第一の十五（第一条の十二、第二条の十二関係）

別表第一の十四の仮定俸給	仮定俸給
六三、七一〇	六六、二三〇
六六、三三〇	六八、九六〇
六七、九六〇	七〇、六四〇
六九、六〇〇	七二、三四〇
七一、四五〇	七四、二六〇
七四、〇八〇	七六、九八〇
七六、三五〇	七九、三四〇
七八、四六〇	八一、五三〇
八一、〇三〇	八四、一九〇
八三、六二〇	八六、八八〇
八六、四五〇	八九、八二〇
八九、三〇〇	九二、七七〇
九二、八六〇	九六、四六〇
九五、一三〇	九八、八一〇
九八、〇六〇	一〇一、八五〇
一〇〇、九〇〇	一〇四、八〇〇
一〇六、五八〇	一一〇、六九〇
一一〇、八〇〇	一一二、二七〇
一一二、四七〇	一一六、七九〇
一一八、二八〇	一二二、八二〇
一二四、六八〇	一二九、四七〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給の額が三八九、五六〇円を超える場合には、同表の仮定俸給の額をこの表の仮定俸給とする。

二二七、九六〇	一三一、八六〇
一三一、〇八〇	一三六、〇九〇
一三五、五三〇	一四〇、七一〇
一三八、一六〇	一四三、四三〇
一四五、七八〇	一五一、三三〇
一四九、五五〇	一五五、二二〇
一五三、五一〇	一五九、三三〇
一六一、一二〇	一六七、一八〇
一六八、八一〇	一七五、一二〇
一七〇、七九〇	一七七、一七〇
一七七、一四〇	一八三、七三〇
一八六、一四〇	一九三、〇三〇
一九五、〇六〇	二〇一、二二〇
二〇〇、五七〇	二〇七、九三〇
二〇五、九三〇	二一三、四七〇
二一六、八三〇	二二四、七三〇
二二七、五〇〇	二三五、七五〇
二二九、五九〇	二三七、九一〇
二三七、九三〇	二四六、四八〇
二四八、四八〇	二五七、二八〇
二五八、九八〇	二六八、〇三〇
二六九、四二〇	二七八、七二〇
二七五、九八〇	二八五、四三〇
二八三、〇一〇	二九二、六三〇
二九六、五一〇	三〇六、四七〇
三〇一、一八〇	三二〇、四六〇
三〇七、〇七〇	三二七、五一〇
三二二、五八〇	三三三、一八〇
三三六、九一〇	三四七、八三〇
三四二、九八〇	三五四、〇四〇
三五〇、〇一〇	三六一、二四〇
三六二、七三〇	三七四、二八〇
三七六、五三〇	三八八、二三〇
三八三、二二〇	三九〇、九四〇
三八九、五六〇	三九三、五一〇

別表第三の十四の次に次の一表を加える。
別表第三の十五(第二条の十二関係)

別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率
二七八、七二〇円以上のもの	二三・〇割
二五七、二八〇円を超え二七八、七二〇円未満のもの	二三・八割
二四六、四八〇円を超え二五七、二八〇円以下のもの	二四・五割
二三七、九一〇円を超え二四六、四八〇円以下のもの	二四・八割
一六七、一八〇円を超え二三七、九一〇円以下のもの	二五・〇割
一五九、三二〇円を超え一六七、一八〇円以下のもの	二五・五割
一四三、四三〇円を超え一五九、三二〇円以下のもの	二六・一割
一一六、七九〇円を超え一四三、四三〇円以下のもの	二六・九割
一一二、二七〇円を超え一一六、七九〇円以下のもの	二七・四割
一〇四、八〇〇円を超え一一二、二七〇円以下のもの	二七・八割
一〇一、八五〇円を超え一〇四、八〇〇円以下のもの	二九・〇割
九八、八一〇円を超え一〇一、八五〇円以下のもの	二九・三割
八六、八八〇円を超え九八、八一〇円以下のもの	二九・八割
七六、九八〇円を超え八六、八八〇円以下のもの	三〇・二割
七四、二六〇円を超え七六、九八〇円以下のもの	三〇・九割
七二、三四〇円を超え七四、二六〇円以下のもの	三一・九割
七〇、六四〇円を超え七二、三四〇円以下のもの	三二・七割
六八、九六〇円を超え七〇、六四〇円以下のもの	三三・〇割
六六、二三〇円を超え六八、九六〇円以下のもの	三三・四割
六六、二三〇円のもの	三四・五割

別表第四の十六の次に次の二表を加える。
別表第四の十七(第二条の十二関係)

障害の等級	年	金	額
一級			三、一〇〇、〇〇〇円
二級			二、五五七、〇〇〇円
三級			二、〇六八、〇〇〇円
四級			一、五九二、〇〇〇円
五級			一、二四九、〇〇〇円
六級			九八七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「二、五九二、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十八(第二条の十二の二関係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、二三〇、〇〇〇円	
二級		二、六五七、〇〇〇円	
三級		二、一六八、〇〇〇円	
四級		一、六八二、〇〇〇円	
五級		一、三三九、〇〇〇円	
六級		一、〇六七、〇〇〇円	

備考

一 別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。
二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九(第十条の三、第十五条の三関係)

俸給	年	額	率	金	額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの		一、〇三七		二、〇〇〇円	
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満のもの		一、〇三三		八、九〇〇円	
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満のもの		一、〇二四		三四、〇〇〇円	
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの		一、〇〇〇		一四〇、四〇〇円	
四、五一八、三一九円以上四、七五四、二八五円未満のもの		〇・四〇五		二、八二八、八〇〇円	

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条の三」を「第八十条」に、「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。
第二十一条第一項第三号中「第九十八条第一項各号」を「第九十八条各号」に改める。
第三十八条第三項中「もとの」を「元の」に改め、同項ただし書を次のように改める。
ただし、前後の組合員期間を合算した期間

が二十年に達しないときは、通算退職年金又は脱退一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りでない。
第四十一条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項、第八十条第四項」に、「第百六条第一項」を「第百六条」に改める。
第七十二条第二項第四号を次のように改める。
四 脱退一時金
第七十二条第一項中第五号を削り、第六号を

第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削る。

第七十四条第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十五条第一項中「身分関係の移動」の下に「支給の停止」を加える。
第七十六条の三を削る。

第七十七条第二項及び第三項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条に次の三項を加える。
4 退職年金で百二十万円を超える金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。
6 前項に定めるもののほか、第四項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十八条第二項中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第三項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「退職一時金又は脱退一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の退職年

金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額」を削る。

第七十九条第一項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳に改め、「年数」の下に「に」に「応じ保険数理を基礎として政令で定める率」を加え、同条第三項中「第七十七条第一項及び」を「第七十七条第一項及び第四項から第六項まで並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十七条第四項中「退職年金」とあるのは「減額退職年金」と、「で百二十万円」とあるのは「で当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額が百二十万円」と、「その額のうち」とあるのは「その額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものとす。

第七十九条第四項中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第五項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同条第六項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第七十九条の二第三項中「前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項後段を削り、同項を同条第六項とする。
第八十条を次のように改める。

(脱退一時金)

第八十条 組合員期間(第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く。)が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額

イ 俸給日額に、前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額

ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額

二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額

3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職(当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く。)が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族(その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く。)が行うことができる。

6 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第八十条の二の前の見出し並びに同条及び第八十条の三を削る。

第八十二条の二第二項中「前条第一項ただし書」を「同条第一項ただし書」に改める。

第八十二条の三を削る。

第八十三条の見出し中「変つた」を「変わつた」に改め、同条第四項から第七項までを削る。

第八十四条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第三項を削る。

第八十五条第四項中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項本文及び第八十二条の三の規定」を削り、同条第五項中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十二条の三の規定」を削り、「第八十二条の二第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第七項中「(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額)」を削り、同条第八項中「第二項から」を「第四項から」に改める。

第八十八条第二号及び第八十八条の二第二号中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削る。

第八十八条の四第二項を削る。

第八十八条の五第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に、「四万八千円」を「六万円」に、「七万二千円」を「八万四千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第八十九条中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第九十二条の二第四項を削る。

第九十二条の三第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十三条とする。

第九十八条第二項を削る。

第一百条第三項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。

第一百零二条第三項中「相当する金額」の下に「の全部又は一部」を加える。

第一百零一条第四項中「組合員」を「組合員を代表する者」に改め、同条第九項中「前各号」を「前各項」に改める。

第一百零四条の二を次のように改める。

(公社等に転出した継続長期組合員についての特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第二十一条に規定する公共企業体(以下「公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することとを要しない者を除く。以下「公社職員」という。)となるため、又は公社の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公社その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「公社等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することとを要しない者を除く。以下「公社等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公社職員又は公社等職員である期間引き続き転出(公社職員又は公社等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合に

おいては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公社又は公社等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公社又は公社等の負担金」と、第二百二条中「各省各庁の長(自治大臣を含む。)又は職員団体」とあり、及び「国又は職員団体」とあるのは「公社又は公社等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員である者(以下この条において「継続長期組合員」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公社職員又は公社等職員として在職しなくなつたとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公社職員又は公社等職員として在職し、引き続き他の公社職員又は公社等職員となつた場合(その者が更に引き続き他の公社職員又は公社等職員となつた場合を含む。)における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公社職員又は公社等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公社職員又は公社等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が大蔵省令で定める期間内に引き続き再び同一の公社又は公社等に転出した場合については、適用しない。

5 公社職員である継続長期組合員は、公共企業体職員等共済組合法第十二条の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

6 前各項に定めるもののほか、継続長期組合

員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第二百二十四条の三を削る。

附則第三条の二中「以下昭和四十九年法律第九十四号」という「を削り、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

(組合の連合会加入に伴う経過措置)

第三条の二 連合会加入組合以外の組合が連合会に加入することとなつたときにおける当該組合に係る権利義務の承継その他この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第十二条の次に次の六条を加える。

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 組合員(海上保安官その他職務内容の特殊な職員で大蔵省令で定める者に限る。)が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で大蔵省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母(第二条第一項第三号イ又はロに掲げる者に該当するものを除く。)があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者の特例)

第十二条の三 退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この条において「改正前の法」という。)第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみな

される給付を含む。)又は第八十七条の規定による廃疾一時金(当該廃疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受けた者(改正前の法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)に係るものに対する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定の金額は、当該各号に掲げる規定により算定した金額からそれぞれ当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第七十六条第二項本文若しくは第七十六条の二第一項又は附則第十三条の二第二項若しくは第三項の規定 改正前の法第七十六

二 第八十二条第一項本文若しくは第二項前段又は第八十二条の二第一項前段若しくは第二項前段の規定 改正前の法第七十六

三 第八十八条第一号又は第八十八条の二第一号の規定 前号に掲げる金額
四 第八十八条第二号、第三号若しくは第四号、第八十八条の二第二号、第三号若しくは第四号又は第九十二条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定 第二号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額

2 公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている金額の控除は、公務によらない廃疾年金から行い、なお残額があるときは、公務による廃疾年金から行うものとする。

(減額退職年金の支給開始年齢等の特例)
第十二条の四 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続いて勤

務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第七十九条第一項及び第二項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第七十九条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十二条の四に定める理由を勘案して」とする。

第十二条の五 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第七十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和三年一月一日以前に生まれた者	
昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十五歳 五十歳
昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳 五十一歳
昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳 五十二歳
昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳 五十三歳
昭和十五年一月二日から昭和十八年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳 五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することとを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第七十七条第二項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日以前に生まれた者	
昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十五歳 四十五歳
昭和六十年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年一月一日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳 四十六歳
昭和六十二年四月一日から昭和六十六年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年一月一日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳 四十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年一月一日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳 四十八歳

昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者

五十九歳 四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者については、これらの規定により読み替えられた第七十九条第二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」は「に」を乗じて」として、同項の規定を適用する。

(遺族年金の支給開始年齢の特例)
第十二条の六 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第八十九条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

(死亡に関する給付の特例)

第十二条の七 組合員期間(第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である者(昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員である者に限る)が、退職した後六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金(以下この条において「特例死亡一時金」という。)を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した金額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定(第八十条の規定を除く。)を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、

特例死亡一時金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十三条中「(以下略)」の下に「昭和五十五年一月一日(次条において「基準日」という)前に前項等であつた期間を有するもの」を、「当分の間」の下に「別段の定めがあるものを除き」を加える。

附則第十三条の二第二項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であつた期間の年数と基準日以後の衛視等であつた期間の年数とを合算した年数以上である者

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者

ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者

附則第十三条の二第二項中「こを」を「超える」に、「百分の一・五(二十五)をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一」に「相当する金額」を「百分の一・五に相当する金額」に改め、同条第三項中「前項」の下に「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九十九号)第四十五条(この条第一項の規定による退職年金に係る部分に限るものとし、同法第四十八条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項第一号中「第四号まで」を削り、同項第二号中「三十五年」を「三十五年」に改め、「相当する額」の下に「(基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、衛視等の退職年金基礎額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た額)」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「期間が三十五年」を「期間が三十五年」に改め、「三十五年を超え三十五年に達するまでの年数一年につき衛視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額」を削り、同条を同項第三号とし、同条第四項を次のように改める。

4 第七十六條第二項ただし書の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「俸給年額」とあるのは、「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と読み替へるものとする。

附則第十三条の五の見出しを「(通算退職年金の特例)」に改め、同条中「基」を「基づく」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

附則第十三条の六第一項を次のように改める。

衛視等であつた期間が十五年(附則第十三条の二第二項イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十二條第一項中「応じ俸給年額」とあるのは「応じ附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額(以下この条、次条及び第八十六條の二において「俸給年額」という。))」に改め、同条中「組合員期間」とあるのは「十五年(附則第十三条の二

第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、同条第二項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額」と、「前項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前項」と、第八十二条の第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年（附則第十三条の二第二項第一号イからホまでに掲げる者については、三十五年からこれらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数を控除した年数）」と、「一万九千八百円」とあるのは「一万九千八百円（昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、一万九千八百円に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額）」と、「百分の一に相当する金額」とあるのは「百分の一に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表

第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額に、俸給年額の百分の五（同号ロに掲げる者については百分の四とし、同号ハに掲げる者については百分の三とし、同号ニに掲げる者については百分の二とし、同号ホに掲げる者については百分の一とする。）に相当する額を加えた金額」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額（昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た額」と、第八十六条の第二項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」として、これらの規定を適用する。

附則第十三条の六第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十三条の七第一項を次のように改める。

衛視等であつた期間が十五年（附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第八十八条第一号中「俸給年額の百分の四十」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額（以下第八十八条の四第十と、「組合員期間が二十年」とあるのは「衛視等であつた期間が十五年（附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イから

ホまでに掲げる年数）」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額）」と、同条第一号中「組合員期間が二十年」とあるのは「衛視等であつた期間が十五年（附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」と、「第七十六條の二」とあるのは「附則第十三条の二第二項」と、「第七十六條第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（衛視等であつた期間が十五年（附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）以上である者を除く。）と、第八十八条の二中「前条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた前条」と、同条第一号中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年（附則第十三条の二第二項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額（昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、遺族年金基礎額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た額」と、同条第二号中「第七十六條第二項」とあるのは「附則第十三条の二第二項」と、「第七十六條の二」とあるのは「同条第三項」と、第八十八条の三第一項中「前二条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた前二条」と、第八十八条の四中「第八十八

条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条」と、第八十八条の五第一項中「第八十八条から前条まで」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条から前条まで」と、同条第二項中「第八十八条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条」と、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として、これらの規定を適用する。

附則第十三条の八中「衛視等」を「附則第十三条の規定の適用を受ける衛視等」に改める。

附則第十三条の九の次に次の一条を加える。

（自衛官の退職年金の支給開始年齢の特例）

第十三条の十 退職の時まで引き続き二十年以上自衛官として在職していた者その他これに準ずる者として政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当分の間、第七十七條第二項及び第三項並びに第七十九條第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするは附則第十三条の十第一項に定める事由を勘案して」として、これらの規定を適用し、附則第十二条の四及び第十二条の五の規定は、適用しない。

一 停年（自衛隊法昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五條第一項に規定する停年をいう。次号において同じ。）に達したことにより退職した者

二 その者の事情によらないで停年に達するまで引き続いて勤務することを困難とする理由により停年に達する日前一年以内に退職した者で政令で定めるもの

2 前項の規定の適用を受ける者で昭和十五年一月一日以前に生まれたものについては、同項の規定により読み替えられた第七十九條第

附則第十四条中第十三条」を第十二条の二に改める。

附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とし、附則第十四条の四を削る。

第二十条の二 国は、当分の間、長期給付に要する費用（第九十九条第二項第三号に掲げる費用を除く。）について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

国が前項の規定による負担をする場合における第九十九条第一項及び第二項、第二百一条第一項及び第三項並びに第二百二十三条の規定の適用については、第九十九条第一項第二号中「次項の」とあるのは「次項及び附則第二十条の二第二項の規定による」と、同条第二項第二号中「長期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）」とあるのは「長期給付に要する費用（次号に掲げるものと及び附則第二十条の二第一項の規定による国の負担に係るものを除く。）」と、第二百一条第一項及び第三項中「第九十九条」とあるのは「第九十九条及び附

4 第四百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用については、前三項の規定中「国」とあるのは「公社又は公庫等」として、これらの規定を適用する。

5 昭和五十四年改正法律第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項若しくは国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百五十二号）附則第九条第二項、第十条第二項若しくは第十一条第一項に規定する復婦希望職員に該当する者又は同法附則第二十二条に規定する復婦希望組合員若しくは復婦希望役職員に係る長期給付に要する費用については、第一項から第三項までの規定中「国」とあるのは「公庫等」として、これらの規定の例による。

附則の次に附則別表として次の二表を加える。

昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間		三年未満	
期	間	十五年を超え十九年に達するまでの期間	十九年を超え二十一年に達するまでの期間
(イ)	割	百分の一	百分の一・二五
(ロ)	合	百分の二・五	百分の三・七五

[illegible]

二十四年以上二十五年未満	二十四年を超えて二十六年に達するまでの期間	百分の三・七五
二十六年を超えて三十年に達するまでの期間		百分の二・五

二十五年以上	二十五年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の二・五
--------	----------------------	--------

附則別表第二

昭和五十五年一月一日前の 衛視等であつた期間	期	間	割				合
			(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
三年未満	十九年を超えて二十年に達するまでの期間		百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超えて二十一年に達するまでの期間		百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
三年以上六年未満	十八年を超えて二十年に達するまでの期間		百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超えて二十二年に達するまでの期間		百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
六年以上九年未満	十七年を超えて二十年に達するまでの期間		百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超えて二十三年に達するまでの期間		百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
九年以上十二年未満	十六年を超えて二十年に達するまでの期間		百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超えて二十四年に達するまでの期間		百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
十二年以上十六年未満	十五年を超えて二十年に達するまでの期間		百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超えて二十五年に達するまでの期間		百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
十六年以上十七年未満	十五年を超えて十六年に達するまでの期間		百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五	
	十六年を超えて二十年に達するまでの期間		百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
十七年以上十八年未満	二十年を超えて二十六年に達するまでの期間		百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
	十五年を超えて十七年に達するまでの期間		百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五	
十八年以上十九年未満	十七年を超えて二十年に達するまでの期間		百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超えて二十七年に達するまでの期間		百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
十九年以上二十年未満	十五年を超えて十八年に達するまでの期間		百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五	
	十八年を超えて二十年に達するまでの期間		百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超えて二十八年に達するまでの期間		百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
	十五年を超えて十九年に達するまでの期間		百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五	

二十年以上二十一年未満	十九年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十一年以上二十二年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十二年以上二十三年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十四年以上二十五年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十五年以上	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五

別表第二中「別表第二(第八十条、第八十三条関係)」を「別表第二(第八十条関係)」に改める。

別表第二の一を削る。

別表第三中「別表第三(第二条、第七十七条、第八十一条、第八十二条の二、第八十三条、第八十六条、第八十七条、第八十九条、第九十一条関係)」を「別表第三(第二条、第七十七条、第八十一条、第八十六条、第八十七条、第八十九条、第九十一条関係)」に、「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「あつては」に改め、同表の備考中「あつては」を「あつては」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に、「第四節 退職一時金に関する経過措置」を「第四節 減額退職年金に関する経過措置」に、「第三節 削減(第三十四条、第三十五条)」を「第三節 削減」に改める。

第二条第一項第三号中「公務による廃疾年金」の下に「公務によらない廃疾年金」を加え、同

項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を削り、同条第二項中「又は第二十二号」を削る。

第七条第一項各号列記以外の部分中ただし書を削る。

第八条から第十条までの規定中「退職一時金」を削る。

第十一条第二項中「第四号」を「第六号」に、「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間に改め、同条第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第六項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加

え、「当該各号」を「同項」に改め、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第十三条第二項中「(前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次項において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短期間(次項、第二十四条の二及び第四十五条の三の二において「退職

年金の最短期間」という。)に達しているものである場合における当該退職年金の額については、新法第七十六條第二項及び新法第七十六條の二並びに第十一條から前条までの規定により算定した金額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額を新法第七十六條第二項及び新法第七十六條の二並びに第十一條から前条までの規定の退職年金の額とする。

2 新法第七十六條第二項及び新法第七十六條の二並びに第十一條から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者で実在職の期間が退職年金の最短期間を達しているものが六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者となし、退職年金の額を改定する。

第三章第三節第十七條の次に次の一條を加える。

(退職年金の停止に関する特例)

第十七條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第十一條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号から第三号までに掲げる金額の合算額を控除した金額

二 第十一條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条又は第十二條第二項の規定により算定した退職年金の額に第七條第一項各号の期間を合

算した期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

三 第十三條第三項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する普通恩給等の額に相当する金額を控除した金額

2 新法第七十七條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。

3 更新組合員については、新法第七十七條第四項の規定は、適用しない。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 減額退職年金に関する経過措置

(減額退職年金の停止に関する特例)

第十八條 前条第一項各号に掲げる退職年金に基づき減額退職年金でその額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 新法第七十七條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による減額退職年金の支給の停止について準用する。

3 更新組合員については、新法第七十九條第三項において準用する新法第七十七條第四項の規定は、適用しない。

第十九條 削除

第二十二條第二項中「(その超える期間)」を「(当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第五項中「同条第一項各号」との下に「(同項)」とあるのは、同条第二項」とを加える。

第二十三條第一項を次のように改める。

第二十三條第一項各号に掲げる者に廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十二條第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十二條の二第二項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第二十三條第二項中「前項の場合において、」を削り、「ときは、同項」を「場合における前項」に改める。

第二十四條中「から第八十二條の三まで」を「新法第八十二條の二に、(別表)を(別表第一)」に改め、「(第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第八十五條第八項の規定の適用については、同項中「含む。」とあるのは、「含む。」又は「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第二十四條前段」とする。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(公務によらない廃疾年金の特例)

第二十四條の二 公務によらない廃疾年金で次の各号に掲げるものの額については、新法第八十二條及び新法第八十二條の二並びに第二十二條及び第二十三條の規定により算定した金額が、当該各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる金額より少ないときは、当分の間、当該金額をその廃疾年金の

額とする。

一 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間を達しているものに係る年金 六十四万七千円

二 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(前号に掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間を達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

2 新法第八十二條及び新法第八十二條の二並びに第二十二條及び第二十三條の規定の適用を受ける公務によらない廃疾年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者の廃疾年金の額が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないときは、その者を同項の規定に該当する者となし、廃疾年金の額を改定する。

第二十五條第一項中「から第八十二條の三まで」及び新法第八十二條の二に、「及び第二十三條」を「第二十三條及び前条」に改める。

第三十一條第二項中「(その超える期間)」を「(当該遺族年金を受ける者が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第三項中「(六十五歳)」を「六十歳」に改め、同条第四項中「(妻である配偶者、子及び孫を除く。第五項において同じ。)」が七十歳に達した場合」を「七十歳に達した場合(妻である配偶者、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。又は八十歳に達した場合)」に、「当該各号」を「同項」に改め、同条第五項中「(六十五歳に達した場合)」を「六十歳に達した場合(妻である配偶者、子又は孫が六十歳に達した場合を除く。)」に改める。

第三十一條の二中「第十三條」を「第十三條の二」に改める。

第三十二條の三第一項中「(第十二條第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額

の百分の五十に相当する金額を控除した金額」を削る。

第三十三条第一項中「八十五万二千円」を「九十九万二千円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に改め、同条第二項中「八十五万二千円」を「九十九万二千円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に、「八十万四千円」を「九十一万八千円」に改め、同条第三項中「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に改める。

第三十八条第一項中「(新法第七十九条の二、新法第八十条の二、新法第八十条の三及び新法第九十三条の規定を除く。以下次条までにおいて同じ。)」を削り、同条第二項中「減額退職年金の下に」を削り、同条第三項中「退職一時金」の下に「(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。))」を「(昭和五十四年改正前の新法(以下「昭和五十四年改正前の新法」という。))」に改め、同条第四項中「(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)」を削り、以下この条、次条、第四十一条の二及び第四十一条の三において同じ。を加える。

第三十九条第二項中「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に改め、同項ただし書を削る。

第四十一条の見出し中「取扱」を「取扱」に改め、同条第一項中「第三章第一節から第三節まで」を「第三章」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に改め、同条第二項中「第七條第一項ただし書」を削り、「月を除く。」と「の下に」を削り、同条第一項及び第二項、第九條並びに第十條中「又は廃疾一時金」とあるのは「脱退一時金又は廃疾一時金」とを、「退職の日まで」との下に「第三十八條第二項中「又は退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と、同条第三項中「退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と、第三十九條第二項中「退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と改める。

職一時金」とあるのは「脱退一時金若しくは退職一時金」とを加える。

第四十一条の二第二項各号列記以外の部分中「第十九條」を「昭和五十四年改正法第三條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下昭和五十四年改正前の施行法」という。))第十九條」に改め、同項第一号中「第十九條第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九條第一号」に改め、同項第三号中「第十九條第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九條第三号」に改め、同条第二項中「新法第八十条の規定による」を削り、「廃疾一時金」の下に「(当該廃疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限り。)」を加え、「新法第八十条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十条第一項ただし書」に、「新法第七十六條の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十六條の三第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する者について前条第一項の規定により第二十三條の規定を準用する場合においては、同条第一項中「第十二條第一項各号に掲げる者」とあるのは「第四十一条の二第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「第四十一条の二第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

第四十一条の三第三号「第十九條」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九條」に改める。

第四十一条の四を次のように改める。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)
第四十一条の四 第四十一条第一項各号に掲げる者に対する新法第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一条第一項において準用する

る同法第八條若しくは第九條の規定による退職年金を受ける権利を有していた者又はその死亡した者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。の遺族」と、「同号及び第八十八條の二から第八十八條の五までの施行法」とあるのは「同号及び同法第四十一条第一項において準用する同法第三十一条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「同法第四十一条第一項において準用する同法第四十一条第一項の規定により算定した金額(その死亡した者が、退職一時金(同法第三十八條第二項に規定する退職一時金をいう。))の額の算定につき昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。))」を「(昭和五十四年改正前の新法(以下「昭和五十四年改正前の新法」という。))」に改め、同条第二項中「(当該退職一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限り。)」を加え、「新法第八十条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十条第一項ただし書」に、「新法第七十六條の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十六條の三第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する者について前条第一項の規定により第二十三條の規定を準用する場合においては、同条第一項中「第十二條第一項各号に掲げる者」とあるのは「第四十一条の二第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「第四十一条の二第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

第四十一条の三第三号「第十九條」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九條」に改める。

第四十一条の四を次のように改める。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)
第四十一条の四 第四十一条第一項各号に掲げる者に対する新法第九十二条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一条第一項において準用する

る」に改め、同項第二号中「こえる」を「超える」に、「百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)」を「百分の一・五(昭和五十五年一月一日前の術視等であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、一年につき当該俸給年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額)」に改め、同条第二項中「(その超える期間)」を「(当該恩給更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第六項中「七十歳」の下に「又は八十歳を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十五条の二中「算定した金額」を「算定した第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金の額」に改め、同条第一号中「恩給更新組合員に対する第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金」を「術視等であつた期間が十五年以下である者に係る退職年金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる年金以外の年金 新法附則第十三条の二第三項第二号の規定により算定した金額

第四十五条の二の二中「第四十五条第一項又は第二項」を「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条第一項若しくは第二項」に、「これらの規定に規定する恩給更新組合員」を「これらの規定に規定する者」に、「前条の二」を「新法附則第十三条の二第三項又は前条の二」に、「同条の二」を「同項又は同条の二」に改める。

第四十五条の三第二項中「第十二條第一項第一号に掲げる者については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額」を削り、同条第三項中「前三條及び」を「新法附則第十三条の二第三項並びに前三條及び」に、「百分の一・五」を「百分の一・五に相当する額」に、「合算して二十五年を超え三十年に達

するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じに相当する額を「合算した年数で昭和五十五年一月一日前の年数が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合を乗じて得た額。以下この項において同じに、前二条の二を「新法附則第十三条の二第三項及び前二条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の三の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた衛視等であつた期間のうち実在職した期間(次項において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているものである場合において、新法附則第十三条の二及び第四十五条から前条までの規定により算定した退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額をこれらの規定による退職年金の額とする。

2 新法附則第十三条の二及び第四十五条から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものが六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、退職年金の額を改定する。

第四十五条の四「及び第十七条第一項」を「第十七条第一項及び第十七条の二」に、「第十一條の二」とあるのは「第四十五条の二」と、「第十二条第二項」とあるのは「第四十五条の二の二(第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」を「第十一條の二」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二条第二項」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項若しくは第四十五条の二

又は第四十五条の二の二(新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」に改め、「普通恩給の年額」の下に「と、第十七条の二第一項第一号中「第十一條」とあるのは「第四十五条」と、「同条第一項第一号から第三号までに掲げる金額の合算額」とあるのは「同条第一項第一号に掲げる金額」と、同項第二号中「第十一條の二」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二条第二項」とあるのは「新法附則第十三条の二若しくは第四十五条の二又は第四十五条の二の二(新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二の規定に係る部分に限る。)」と、「第七條第一項各号の期間を合算した期間」とあるのは「昭和三十四年十月一日前の警察在職年」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、同項第三号中「第十三条第三項」とあるのは「第四十五条の三第三項」と、「普通恩給等の額」とあるのは「警察監獄職員の普通恩給の年額」を加える。

第四十五条の五「第四十五条の三」を「第四十五条の三の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十八条の規定は、第四十五条から第四十五条の三までの規定により算定される退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十八条中「前条第一項各号」とあるのは、「第四十五条の四の規定により読み替えられた前条第一項各号」と読み替へるものとする。

第四十六条第一項中「から第二十四条まで」を「及び第二十三條に、十五年」を「十五年(公務による廃疾年金にあつては、新法附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」に、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年を超え二十年に達するまでの期

間については百分の〇・五、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一と、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とする。」「を「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(公務による廃疾年金にあつては、昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が新法附則別表第二の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第二の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第二の下欄(イ)又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とし、公務によらない廃疾年金にあつては、同日前の衛視等であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。)」に改め、

「及び第二十四條」を削る。

第四十七條第一項第一号中「十五年」を「十五年(新法附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次号において同じ。)」に改める。

第四十八條中「及び第二十三條」を削り、「第三十一條第一項」を「同条第一項」に、「十五年」を「十五年(新法附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」に、「第三十一條第二項第二号」を「同条第二項第一号」に改める。

第四十八條の二第一項中「第四十五条第一項」を「新法附則第十三条の二第三項の規定並びに第四十五条第一項」に、「第四十五条の三」を「第四十五条の三の二」に改める。

第四十八條の四の見出し中「取扱」を「取扱い」

に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第四十四条第一項及び第二項中「又は廃疾一時金」とあるのは、「脱退一時金又は廃疾一時金」と、第四十五条の三第三項中「施行日」とあるのは「第四十八条の四に規定する長期組合員となつた日」と、前条中「第三十八條第一項」とあるのは「第三十八條第一項又は第三十九條第一項」と、「同条第二項及び第三項の規定の適用について」は、これらの規定中「第八條第二項」とあるのは、「第四十四条第二項」とあるのは「第三十八條第二項若しくは第三項又は第三十九條第二項の規定の適用については、第三十八條第二項中又は退職一時金」とあるのは、「脱退一時金又は退職一時金」と、「第八條第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、同条第三項中「第八條第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、「退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と、第三十九條第二項中「退職一時金」とあるのは「脱退一時金若しくは退職一時金」と読み替へるものとする。

第四十八條の五を次のように改める。

(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第四十八條の五 第四十一條の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十一條の四「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十八條の四において準用する同法第四十四條第一項若しくは第二項」と、「同法第四十一條第二項において準用する同法第三十一條の二から第三十二條の四まで」とあるのは「同法第四十八條の四において準用する同法第四十八條の二」と、「同法第四十一條第一項において準用する同

法第四十一條第一項において準用する同

法第十一條第一項」とあるのは「同法第四十八條の四において準用する同法第四十五條第一項」と、「同法第四十一條第一項において準用する同法第十二條第一項各号」とあるのは「同法第四十二條において準用する同法第十二條第一項第一号」と、「同法第四十一條の二第一項各号」とあるのは「同法第四十二條第二項において準用する同法第四十一條の二第二項第一号」と、「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一條の四」とあるのは「國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十八條の五」と読み替えるものとする。

第四十九条の三を次のように改める。
(継続長期組合員の取扱い)

第四十九条の三 新法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員に対する第四章及び第五章の規定の適用については、これらのうち規定中「公務」とあるのは「業務」とする。

2 前項に定めるもののほか、新法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員に対

する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「規定する」を「定める」に、「関して」を「関し」に改める。

第五十一条の九第一項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第五十三条の見出し中「基く」を「基づく」に「取扱」を「取扱ひ」に改め、同条第一号中「退職一時金」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

別表中「二、七三三、四〇〇円」を「二、九二五、〇〇〇円」に、「一、七九三、四〇〇円」を「二、九五〇、〇〇〇円」に、「一、二二一、四〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」に改め、同表の備考二中「十五万円」を「十八万円」に改め、同表の備考三中「九万六千円」を「十万八千円」に、「二万七千六百円」を「三万三千四百円」に、「六万円」を「六万六千円」に改め、同表の備考四中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

昭和五十五年一月一日前 の衡視等であつた期間		期	間	割	合
二十一年以上二十二年未満		二十一年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の一・二五	
二十二年以上二十三年未満		二十九年を超え三十年に達するまでの期間		百分の一	
二十三年以上二十四年未満		三十二年を超え三十八年に達するまでの期間		百分の一・二五	
二十四年以上二十五年未満		三十八年を超え三十年に達するまでの期間		百分の一	
二十五年以上		三十七年を超え三十七年に達するまでの期間		百分の一・二五	
		三十七年を超え三十七年に達するまでの期間		百分の一	
		三十四年を超え三十六年に達するまでの期間		百分の一・二五	
		三十六年を超え三十年に達するまでの期間		百分の一	
		三十五年を超え三十年に達するまでの期間		百分の一	

別表第三（第四十六條關係）

昭和五十五年一月一日前 の衛視等であつた期間		期	間	割	合
二十一年以上二十二年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五			
	二十一年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五			
	二十九年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一			
二十二年以上二十三年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五			
	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五			
	二十八年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一			
二十三年以上二十四年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五			
	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五			
	二十七年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一			
二十四年以上二十五年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五			
	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五			
	二十六年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一			
二十五年以上	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五			
	二十五年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一			

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の十一の二」を「第二條の十二の二」に改める。

附
則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十一条の三第三項の改正規定を除く）、第二条中国国家公務員

共済組合法第二十一条第一項第三号及び第八十八条の五第一項の改正規定、同法第九十八条第二項を削る改正規定、同法第百条第三項、第百二条第三項、第百十一条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定（同表の備考四の改正規定を除く）、第四条の

規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下この項において「改正後の年金額改定法」という。）第一条の七第二項、第一条の十二、第二条第五項、第二条の二第三項、第二条の十二、第三条の十二、第四条第一項及び第五項、第十条の二第二項、第十条の三、第十五条の三から第十七条まで、別表第一の十五、別表第三の十五、別表第四の十七並びに別表第九の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第百条第三項の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三十三條及び別表第一の規定、第四条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七條第一項の規定並びに附則第九条、第十八條及び第十九條の規定 昭和五十四年四月一日

二 改正後の年金額改定法第一条の十二の二第一項から第六項まで及び第九項、第二条の十二の二、第三条の十二の二並びに別表第四の十八の規定、改正後の法第八十八條の五第一項の規定、改正後の施行法第一条第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一條第二項及び第四項並びに第四十五條第二項及び第六項の規定並びに附則第八條及び第十六條第一項の規定 昭和五十四年六月一日

三 改正後の年金額改定法第一条の十二の二第七項及び第八項の規定、改正後の施行法第一条第四項及び第七項、第二十二條第三項、

第三十一條第三項及び第五項並びに第四十五條第七項の規定並びに附則第十六條第二項及び第二十一條の規定 昭和五十四年十月一日

（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者の特例等に関する経過措置）

第二条 改正後の法附則第十二條の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

2 改正後の施行法第十三條第二項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條の三、第四十条の二第三項及び第四十五條の三第二項の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

（退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置）

第三条 改正後の法第七十七條第二項及び第三項、第七十九條第一項、第二項及び第六項、第八十九條並びに附則第十二條の四から第十二條の六まで及び附則第十三條の十並びに改正後の施行法別表第一備考四の規定は、施行日以後に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、施行日前に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

（退職年金等の停止に関する経過措置）

第四条 改正後の法第七十七條第四項から第六項までの規定（改正後の法第七十九條第三項において準用する場合を含む。）並びに改正後の施行法第七十七條の二（改正後の施行法第四十五條の四において準用する場合を含む。）、第十八條及び第四十五條の五第二項の規定は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた者について適用する。

（通算退職年金等に関する経過措置）

第五条 改正後の法第七十九條の二及び第九十二條の三の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について

適用し、施行日前の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受け権利の基礎となつた組合員期間は、改正後の法第七十九條の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

3 通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合における第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第八十條第三項の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされた給付を含む。）の支給を受けた者、廃疾年金を受ける権利を施行日以後において有する者となつたことにより改正前の法第八十條の二の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第八十條の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間については、なお従前の例による。

（脱退一時金等に関する経過措置）

第六条 改正後の法第八十條の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十二條の七の規定による特別死亡一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間については、支給しない。

（退職一時金等に関する経過措置）

第七条 施行日前に給付事由が生じた一時金である長期給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に改正前の法第八十條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、施行日以後に退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利を有する者となつたとき又は施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第八十條の二第二項又は第八十條の三第一項の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

3 施行日前に給付事由が生じた廃疾年金を受け

る権利を有する者が施行日以後にその支給を受けなくなり、又は死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第八十三條第四項の規定により支給されることとなる差額に相当する金額については、なお従前の例による。

4 施行日前に改正前の法第八十條第二項の退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第九十三條第一項の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第八条 改正後の法第八十八條の五第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（掛金の標準となる俸給に関する経過措置）

第九条 改正後の法第百條第三項の規定は、昭和五十四年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

（公社等に転出した継続長期組合員についての特例に関する経過措置）

第十条 改正後の法第二百四條の二の規定は、この法律の施行の際現に改正前の法第二百四條の三第二項に規定する復帰希望者に該当する者（昭和五十四年四月一日以後に同条第一項に規定する公社職員となるため退職した者に限る。附則第十三條において「特別復帰希望者」という。）及び施行日以後に改正後の法第二百四條の二第一項に規定する公社職員又は公庫等職員となるため退職した者について適用する。

（公庫等に転出した復帰希望職員に係る特例等に関する経過措置）

第十一条 改正前の法第二百四條の二第二項に規定する復帰希望職員（以下この条において「復帰希望職員」という。）に該当する者が引き続き同項に規定する公庫等職員（以下この条におい

て「公庫等職員」という。）として在職し、引き続き施行日前に復帰したとき（同項に規定する復帰したときをいう。）又は当該公庫等職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に關する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に關する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その者は、その申出をした日に改正前の法第二百二十四条の二第五項に規定する引き続き公庫等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、同項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

4 復帰希望職員が施行日から起算して五年を経過する日までの間に引き続き再び組合員の資格を取得しなかつたとき（同日以前に死亡したときを除く。）は、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を準用する。

第十二条 改正前の法第二百二十四条の二第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十一号。次項において「法律第五十一号」という。）附則第九條第二項に規定する復帰希望職員については、この法律施行後も、なおその効力を有する。

2 前条第三項及び第四項の規定は、法律第五十二号附則第九條第二項、第十條第二項若しくは第十一條第一項に規定する復帰希望職員に該当する者又は法律第五十二号附則第二十二條に規定する復帰希望組合員若しくは復帰希望役員職員に該当する者について準用する。

（公社に転出した復帰希望者に係る特例に關する経過措置）

第十三条 改正前の法第二百二十四条の三第二項に規定する復帰希望者（次項において「復帰希望者」という。）に該当する者（特例復帰希望者を除く。）次項において同じ。）が引き続き同条第一項に規定する公社職員として在職し、引き続き施行日前に組合員の資格を取得したとき又は当該公社職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に關する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望者に該当する者に対する長期給付に關する規定の適用については、なお従前の例による。

（遺族の範囲の特例に關する経過措置）

第十四条 改正後の法附則第十二條の二の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付については、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（長期給付に要する費用の負担の特例に關する経過措置）

第十五条 改正後の法附則第二十條の二の規定は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

（長期在職者の老齢加算等に關する経過措置）

第十六条 改正後の施行法第十一條第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一條第二項及び第四項並びに第四十五條第二項及び第六項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

2 改正後の施行法第十一條第四項及び第七項、第二十二條第三項、第三十一條第三項及び第五項並びに第四十五條第七項の規定は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十月分以後適用する。

（退職年金等の最低保障の特例に關する経過措置）

（置）

第十七条 改正後の施行法第十三條の二、第二十四條の二及び第四十五條の三の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

第十八条 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた国家公務員共済組合法（以下この条において「法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（以下この条及び附則第二十一條において「施行法」という。）の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。）で次の各号に掲げるものについては、その額（遺族年金については、その額につき法第八十八條の五（施行法において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、それぞれ、当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十二万三千五百円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十二万三千五百円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 法の規定による遺族年金（法第九十二條の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第三項、第六項、第八項及び第十項において同じ。）次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに（イに掲げる年金を除く。）二十八万九千円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万七千三百円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに（イに掲げる年金を除く。）二十八万九千円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万七千三百円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻

イ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間（以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもに（イに掲げる年金を除く。）二十八万九千円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの 十八万七千三百円

ニ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻

又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（二に掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十四万二千七百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した額に、当該各号に定める額を加えた額をもって、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

3 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項第三号の規定に準じてその額を改定する。

かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

5 法の規定による退職年金又は廃疾年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十五歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を同項第一号又は第二号に定める額に改定する。

6 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金の額（その額につき法第八十八条の五又は第二項若しくは第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年六月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているもの 四十二万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。） 三十一万五千円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの 二十一万円

当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもって、当該遺族年金の額とする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 四万八千円

8 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

10 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じた法の規定による遺族年金（第一項第三号ニからヘまでに掲げる年金に限る。）の額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、同年十月分から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次号及び第三号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短期間年限に達しているもの 四十二万円

二 実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。） 三十一万五千円

三 実在職の期間が九年以上のもの 二十一万円

11 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

12 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

13 昭和五十四年三月一日前に給付事由が生じた法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

14 前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十七条第二号の規定の例による。（公務員等による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第十九条 改正後の施行法第三十三条及び別表第一の規定は、昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十四年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条中「九十九万円」とあるのは「八十八万四千円」と、「百万二千円」とあるのは「九十八万八千円」と、「九十二万八千円」とあるのは「八十三万六千円」とし、同条中「二、九二五、〇〇〇円」とあるのは「二、八二五、〇〇〇円」と、「二、九五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、八六〇、〇〇〇円」と、「二、三三五、〇〇〇円」とあるのは「二、一五五、〇〇〇円」とし、同表の備考二中「十八万円」とあるのは「十五万円」とする。

る年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。
第一条の二第二項ただし書中「第一条の十一」を「第一条の十二」に改める。

第一条の十一の次に次の一条を加える。

（昭和五十四年度における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の十二 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給（同条第四項、第五項又は第十項から第十二項までの規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第八項又は第九項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給）に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達している年金に限る。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十四年四月分以後、その額を、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金限との差年数のうち、十三年に達するまでの年数についてはその差年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた別表第一

の十五の仮定俸給の額の三分分の二、十三年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分分の一に相当する額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年金限との差年数のうち、十三年に達するまでの年数についてはその差年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十五の仮定俸給の額の三分分の二、十三年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分分の一に相当する額

3 第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達している年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十
四万七千円
ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 四十
八万五千三百円
二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分

に應じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金限に達しているもの 六十四万七千円
ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のも（イに掲げる年金を除く。）又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金限に達して

いるもの 四十八万五千三百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円
三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に應じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である者がいる場合の妻に限る。）が受ける年金 三十七万四千五百円
ロ 六十歳未満の妻（遺族である者がいる場合の妻を除く。）、子又は孫が受ける年金 三十二万三千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二

十四万二千七百円
二 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である者がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）、又はその年金を受ける者が旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が同月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である者がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く。）、又はその年金を受ける者が旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が同月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第二項、第四項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合に、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

7 第二項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である者がいない者である場合において、その者が昭和五十四年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したときは、同年五月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年金に達している年金に限る。次項において同じ。）で、八十歳以上の者に係るものについては、昭和五十四年六月分以後、その額を、第一項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

より俸給とみなされた別表第一の十五の仮定俸給の額の三分の二に相当する額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期年金年限との差年数一年につき、第一項の規定により俸給とみなされた別表第一の十五の仮定俸給の額の六百分の二に相当する額

9 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

10 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された旧法の規定による退職年金若しくは障害年金に相当する年金の額が第一号に掲げる額に満たないとき、又は前各項の規定により改定された旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額（その額について、第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が第二号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、それぞれ第一号又は第二号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 六十四万七千円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である子がいる場合の妻に限る）が受けるもの 四十二万円

11 第二項又は第六項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合においては、昭和五十四年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額

（その額について、第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円
二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千元
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く） 四万八千元

12 第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年六月一日から同年八月三十一日まで

13 旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、第一項、第二項又は第四項の規定により改定された年金の額が四十二万円に満たないときは、昭和五十四年十月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

14 第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十四年九月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第十一項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

（昭和五十四年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二項の十二 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十四の仮定俸給（同条第六項において準用する第一項の十一第八項又は前条第七項の規定により改定された年金について、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給、同条第八項又は第九項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、第二項第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合においては、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十五」と読み替へるものとする。

2 第一項の十二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期年金年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについて準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期年金年限に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、

前項において準用する第一項の十二第二項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一項の十二第二項又は前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十七に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十五万円を加えた額）
二 殉職年金 八十三万六千円
三 障害遺族年金 六十二万七千円

5 前各項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に三万六千円（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては四万八千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては七万二千元）を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

一 殉職年金 八十八万四千円
二 障害遺族年金 六十七万五千円

6 第一項の十二第八項の規定は、第二項において準用する同条第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期年金年限に達しているものに係る年金に限る。次項において同じ）で、八十歳以上の者に係るものについて準用する。

7 第二項において準用する第一項の十二第二

項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項において準用する同条第八項の規定に準じてその額を改定する。

8 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一条の十二第二項、第三項、第四項、第六項において準用する同条第八項又は前項の規定により改定された額（その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十八に定める障害の等級に对应する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

二 殉職年金 九十一万八千円

三 障害遺族年金 七十万九千円

9 第一項から第三項まで又は前三項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、昭和五十四年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額（その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）に四万八千円（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては六万円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては八万四千円）を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

一 殉職年金 九十九万円

二 障害遺族年金 七十八万一千円

10 第二条の九第五項の規定は、第五項又は前

項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定は、同項」とあるのは、「第二十一条の十一第五項又は第九項の規定は、これら」と読み替へるものとする。

11 第四項又は第八項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第八項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十萬八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一萬二千元（そのうち二人までは、一人につき三萬二千四百円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六萬六千円）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

12 第四項又は第八項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号若しくは第八項第二号に掲げる額（第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第四項第三号若しくは第八項第三号に掲げる額（第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一萬二千元（そのうち二人までは、一人につき三萬二千四百円）

二 前号に掲げる金額の十分の七、五に相当する金額

第三條第一項中「第三條の十一」を「第三條の十二」に改める。

第三條の九第一項中「第五十九條の二又は附則第六條の四（法附則第十七條の二）を「若しくは第五十九條の二又は昭和四十二年四月以後に公的企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公的企業体職員等共済組合法の一部を改

正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二

條の規定による改正前の法（以下この項及び次條第一項において「昭和五十四年改正前の法」という。）附則第六條の四（昭和五十四年改正前の法附則第十七條の二）に、「第五十九條の二又は附則第六條の四の規定を若しくは第五十九條の二又は昭和五十四年改正前の法附則第六條の四の規定」に改める。

第三條の十第一項中「第五十九條から第五十九條の三まで又は附則第六條の四（法附則第十七條の二）を若しくは第五十九條から第五十九條の三まで又は昭和五十四年改正前の法附則第六條の四（昭和五十四年改正前の法附則第十七條の二）に改める。

第三條の十一の次に次の一條を加える。

（昭和五十四年度における法による退職年金等の額の改定）

第三條の十二 昭和五十二年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、前条第一項又は第三項の規定により改定された年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつて算定する額（同条第二項若しくは第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定された年金額又は前条第五項、第六項若しくは第九項から第十一項までの規定により改定された年金額）については、それぞれ同条第一項又は第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の改定年金額）の算定の基礎となるべき俸給年額）にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるとき

は、これを切り捨て得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（当該俸給年額が四百七十五萬四千二百八十五円以上であるときは、その額）を法第十七條第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七條第一項に規定する俸給年額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（当該俸給年額が四百七十五萬四千二百八十五円以上であるときは、その額）を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

（昭和五十四年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四條の七 昭和五十二年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定する。

（昭和五十四年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四條の七 昭和五十二年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定する。

（昭和五十四年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四條の七 昭和五十二年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定する。

仮定俸給（同条第四項において準用する第一
条第六項の規定により従前の年金額をもつて
改定年金額とした年金については、前条第二
項又は第三項の規定により年金額を改定した
ものとした場合において、その改定年金額の
算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸
給）の額に十二を乗じて得た額にその額が別
表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区
分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を
乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄
に掲げる金額を加えて得た額（その十二を乗
じて得た額が四百七十五万四千二百八十五円
以上であるときは、その額）を十二で除して
得た額（その額に一円未満の端数があるとき
は、これを切り捨て得た額）とする。

一 千六百五十円に一・一六七を乗じて得た
額

二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十
に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち第一
号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満た
ないものについては、昭和五十四年四月分以
後、その額を、同項の規定により改定した額
に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額
で除して得た割合（その割合が百分の八十に
満たないときは、百分の八十）を乗じて得た
額に改定する。

一 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定
俸給の額を三十で除して得た額に、組合員
期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じ
て得た金額

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合
員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別
表第三の二（昭和五十一年九月三十日以前
に法の退職をした組合員については、昭和
五十一年改正前の法別表第三の二）に定め
る率を乗じて得た金額

3 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三
月三十一日までの間に法の退職をした組合員
に係る法の規定による通算退職年金について
は、昭和五十四年四月分以後、その額を、当
該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項
に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその
額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいず
れの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げ
る率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表
の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その十
二を乗じて得た額が四百七十五万四千二百八
十五円以上であるときは、その額）を十二で
除して得た額（その額に一円未満の端数があ
るときは、これを切り捨て得た額）を第一
項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の
額とみなし、前二項の規定に準じて算定した
額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定によ
り年金の額を改定する場合について準用す
る。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受
ける通算退職年金については、昭和五十四年
四月分以後、その額を、前後の退職のそれぞ
れについて前各項の規定の例により算定した
額の合算額に改定する。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職
をした組合員に係る法の規定による通算遺族
年金については、昭和五十四年四月分以後、
その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金
とみなして前各項の規定によりその額を改定
するものとした場合の改定年金額の百分の五
十に相当する額に改定する。

第七條第一項中「第二條の十一」を「第二條の
十二」に改め、同条第二項中「第四條の六」を「第
四條の七」に改める。
別表第一の十四の次に次の一表を加える。

別表第一の十五（第一条の十二、第二条の十二関係）

別表第一の十四の仮定俸給	仮定俸給
六三、七一〇	六六、二三〇
六六、三三〇	六八、九六〇
六七、九六〇	七〇、六四〇
六九、六〇〇	七二、三四〇
七一、四五〇	七四、二六〇
七四、〇八〇	七六、九八〇
七六、三五〇	七九、三四〇
七八、四六〇	八一、五三〇
八〇、〇三〇	八四、一九〇
八三、六二〇	八六、八八〇
八六、四五〇	八九、八二〇
八九、三〇〇	九二、七七〇
九二、八六〇	九六、四六〇
九五、一三〇	九八、八一〇
九八、〇六〇	一〇一、八五〇
一〇〇、九〇〇	一〇四、八〇〇
一〇六、五八〇	一一〇、六九〇
一〇八、一〇〇	一一二、二七〇
一一二、四七〇	一一六、七九〇
一一八、二八〇	一二二、八二〇
一二四、六八〇	一二九、四七〇
一二七、九六〇	一三二、八六〇
一三一、〇八〇	一三六、〇九〇
一三五、五三〇	一四〇、七一〇
一三八、一六〇	一四三、四三〇
一四五、七八〇	一五一、三三〇
一四九、五五〇	一五五、二三〇
一五三、五一〇	一五九、三二〇
一六一、一二〇	一六七、一八〇
一六八、八一〇	一七五、一二〇
一七〇、七九〇	一七七、一七〇
一七七、一四〇	一八三、七三〇
一八六、一四〇	一九三、〇三〇
一九五、〇六〇	二〇二、二三〇
二〇〇、五七〇	二〇七、九三〇

二〇五、九三〇	二二三、四七〇
二二六、八三〇	二二四、七三〇
二二七、五〇〇	二三五、七五〇
二二九、五九〇	二三七、九一〇
二三七、九三〇	二四六、四八〇
二四八、四八〇	二五七、二八〇
二五八、九八〇	二六八、〇三〇
二六九、四二〇	二七八、七二〇
二七五、九八〇	二八五、四三〇
二八三、〇一〇	二九二、六三〇
二九六、五二〇	三〇六、四七〇
三一〇、一八〇	三二〇、四六〇
三一七、〇七〇	三二七、五一〇
三三三、五八〇	三三四、一八〇
三三六、九一〇	三四七、八三〇
三四二、九八〇	三五四、〇四〇
三五〇、〇一〇	三六一、二四〇
三六二、七三〇	三七四、二八〇
三七六、五三〇	三八八、二三〇
三八三、二三〇	三九〇、九四〇
三八九、五六〇	三九三、五一〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給の額が三八九、五六〇円を超える場合には、同表の仮定俸給の額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十四の次に次の一表を加える。

別表第三の十五(第二条の十二関係)

別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率
二七八、七二〇円以上のもの	一三三・〇割
二五七、二八〇円を超え二七八、七二〇円未満のもの	一三三・八割
二四六、四八〇円を超え二五七、二八〇円以下のもの	一四・五割
二三七、九一〇円を超え二四六、四八〇円以下のもの	一四・八割
一六七、一八〇円を超え二三七、九一〇円以下のもの	一五・〇割
一五九、三三〇円を超え一六七、一八〇円以下のもの	一五・五割
一四三、四三〇円を超え一五九、三三〇円以下のもの	一六・一割
一一六、七九〇円を超え一四三、四三〇円以下のもの	一六・九割
一一二、二七〇円を超え一一六、七九〇円以下のもの	二七・四割
一〇四、八〇〇円を超え一一二、二七〇円以下のもの	二七・八割

一〇一、八五〇円を超え一〇四、八〇〇円以下のもの	二九・〇割
九八、八一〇円を超え一〇一、八五〇円以下のもの	二九・三割
八六、八八〇円を超え九八、八一〇円以下のもの	二九・八割
七六、九八〇円を超え八六、八八〇円以下のもの	三〇・二割
七四、二六〇円を超え七六、九八〇円以下のもの	三〇・九割
七二、三四〇円を超え七四、二六〇円以下のもの	三一・九割
七〇、六四〇円を超え七二、三四〇円以下のもの	三二・七割
六八、九六〇円を超え七〇、六四〇円以下のもの	三三・〇割
六六、二三〇円を超え六八、九六〇円以下のもの	三三・四割
六六、二三〇円のもの	三四・五割

別表第四の十六の次に次の二表を加える。

別表第四の十七(第二条の十二関係)

障害の等級	年	金	額
一級			三、一一〇、〇〇〇円
二級			二、五五七、〇〇〇円
三級			二、〇六八、〇〇〇円
四級			一、五九二、〇〇〇円
五級			一、二四九、〇〇〇円
六級			九八七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二「中一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五九二、〇〇〇円」と、「二二、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十八(第二条の十二関係)

障害の等級	年	金	額
一級			三、二二〇、〇〇〇円
二級			二、六五七、〇〇〇円
三級			二、一六八、〇〇〇円
四級			一、六八二、〇〇〇円
五級			一、三三九、〇〇〇円
六級			一、〇六七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。
二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第八の次に次の一表を加える。
別表第九(第三條の十二、第四條の七関係)

俸給	年額	率	金額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの		一・〇三七	二、〇〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上一、七八八、八八八円未満のもの		一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満のもの		一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの		一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上四、七五四、二八五円未満のもの		〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

〔公共企業体職員等共済組合法の一部改正〕

第二條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第八條中「退職一時金を削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改める。

第十五條第二項中「ものを」を「元の」に、「通算退職年金又は退職一時金」を「その合算した期間が二十年未満であるときは、通算退職年金又は脱退一時金」に改める。

第十六條の見出し中「組合員」を「組合」に改める。

第十六條の二中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通算」を「通算(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通算をいう。以下同じ。)」に、「行なわな」を「行わな」に改める。

第十七條第一項中「発生した当時」を「発生した日」に、「退職当時」を「退職した日」の属する月」に改める。

第十八條第二項中「通算遺族年金又は死亡一時金」を「又は通算遺族年金」に改める。

第二十三條中「通算遺族年金又は死亡一時金」を「通算遺族年金」に改める。

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和五十四年十二月十日

金」を「又は通算遺族年金」に、「通算遺族年金若しくは死亡一時金」を「若しくは通算遺族年金」に、「遺族年金又は死亡一時金」を「遺族年金」に改める。

第二十九條中「基づく」を「基づく」に、「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、「退職一時金」を削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改める。

第四十八條中「通り」を「とおり」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 脱退一時金
第四十八條中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削る。

第四十九條の見出しを「(年金の支給期間及び支給期月)」に改め、同条第一項中「発生した月」を「発生した日の属する月」に、「事由のなくなつた月まで」を「事由がなくなつた日の属する月までの分を」に改め、同条第二項ただし書中「その時を」を「その月」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が発生したときは、その事由が発生した日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が発生したときは、その事由が発生した日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

第四十九條の次に次の一条を加える。
(年金受給者の書類の提出等)
第四十九條の二 組合は、運営規則で定めるところにより、年金である給付の支給に必要となる範囲内において、その支給を受ける者に對して、身分関係の移動、支給の停止及び廃疾の状態に關する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくこれに應じない者があるときは、その者に対しては、これに應ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第五十條第一項ただし書中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第四項を削る。

第五十條の二第三項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「(退職一時金の支給を受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の年額の算定上同条第四項の規定により控除されることとされた額を控除した額)」を削る。

第五十一條第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十二條第一項中「五十五歳」を「六十歳」に、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二條の二 退職年金で百二十万円を超え

る金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く)における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の年額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八條第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十三條第一項中「五十五歳」の下に「に達した後六十歳」を加え、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「差年数」の下に「に應じ保険数理を基礎として政令で定める率」を加える。

第五十三條の二第二項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第三項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、同条第四項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十四條 第五十二條の二の規定は、減額退職年金について準用する。この場合において、同条第一項中「退職年金で百二十万円」とあるのは「減額退職年金で当該減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金の年額が百二十万円」と、「退職年金の年額のうち」とあるのは「減額退職年金の年額の算定の基

礎となつた退職年金の年額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の年額のその算定の基礎となつた退職年金の年額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものとする。

第五十五条第四項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同条第五項中「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、「第五十条第一項ただし書」の下に「又は第六十一条の二第二項ただし書」を加え、同条第六項を削り、同条第七項中「もとの」を「元の」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第五十六条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五十七条の二を削り、第五十七条の三中「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第五十八条第一項を次のように改める。
次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。ただし、第三号に掲げる者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金（政令で定めるものに限る。）又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

一 組合員期間二十年以上の者

二 組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者（組合員を除く。以下この条において同じ。）であつて、組合員期間が一年以上二十年未満のもの

三 組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間が一年以上あり、かつ、公的年金合算期間が一年以上のもの

第五十八條第二項第二号中「組合員期間二十

年未満の組合員が死亡した場合」を「組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間が二十年未満のものが死亡した場合（次号及び第四号に規定する場合を除く。）」に改め、「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その加算した金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を削り、同条第三項中「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を削る。

第五十九条第一項中「前条第二項又は第三項の場合において、」を削り、「これらの規定」を「前条第二項又は第三項の規定」に改める。

第五十九条の二中「第五十八條第二項又は第三項」を「前二条」に改め、「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、四十三万二千元から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を削る。

第五十九条の三第一項中「前三条の場合において、」を削り、「これらの規定」を「前三条の規定」に改め、同項第一号中「四万八千元」を「六万円」に改め、同項第二号中「七万二千元」を「八万四千元」に改め、同項第三号中「三万六千元」を「四万八千元」に改める。

第五十九条の四第一項中「十年未満の組合員」の下に「（廃疾年金を受ける権利を有する者を除く。）」を加え、「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき、俸給年額の百分の〇・四五に相当する

額を控除した金額。次項において同じ。）」を削り、同条第二項中「組合員期間一年以上十年未満の組合員」を「組合員又は廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間一年以上十年未満のもの」に改め、同条第三項中「（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）」を削る。

年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。
2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額とする。
一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額
イ 俸給日額に、前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額
ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に依る利子に相当する金額
二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額
3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第六十一条第一項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。
第六十一条の二第二項中「退職一時金の支給を受けるべき者が」を「組合員期間一年以上二十年未満の者が退職した場合において」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第五項中「退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの」を「組合員期間一年以上二十年未満の者が退職した後再び元の」に、「新たに退職一時金の支給を受けるべき者となつた場合」を「再び退職した場合（第十五条第二項の規定により合算した組合員期間が二十年未満である場合に限る。）」に改める。

第六十一条の三を次のように改める。

（脱退一時金）

第六十一条の三 組合員期間（第五十六条第二項の規定により廃疾年金を受ける権利を失つた者の当該廃疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間（当該廃疾年金の年額が第五十五条第二項の規定により算定されたものである場合にあつては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間）を除く。）一年以上二十年未満の者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、廃疾

年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。
2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額とする。
一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額
イ 俸給日額に、前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額
ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に依る利子に相当する金額
二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額
3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職（当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く。）が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職のそれぞれについて前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族（その死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者を除く。）が行うことができる。

6 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第六十一条の四第一項中「通算退職年金を受ける権利を有する者」の下に「（廃疾年金を受ける権利を有する者を除く。）」を加える。

第六十一条の五を削り、第六十一条の六中「通算遺族年金又は死亡一時金を」又は「通算遺族年金」に改め、「第六十一条の四」を削り、同条を第六十一条の五とする。
第六十三條第二項を削る。

第七十八条中「適用については」の下に「第十五条第二項ただし書を加え、第五十四条第一項、第五十六条第三項を削り、並びに第五十八条を、第五十八条第一項及び第二項、第六十一条の二第二項及び第五項並びに第六十一条の三第一項に、「こえ」を「超え」に改める。第八十二条の二を次のように改める。

(継続長期組合員についての特例)

第八十二条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員(国家公務員共済組合法昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第一号に規定する職員である国家公務員をいう。以下この条において同じ。

以下この条において同じ。地方公務員(地方公務員等共済組合法昭和三十三年法律第二百五十二号)第二条第一項第一号に規定する職員である地方公務員をいう。以下この条において同じ。又は特別の法律により設立された法人でその業務が公共企業体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「公団等」という)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公団等職員」という)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く)には、長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職はなかつたものとみなし、その者は、当該国家公務員、地方公務員又は公団等職員である期間引き続き組合員であるものとする。この場合においては、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは、国、地方公共団体又は公団等は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれと、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「国、地方公共団体、公団等若しくは公共企業体」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者(以下「継続長期組合員」という)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 国家公務員、地方公務員又は公団等職員となるため退職した日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員として在職しなくなったとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が国家公務員、地方公務員又は公団等職員として在職し、引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員となつた場合(その者が更に引き続き国家公務員、地方公務員又は公団等職員となつた場合を含む)における前二項の規定の適用については、その者は、これらの国家公務員、地方公務員又は公団等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が国家公務員、地方公務員又は公団等職員として在職し、引き続き再び元の組合員の資格を取得した後主務省令で定める期間内に引き続き再び国家公務員、地方公務員又は同一の公団等の公団等職員となるため退職した場合については、適用しない。

5 国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員は、国家公務員共済組合法第三十七条第一項又は地方公務員等共済組合法第三十九条第一項の規定にかかわらず、これらの法律の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

6 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第四條第四項中「(昭和三十三年法律第二百二十八号)を削る。

附則第五條第一項第五号中「除く。附則第十一条第一項第六号及び第七号並びに第二十六条の四を除く。附則第二十六条の四」に改め、

同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第四号」を「前項第四号」に改め、同項第二号中以下同じ」を「次号及び附則第十一條第一項において同じ」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六條第一項中「同項の規定を」とあるのは「同項本文の規定に、「端数」を「端数」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第四項中「当該組合員が組合員期間二十年未満の更新組合員を」とその死亡した者が更新組合員又は更新組合員であつた廃疾年金を受ける権利を有する者であつて、組合員期間二十年未満のものに、「当該更新組合員の遺族」を「その者の遺族」に、「当該更新組合員に係る」を「その死亡した者に係る」に改め、同条第五項中「第五十八條第二項第三号又は前項、附則第六條の三第二項若しくは第六條の四第二項」を「第五十八條第二項、第五十九條(附則第六條の七)において準用する場合を含む)」、第五十九條の二(附則第六條の七)において準用する場合を含む)」、前項、次条第五項若しくは第六項又は附則第六條の三第二項に、「金額より少ないとき」を「金額に満たないとき」に改め、同条第六項中「附則第六條の三第一項、附則第六條の四第一項、附則第十四條第一項又は附則第十四條の二第一項」を「次条第一項若しくは第二項又は附則第六條の三第一項、第十四條第一項若しくは第十四條の二第一項」に改める。

附則第六條の二第一項中「前条第一項又は附則第十四條第一項の退職年金」を「その者に対する退職年金」に、「これらの規定の例」を「前条第一項又は附則第十四條第一項の規定」に改め、同項第一号中「その超える期間」を「(当該更新組合員が八十歳未満の者であるときは、その超える期間)に改め、同項第二号中「又は第三号」を「から第五号まで」に、「(その超える期間)を「(当該更新組合員が八十歳未満の者であるときは、その超える期間)に改め、同条第三項中「七十歳の下に」又は八十歳」を加え、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第五

項中「第五十八條第二項の」を削り、「同項の規定の例」を「第五十八條第二項の規定」に改め、同項第一号中「その超える期間」を「(当該遺族年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その超える期間)に改め、同項第二号中「又は第三号」を「から第五号まで」に、「(その超える期間)を「(当該遺族年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その超える期間)に改め、同条第六項中「(妻、子及び孫を除く)」が七十歳に達したとき」を「(妻、子及び孫を除く)」が七十歳に達したとき」に改め、同条第七項及び第八項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

附則第六條の三第一項中「附則第六條第一項の下に、前条第一項若しくは第二項」を加え、「(控除した額)を「控除した金額」(その金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額)に、「その額」を「その金額」に改め、同項第一号中「第五十條第三項の規定により算定した金額」を「算定した第五十條第三項各号に掲げる金額の合算額」に、「乗じて得た額」を「乗じて得た金額」に改め、同項第二号中「第五十條第三項の規定により算定した額」を「第五十條第三項各号に掲げる金額の合算額」に改める。

附則第六條の四第一項中「前条第一項又は附則第十四條第一項」を若しくは第六項、第六條の二第二項若しくは第二項、第六條の三第一項、第六條の四第一項又は第十四條第一項」に改め、「(旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に關する法令の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員に対する退職年金にあつては、五十五万二千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額)を削り、同条第二項を削り、同条を附則第六條の六とし、附則第六條の三の次に次の二条を加える。

第六條の四 退職一時金の支給を受けた者(昭

和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第五十四条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。以下単に「昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」という。）の支給を受けた者（同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有するものに支給する退職年金の年額（第五十三條第二項の規定による減額退職年金の年額の算定の基礎となるものを含む。）は、第五十條第二項又は第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した退職年金の年額（その年額が同項の規定により俸給年額の百分の七十に相当する金額とされたものであるときは、同項各号に掲げる金額の合算額）から当該昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額とする。ただし、当該年金の年額が同項の規定により算定したものである場合において、その金額が俸給年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

2 退職一時金の支給を受けた者が死亡した場合において、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、第五十八條第二項又は第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の年額から当該昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額とする。

3 通算退職年金を受ける権利を有する者で昭和

和五十四年改正前の法第五十四條第一項ただし書の規定の適用を受けたものに支給する通算退職年金の年額は、第六十一條の二第三項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た金額とする。

一 俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

4 前項の規定の適用を受ける者に対する第六十一條の二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項及び附則第六條の四第三項」とする。

5 第三項の規定の適用を受ける者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一條の四第二項中「第六十一條の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一條の二第三項から第五項まで並びに附則第六條の四第三項及び第四項」とする。

第六條の五 退職一時金の支給を受けた者が更新組合員であつた者である場合における前条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「第五十條第二項又は第三項」とあるのは、「附則第七條の二において準用する附則第六條第一項、第六條の三第一項又は第十四條第一項」と、同条第二項中「第五十八條第二項又は第三項」とあるのは、「第五十八條第二項若しくは第三項又は附則第七條の二において準用する附則第六條第四項若しくは第五項若しくは第六條の三第二項」とする。

2 更新組合員が退職した後に通算退職年金を受ける権利を有することとなつた場合における当該退職に係る通算退職年金の年額は、第六十一條の二第三項又は前条第三項の規定にか

かわらず、千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に附則第五條第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いていゝるもの（同日前に給与事由の生じた恩給に関する法令の規定による一時恩給（以下「一時恩給」という。）の基礎となつた在職年に係るものを除く。）、同項第三号の期間（控除期間を除く。）及び施行日以後の組合員期間を合算した期間（以下この条において「更新組合員の通算退職年金基礎期間」という。）の月数を乗じて得た金額とする。ただし、その者が当該退職のときに昭和五十四年改正前の法第五十四條第一項ただし書の規定の適用を受けた者であるときは、その更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数を乗じて得た金額に、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た金額とする。

一 俸給日額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と俸給の千分の十に相当する額の合算額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数及び当該退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

3 前項の場合において、同項第一号に掲げる金額が、次の各号に掲げる更新組合員であつた者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、その金額を同項第一号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

一 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員 俸給に、附則第五條第一項第一号の期間で同日まで引き続いていゝるもの（同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額

二 施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員（同日に恩給公務員であつた更新組合員を除く。） 俸給日額に、附則第五條第一項第三号の期間（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。）と施行日以後の組合員期間とを合算した期間に応じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額（同号の期間のうちに控除期間（旧法第九十五條に規定する控除期間に限る。）を有する者については、その金額から俸給日額にその期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額）

4 更新組合員であつた者に対する第六十一條の二第五項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項並びに附則第六條の四第三項並びに第六條の五第二項及び第三項」とする。

5 更新組合員であつた者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一條の四第二項中「第六十一條の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一條の二第三項から第五項まで並びに附則第六條の四第三項及び第四項並びに第六條の五第二項及び第三項」とする。

6 更新組合員であつた者に係る通算退職年金又は通算遺族年金の年額の計算については、第二項に規定する更新組合員の通算退職年金基礎期間以外の期間は、組合員期間から除算する。

附則第七條の前に次の二條を加える。

第六條の七 第五十九條及び第五十九條の二の規定は、附則第六條第四項、第六條の二第五項若しくは第六項、第六條の三第二項又は第六條の四第二項の規定により算定した遺族年金の年額について、第五十九條の三の規定は、附則第六條第四項若しくは第五項、第六條の二第五項若しくは第六項、第六條の三第

二項、第六條の四第二項又は第十四條の五の規定により算定した遺族年金の年額について準用する。

第六條の八 退職年金又は減額退職年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間（船員である組合員であつた期間については、第七十七條第二項の規定により計算した期間。以下この条において同じ。）が最短期年金年限（退職年金を受ける最短期年金年限をいう。以下この条において同じ。）以上である場合における当該退職年金の年額（当該減額退職年金の年額の算定の基礎となるものを含む。）については、第五十條第二項若しくは第三項若しくは第五十條の二第二項から第四項まで又は附則第六條第一項若しくは第六項、第六條の二第二項若しくは第二項、第六條の三第一項、第六條の四第一項若しくは第六條の六の規定により算定した額が、六十四万七千円に満たないときは、当分の間、その金額を当該退職年金の年額とする。

2 廃疾年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合における当該廃疾年金の年額については、第五十五條第二項、第三項、第七項若しくは第八項、第五十六條第一項又は附則第六條第二項若しくは第三項の規定により算定した額が、当該各号に掲げる金額に満たないときは、当分の間、それぞれその金額を当該廃疾年金の年額とする。

一 当該廃疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限以上である場合 六十四万七千円

二 当該廃疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が九年以上最短期年金年限未満である場合又は当該廃疾年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が

最短期年金年限以上である場合 四十八万五千三百円

3 退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限以上（廃疾年金を受ける者にあつては、九年以上）である場合において、その者が六十五歳に達したときは、前二項の規定に準じてその額を改定する。

（特例死亡一時金）
第八條 組合員期間（第五十六條第二項の規定により廃疾年金を受ける権利を失つた者の当該廃疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間（当該廃疾年金の年額が第五十五條第二項の規定により算定されたものである場合にあつては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間）を除く。）一年以上二十年未満の者（昭和五十四年十二月三十一日において組合員の資格を有していた者に限る。）が、退職した後六十歳に達するまでの間に死亡したときは、その者の遺族に一時金（以下「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額を加算した金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職のそれぞれについて

前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定（第六十一條の三の規定を除く。）を適用する。
6 前各項に定めるもののほか、特例死亡一時金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第九條 第十條及び第十一條第一項中「第五十四條第一項又は第二項」の下に「又は第六十一條の二第二項」を加え、「退職一時金又は廃疾一時金」を「廃疾一時金又は通算退職年金」に改める。
附則第十四條の二第一項中「附則第六條の三第一項、附則第六條の四第一項」を「第六條の二第一項若しくは第二項、第六條の三第一項、第六條の六、第六條の八第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十四條の三 附則第六條第四項、附則第六條の三第二項及び附則第六條の四第二項を「及び第五十九條から第五十九條の三まで（附則第六條の七において準用する場合を含む。）並びに附則第六條第四項、第六條の二第五項及び第六項並びに第六條の三第二項」に改め、同条を附則第十四條の五とし、附則第十四條の二の次に次の二條を加える。
（退職年金及び減額退職年金の停止に関する特例）
第十四條の三 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 附則第六條第一項又は第十四條第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次のイ又はロに掲げる施行日前の期間（附則第五條第一項各号の期間を合算した期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額
イ 施行日前の期間が二十年以上であるもの 当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第六條第一項の規定により算定した額を控除した金額
ロ 施行日前の期間が二十年未満であるもの 当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第十四條第一項の規定により算定した額を控除した金額

二 附則第六條の三第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額から同項の規定により算定した退職年金の年額に施行日前の期間の年数を組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額を控除した金額

三 前条第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額から同項に規定する普通恩給の年額に相当する額を控除した金額

2 前項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金でその年額の算定の基礎となつた退職年金の年額のうち同項各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金に係る同項各号に定める金額のうち百二十万円を超える部分の金額

第一類第五号 大蔵委員会議案第三号 昭和五十四年十二月十日

額に当該減額退職年金の年額のその算定の基礎となつた退職年金の年額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

3 第五十二条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による退職年金又は減額退職年金の支給の停止について準用する。

4 更新組合員については、第五十二条の二第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第十四条の四 附則第五条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金で次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に定める金額を普通恩給の年額とみなし、これを受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の課税総所得金額（所得税法その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額をいう。）を恩給外の所得の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

一 附則第六条第一項、第六条の二第二項若しくは第二項又は第十四条第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額
イ 附則第五条第一項第一号の期間（一年未満の端数は切り捨てる。以下この号において同じ。）が二十年以上であるもの
ロ 同号の期間を組合員期間とみなして第五十条第二項本文の規定により算定した額から同号の期間一年につき附則第六条第一項第一号に規定する金額を控除した金額（附則第六条の二第二項又は第二項の規定によりその額が算定された退職年金にあつては、その控除後の金額に同条第

一項第一号に掲げる金額を加えた金額。
ロにおいて同じ。）

附則第五条第一項第一号の期間が二十年未満であるもの 同号の期間の年数に俸給年額の百分の二に相当する額を乗じて得た額から同号の期間一年につき附則第六条第一項第一号に規定する金額を控除した金額

二 附則第六条の三第一項の規定によりその額が算定された退職年金 当該退職年金の年額に附則第五条第一項第一号の期間の年数を組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額

三 附則第十四条の二第二項の規定によりその額が算定された退職年金 同項に規定する普通恩給の年額に相当する金額

2 前項に規定する課税総所得金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによるものとし、同項の規定による支給の停止は、その年の翌年六月から翌々年五月までの分として支給されるものについて行う。

附則第十五条第二項中「若しくは廃疾年金」を「廃疾年金若しくは通算退職年金」に、「退職一時金、通算退職年金若しくは返還一時金及び廃疾一時金」を「廃疾一時金及び昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金若しくは返還一時金（昭和五十四年改正前の法第六十一条の三の規定による返還一時金をいう。附則第二十四条第十項において同じ。）に改め、「死亡一時金」の下に「（昭和五十四年改正前の法第六十一条の五の規定による死亡一時金をいう。附則第二十四条第十項において同じ。）を加え、同項ただし書を削る。

附則第十六条第二項中「若しくは廃疾年金又は退職一時金若しくは廃疾一時金」を「廃疾年金若しくは通算退職年金又は廃疾一時金若しくは昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に改め、同条第三項中「退職一時金又は廃

疾一時金」を「廃疾一時金又は昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に、「当該退職一時金及び廃疾一時金」を「当該廃疾一時金及び昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（減額退職年金の支給開始年齢の特例）

第十六条の二 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第五十三条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中

「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十六条の二に定める理由を勘案して」とする。

（退職年金の支給開始年齢の特例）

第十六条の三 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第五十条第一項ただし書、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条及び第五十三条の二第四項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、「第五十二条第一項及び第五十三条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和三年一月一日以前に生まれた者		昭和三年一月一日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者		昭和六年一月一日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者		昭和九年一月一日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者		昭和十二年一月一日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	
昭和三年一月一日以前に生まれた者	五十五歳	昭和三年一月一日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	昭和六年一月一日から昭和九年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	昭和九年一月一日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	昭和十二年一月一日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳
	五十歳		五十一歳		五十二歳		五十三歳		五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の第一欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第五十条第一項ただし書、第五十一条第二項、第五十二条、第五十三条及び第五十三条の二第四項の規定の適用については、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる字句に、「第五十二条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる字句に、「第五十三条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第	一	欄			
		第二欄	第三欄	第四欄	
昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	五十五歳	五十五歳	五十歳	四十五歳	昭和五十五年一月一日以前に生まれた者

昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者 又は昭和三年一月二日から昭和六年一月一日までの間に 生まれた者	五十六歳	五十一歳	四十六歳
昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者 又は昭和六年一月二日から昭和九年一月一日までの間に 生まれた者	五十七歳	五十二歳	四十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者 又は昭和九年一月二日から昭和十二年一月一日までの間に 生まれた者	五十八歳	五十三歳	四十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日まで の間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者 又は昭和十二年一月二日から昭和十五年一月一日までの間に 生まれた者	五十九歳	五十四歳	四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者については、これらの規定により読み替えられた第五十三条第二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「応じ保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

(遺族年金の支給開始年齢の特例)

第十六条の四 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第六十一条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日まで の間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

附則第十七条の見出しを「更新組合員に係る支給開始年齢の特例」に改め、同条第四項中「五十五才に達するまでは」を「六十歳に達するまでは」に改める。

附則第十七条の二中「第六條の四」を「第六條の三」に、「第九條」を「第六條の六から第六條の八まで、第九條」に、「及び第十三條から前条まで」を「第十三條から第十六條まで及び前条」に、「もとの」を「元の」に改め、同条後段を削る。

附則第十七条の三中「もとの」を「元の」に改め、「第五十九條、第五十九條の三並びに」を削り、「第六條の三第二項、第六條の四第二項並びに第十四條の三」を「附則第六條の三第二項、附則第六條の七において準用する第五十九條から第五十九條の三まで並びに附則第十四條の五」に改める。

附則第二十三條第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第八十二條の二及び附則第二十六條の十の規定は、適用しない。

附則第二十四條第一項中「同法の組合員であつたものとみなされる」を削り、「規定する公庫等職員」の下に「同条第二項に規定する継続長期組合員であるものに限る。以下この条及び次条において「公庫等職員」という。」を加え、「引き続き同項」を引き続いて前条第一項に、「以下同じ」を「以下この条から附則第二十六條まで及び附則第二十七條において同じ」に、「もとの」を「元の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法若しくは昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第...）第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「昭和五十四年改正前の国の共済法」という。）の規定による退職一時金（以下「一時恩給等」という。）を受けた者（昭和五十四年改正前の国の共済法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。）であるとき

は、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給等の額（旧法又は昭和五十四年改正前の国の共済法の規定による給付の制限を受ける者にあつてはその制限を受けなかつた場合において受けることができる額、昭和五十四年改正前の国の共済法の規定による退職一時金にあつては昭和五十四年改正前の国の共済法第八十條第二項第一号に掲げる額）に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額を超えるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

附則第二十四條第四項中「その遺族が第一項に」を「その遺族が、その復帰組合員が第一項に、若しくは遺族年金を」、「遺族年金若しくは通算退職年金」に、「第七十七條第二項若しくは」を「第七十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは」に、「第十五條」を「第十五條第一項」に、「若しくは」を「第十五條を」に、「第七十七條第二項を除く。」を「国家公務員共済組合法（第七十七條第二項を除く。）を」に、「国家公務員共済組合法（第七十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）を除く。）若しくは」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（第十五條第一項及び第十六條を除く。）に改め、」するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算」を削り、同条第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「復帰組合員が、第一項」を「復帰組合員又はその遺族が、その復帰組合員が第一項」に、「退職一時金を受けるべき者」を「通算退職年金

又は通算遺族年金を受ける権利を有する者」に、「返還一時金又は死亡一時金」を「又は通算遺族年金」に改め、「当該退職一時金に係る」を削り、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「若しくは一時退給又は旧法」を「旧法」に、「若しくは退職一時金」又は「一時退給等」に、「同法」を「昭和五十四年改正前の国の共済法」に改め、「限る。」の下に「若しくは国家公務員共済組合法の規定による脱退一時金若しくは特例死亡一時金を加え、返還一時金又は死亡一時金を通算遺族年金、脱退一時金若しくは特例死亡一時金又は返還一時金若しくは死亡一時金」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第二十五条第一項中「又は国家公務員」を「若しくは国家公務員」に、「若しくは国家公務員」を「又は国家公務員」に、「その職を退くこと」を削り、「死亡したとき」を「死亡したとき（国家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であつたものとみなされる）に限り、その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。」を「国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項各号の一に該当するに至つたとき（引き続き再び国家公務員となつたときを除く。）」に、「発生した当時」を「発生した日」に、「退職当時」を「退職した日」の属する月に、「死亡した月」を「死亡した日の属する月」に、「転出した月」を「転出した日の属する月」に改め、同条第二項中「第六項、第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は」を「第五項、第六項、第九項及び第十項の規定は」に改め、「前条第三項後段の規定は次項の場合について」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 転出組合員であつた者又はその遺族が、その転出組合員であつた者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員又は公庫等職員であつた期間につき国家公務員共済組合法の規定による廃疾一時金又は

遺族一時金を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から同法の規定による当該廃疾一時金又は遺族一時金の額（同法の規定による給付の制限を受けた者にあつては、その制限を受けなかった場合において受けることができる額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から同法の規定による当該廃疾一時金又は遺族一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額を超えるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

附則第二十五条第四項中「その遺族が第一項」を「その遺族が、その転出組合員であつた者が第一項」に、「若しくは遺族年金公務遺族年金を除く。以下この条において同じ。」を、「遺族年金（公務遺族年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは通算退職年金」に、「若しくは遺族年金の年額」を、「遺族年金若しくは通算退職年金の年額」に、「第七十七條第二項若しくは」を「第七十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは」に、「第十五條を」を「第十五條第一項に、若しくは」を「国家公務員共済組合法（第七十七條第二項を除く。）を」を「国家公務員共済組合法（第七十七條第二項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）を除く。）若しくは」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（第十五條第一項及び第十六條を除く。）」に改め、「するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされ

る国家公務員又は公庫等職員であつた期間は、組合員期間から除算」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「退職一時金及び」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項から第十三項までを削る。

附則第二十六条第一項中「第六條の四」を「第六條の八」に改め、「第八條を削り、第十七條まで」を「第十六條まで、第十七條」に改める。

附則第二十六条の三第二項ただし書を削る。

附則第二十六条の七第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

附則第二十六条の九の次に次の一条を加える。

（特例廃疾年金等の支給）

第二十六条の十 次の各号に掲げる者が、継続長期組合員であつた間に、国、地方公共団体若しくは公団等の業務又は通勤により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病のため、それぞれ当該各号に定める時に別表第四に掲げる程度の傷病の状態にあるとき、又はその時から五年以内に同表に掲げる程度の傷病の状態になつた場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、当分の間、政令で定めるところにより、その者の死亡に至るまで特例廃疾年金を支給する。

一 継続長期組合員であつた者で引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した後退職したものの、次のイ又はロに掲げる場合に応じそれぞれイ又はロに定める時

イ その傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項において「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した後に退職した場合、退職の時

ロ 初診日から起算して一年六月を経過するまでの間に退職した場合、その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らないがその期間を経過した時

二 継続長期組合員であつた者で第八十二條の二第二項第一号又は第二号に該当するに至つたものの（引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した者を除く。）次のイ又はロに掲げる場合に依りそれぞれイ又はロに定める時

イ 初診日から起算して一年六月を経過した後にこれらの規定に該当するに至つた場合、その該当するに至つた時

ロ 初診日から起算して一年六月を経過するまでの間にこれらの規定に該当するに至つた場合、その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らないがその期間を経過した時

2 前項の規定にかかわらず、継続長期組合員であつた者に係る傷病が次に掲げるものであるときは、特例廃疾年金は支給しない。

一 国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員であつた間の通勤によるものであり、かつ、公的年金合算期間が一年となる前のものであるとき。

二 公団等職員である継続長期組合員であつた間のものであり、かつ、公的年金合算期間が六月となる前のものであるとき。

3 傷病の状態になつた時又は請求の時が第一項各号に定める時から五年を経過した後であつても、組合が審査会の議に付することを適当と認め、かつ、審査会においてその傷病が継続長期組合員であつた間の業務による傷病に起因することが顕著であると議決したときは、その時から、特例廃疾年金を支給する。

4 特例廃疾年金の年額は、継続長期組合員であつた者について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定又は厚生年金保険法の規定を適用するものとする。この法律の規定による廃疾年金又は障害年金の額の算定方法を参照して政令で定める額とする。

5 継続長期組合員（国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員に限る。以下この項及び次項において同じ。）又は継続長期組合員であつた者が、継続長期組合員である間に、国又は地方公共団体の業務により病氣にかかり、又は負傷し、その傷病により死亡したときは、第五十八条第一項又は附則第十三条の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、その者の遺族に特例遺族年金を支給し、遺族年金は支給しない。

6 特例遺族年金の年額は、継続長期組合員又は継続長期組合員であつた者について国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用するとしなればその者の遺族が受けることができるこれらの法律の規定による遺族年金の額の算定方法を参照して政令で定める額とする。

7 特例廃疾年金又は特例遺族年金は、それぞれ廃疾年金又は遺族年金とみなして、長期給付に関する規定（第十六条の二、第五十五条第一項から第三項まで及び第五十八条から第五十九条の四までの規定並びに附則第六条第二項から第五項まで、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項から第四項までの規定（これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六条の四第二項（附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）、規定、第六条の七並びに第六条の八第二項及び第三項の規定（これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条（附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第二項及び第十四条の五の規定（これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十七条の三の規定を除く。）を適用する。

8 特例廃疾年金のうち国家公務員共済組合法

第八十一条第一項第一号又は地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金に相当するもの及び特例遺族年金の給付に要する費用は、第六十四条第一項及び第八十二条の二第二項の規定により読み替えて適用する第六十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

9 前各項に定めるもののほか、特例廃疾年金及び特例遺族年金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九条中「退職一時金」を「脱退一時金」に、「附則第十五条、第十六条若しくは第十八条の規定（附則第二十六条において準用するこれらの規定を含む。）」又は第二十六条の二若しくは第二十六条の三を「附則第十八条（附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「差額又は」を削る。

附則第三十条の次に次の一条を加える。
（長期給付に要する費用の負担の特例）
第三十条の二 公共企業体は、当分の間、長期給付に要する費用（附則第二十六條の十第八項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用及び前条の規定により公共企業体が負担する追加費用を除く。）について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 公共企業体が前項の規定による負担をする場合における第六十六条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号及び第三項第二号中「長期給付に要する費用」とあるのは「長期給付に要する費用（附則第三十条の二第二項の規定による公共企業体の負担に係るものを除く。）」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項及び附則第三十条の二第二項又は前項」とする。

3 公共企業体が第一項の規定による負担をする場合における昭和四十二年四月以後における

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六号）第七條第二項の規定の適用については、同項第二号中「並びに第六十六条第一項第二号及び第三項第二号」とあるのは、「第六十六條第一項第二号及び第三項第二号並びに附則第三十条の二第二項」とする。

4 第八十二条の二第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用については、前第三項の規定中「公共企業体」とあるのは、「国、地方公共団体又は第八十二条の二第一項に規定する公団等」として、これらの規定を適用する。

5 昭和五十四年改正前の法第八十二条の二第二項に規定する復帰希望職員に該当する者に係る長期給付に要する費用については、第一項から第三項までの規定中「公共企業体」とあるのは「昭和五十四年改正前の法第八十二条の二第一項に規定する公団等」として、これらの規定を適用する。

別表第三中「第五十四条」を「第六十一条の三、附則第六條の四、附則第六條の五」に改める。
別表第三の二中「第五十四条」を「附則第六條の四、附則第六條の五」に改める。
別表第四中「第六十一条」を「第六十一条、附則第二十六條の十」に改める。
別表第六中「附則第八條」を「附則第六條の五」に改める。

附則
（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十二年四月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定（同法第三條の九第一項及び第三條の十第一項の改正規定を除く。）、第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九條の次に

一条を加える改正規定、同法第五十九條の三第一項各号の改正規定、同法第六十三條第二項を削る改正規定及び同法附則第六條の二第二項から第八項までの改正規定並びに附則第七條、第十二條、第十五條、第二十條、第二十二條及び第二十三條の規定は、公布の日から施行する。附則第十五條の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

3 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第五十九條の三第一項各号の規定並びに改正後の法附則第六條の二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定（これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）並びに附則第七條及び第十二條第一項の規定は、昭和五十四年六月一日から適用する。

4 改正後の法附則第六條の二第三項、第四項、第七項及び第八項の規定（これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）並びに附則第十二條第二項の規定は、昭和五十四年十月一日から適用する。
（退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置）
第二条 改正後の法第五十條第一項ただし書、第五十一條第二項、第五十二條、第五十三條、第五十三條の二第四項及び第六十一條第一項並びに附則第十六條の二から第十六條の四まで及び第十七條第四項（改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、施行日前に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

（退職一時金の支給を受けた者の特例等）
第一条 改正後の法第五十條第一項ただし書、第五十一條第二項、第五十二條、第五十三條、第五十三條の二第四項及び第六十一條第一項並びに附則第十六條の二から第十六條の四まで及び第十七條第四項（改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、施行日前に退職年金又は遺族年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

第三條 改正後の法附則第六條の四から第六條の七まで（改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金について、昭和五十五年一月分以後適用する。

（退職年金等の停止に関する経過措置）
第四條 改正後の法第五十二條の二（改正後の法第五十四條において準用する場合を含む。）の規定並びに改正後の法附則第十四條の三及び第十四條の四の規定（これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた者について、適用する。

（退職一時金等に関する経過措置）
第五條 施行日前に給付事由が発生した一時金である長期給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が発生した喪失年金を受ける権利を有する者が施行日以後にその支給を受ける権利を失い、又は死亡した場合（次条の規定の適用がある場合を除く。）において、第二條の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）の規定が適用されるとしたならば改正前の法第五十六條第三項の規定により支給されることとなる差額に相当する金額については、なお従前の例による。

3 退職一時金の支給を受けた者（改正前の法第五十四條の規定による退職一時金（その額が同条第五項の規定により算定されたものを除く。）の支給を受けた者（同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）をいう。次項において同じ。）が、施行日以後に六十歳に達したとき、又は施行日以後に退職年金若しくは喪失年金を受ける権利を有する者となつたときにおいて、改正前の法の規定が適用されるとしたならば改正前の法第六十一條の三第一項又は第二項

の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

4 退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されるとしたならば改正前の法第六十一條の五第一項の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

（遺族年金の支給要件に関する経過措置）
第六條 改正後の法第五十八條第一項の規定は、施行日前に喪失年金を受ける権利を有することとなつた組合員期間二十年未満の者が施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）
第七條 改正後の法第五十九條の三第一項（改正後の法附則第六條の七において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

（通算退職年金等に関する経過措置）
第八條 改正後の法第六十一條の二及び第六十一條の四の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の年額の算定について、適用する。

2 改正前の法第五十四條の規定による退職一時金でその額が同条第五項の規定により算定されたもの若しくは改正前の法第六十一條の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間又は施行日前に給付事由が発生した喪失年金を受ける権利の基礎となつた組合員期間は、改正後の法第六十一條の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

（脱退一時金等に関する経過措置）
第九條 改正後の法第六十一條の三の規定による脱退一時金又は改正後の法附則第八條の規定による特例死亡一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間については、支給しない。

（継続長期組合員についての特例に関する経過措置）
第十條 改正後の法第八十二條の二及び附則第二十六條の十の規定は、施行日以後に改正後の法第八十二條の二第一項に規定する国家公務員、地方公務員又は公団等職員となるため退職した者について、適用する。

（公団等に転出した復帰希望職員に係る特例等に関する経過措置）
第十一條 改正前の法第八十二條の二第一項に規定する復帰希望職員（以下この条において「復帰希望職員」という。）に該当する者が引き続き同項に規定する公団等職員（以下この条において「公団等職員」という。）として在職し、引き続き施行日前に復帰したとき（同項に規定する復帰したときをいう。）又は当該公団等職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望職員に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用並びにその者に係る掛金及び負担金については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その者は、その申出をした日に改正前の法第八十二條の二第四項に規定する公団等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、同項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

4 復帰希望職員が施行日から起算して五年を経過する日までの間に引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得しなかつたとき（同日以前に死亡したときを除く。）は、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を準用する。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）
第十二條 改正後の法附則第六條の二第一項、第

二項、第五項及び第六項の規定（これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

2 改正後の法附則第六條の二第三項、第四項、第七項及び第八項の規定（これらの規定を改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年十月分以後適用する。

（退職年金の年額の特例に関する経過措置）
第十三條 改正後の法附則第六條の三第一項（改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

（退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置）
第十四條 改正後の法附則第六條の八（改正後の法附則第十七條の二及び第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

第十五條 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職（在職中の死亡を含む。）第五項及び第七項から第九項までにおいて同じ。）に係る公共企業体職員等共済組合法（以下「法」という。）の規定による次の表の上欄に掲げる年金（法第五十九條の四の規定の適用がある遺族年金を除く。）については、その年金の額（遺族年金については、その額につき法第五十九條の三の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算された額に相当する額を控除した額）が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（船員である組合員であつた期間については、法第七十七條第二項の規定により計算した期間。第五項及び第八項におい

じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

年	金	實在職した期間	金	額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を受ける最短期間（以下この表及び第五項の表において単に「最短期間」という）以上	六十四万七千円		
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短期間未満	四十八万五千三百円		
	九年未満	三十二万三千五百円		
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期間以上	四十八万五千三百円		
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期間以上	四十八万五千三百円		
	最短期間未満	三十二万三千五百円		
遺族年金で六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族である者がいる場合の妻に限る）が受けるもの	最短期間以上	三十七万四千五百円		
	九年以上最短期間未満	二十八万九百円		
	九年未満	十八万七千三百円		
遺族年金で六十歳未満の妻（遺族である者がいる場合の妻を除く）子又は孫が受けるもの	最短期間以上	三十二万三千五百円		
	九年以上最短期間未満	二十四万二千七百円		
	九年未満	十六万一千八百円		
遺族年金で六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く）が受けるもの	最短期間以上	二十四万二千七百円		
	最短期間未満	十六万一千八百円		

一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき（遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く）、又はその年金を受ける者が退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける者である場合においてその者が同月一日から同年十一月三十日までの間に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分

五九

この場合においては、前項の規定を準用する。

が次の各号の一に該当する場合には、これらの

し、その者が当該遺族年金に係る組合員又は留

合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、

旧法（国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（昭和三十三年法律第二百一十九号）第二

条第一項第二号に規定する旧法をいう。の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける者

合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する）

昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日

までの間の退職に係る法の規定による遺族年金（法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年

金を除く。第七項及び第八項において同じで、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻（遺族

である子がいる場合の妻に限る）が受けるものについては、その遺族年金の額（その額につ

で、法第五十九条の三又は前項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定に

次の表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組

員であつた者の組合員期間のうち、實在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に

たないときは、同年六月分（同年六月一日以後）の退職に係るものについては、給付事由が発生

した日の属する月の翌月分）から同年十二月分までの遺族年金の額は、第二項及び第三項の規

定にかかわらず、当該区分に対応する同表の欄に掲げる額とする。この場合においては、第

実在職した期間

最短期年金限以上	四十二万円
九年以上最短期年金限未満	三十一万五千円
九年未満	二十一万円

6 前項の場合において、遺族年金を受ける事

次の各号の一に該当する場合に於て、同項の掛
により算定した金額に当該各号に掲げる額を

えた箱を当記道徳年金の年箱とする。このセ
においては、第四項ただし書の規定を準用

一 遺族である子が一人いる場合 六万円

二 近放であるが二人以上いる場合 千円

三 六十歳以上である場合（前二号に規定する場合を除く。） 四万八千円

昭和五十四年三月一日から同年十一月三

に於いては、その通旅年金を受ける者が同年
月一日から同年十一月三十日までの間に六十

六十歳に達したときを除く。は、その達した

族である子がいない場合の妻であるときは、
二頁の「見定三集」の二頁と改定する。

二項の規定に準じてその審を決定する。

昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の最長二系から去つて現定による遺族厚生金の間の最長二系から去つて現定による遺族厚生

また、その間の退職に係る法の規定による退職金については、その遺族年金の額（その額に）

合には、その額から同条の規定により加算さ

た筈に相当する筈を控除した筈」が、第五で表の上欄に掲げる当該遺族年金に係る組合員

あつた者の組合員其間のうち、実在職した期間に
区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満た

いときは、同年十月分（同年十月一日以後の

ら第二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に對する修正案(正藤成二君外一名提出)

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法第五十条第一項ただし書の改正規定及び同条第四項を削る改正規定中「第一項ただし書中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条」を削る。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法第五十一条第二項の改正規定を削る。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法第五十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定中「第一項中「五十五歳」を「六十歳」に、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条」を削る。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法第五十三条第一項及び第二項の改正規定を削る。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法第五十三条の二第二項、第三項及び第四項の改正規定中「削り、同条第四項中「五十五歳」を「六十歳」に改める」を削るに改める。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法第六十一条第一項の改正規定を削る。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法附則第十六条第二項及び第三項の改正規定並びに同条の次に三条を加える改正規定中「改め、同条の次に次の三条を加える」を改めるに改め、附則第十六条の二から第十六条の四までを削る。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法附

則第十七条の改正規定を次のように改める。

附則第十七条の見出しを「(更新組合員に係る支給開始年齢の特例)」に改め、同条第四項中「五十五才」を「五十五歳」に、「五十才」を「五十歳」に改める。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法附則第十七条の二の改正規定中「及び第十三条から前条まで」を、「第十三条から第十六条まで及び前条」に改める。

第二条のうち、公共企業体職員等共済組合法附則第二十六条第一項の改正規定中「削り、第十七条まで」を「第十六条まで、第十七条」に改めるに改める。

附則第一条第一項ただし書中「附則第七条、第十二条、第十五条、第二十條、第二十二條及び第二十三條」を「附則第六条、第十一條、第十四條、第十九條、第二十一條及び第二十二條」に改め、同条第二項中「附則第十五條」を「附則第十四條」に改め、同条第三項中「附則第七条及び第十二條第一項」を「附則第六條及び第十一條第一項」に改め、同条第四項中「附則第十二條第二項」を「附則第十一條第二項」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に改め、同条を附則第二条とし、附則第四条から第二十三条までを一条ずつ繰り上げる。